



仙台市みどりの基本計画
2021-2030
(中間案)

令和 3 年 1 月

仙 台 市

目次

序章

1 改定の背景と目的	1
2 みどりの基本計画とは	2
(1)法律・条例上の位置づけ	2
(2)本計画で対象とするみどりの範囲	2
(3)みどりの役割	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間.....	3
5 計画の構成	4

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等	5
(1)本市のみどりを取り巻く社会状況.....	5
(2)みどりに関する新たな視点	9
(3)本市のまちづくりに関する動向	12
(4)本市のみどりの現状と課題	14
2 基本理念・みどりの将来像.....	31
(1)基本理念	31
(2)みどりの将来イメージ.....	32
(3)みどりの配置構想(「百年の杜」将来像)	36
(4)みどりの将来イメージ・みどりの配置構想の重ね図	37
3 取組みの姿勢	38
(1)グリーンインフラの推進.....	38
(2)杜の都のグリーンインフラ	40

第2章 基本方針・具体的な施策

1 基本方針.....	42
基本方針1.....	42
(1)施策の柱.....	43
(2)重点的な取組み	47
(3)市民・市民活動団体・事業者の取組み	51
基本方針2.....	52
(1)施策の柱.....	53
(2)重点的な取組み	54

(3)市民・市民活動団体・事業者の取組み	57
基本方針3.....	58
(1)施策の柱.....	59
(2)重点的な取組み	62
(3)市民・市民活動団体・事業者の取組み	65
基本方針4.....	66
(1)施策の柱.....	67
(2)重点的な取組み	68
(3)市民・市民活動団体・事業者の取組み	71
基本方針5.....	72
(1)施策の柱.....	73
(2)重点的な取組み	74
(3)市民・市民活動団体・事業者の取組み	77
2 区ごとの主な事業・取組み	78
(1)青葉区	78
(2)宮城野区	80
(3)若林区	82
(4)太白区	84
(5)泉区.....	86
3 各方針の事業・取組みの一覧	88
基本方針1.....	88
基本方針2.....	91
基本方針3.....	92
基本方針4.....	94
基本方針5.....	96

第3章 計画を推進する上での配慮事項

1 緑地保全に関すること.....	99
(1)緑地保全制度の運用.....	99
2 都市緑化に関すること.....	106
(1)緑化重点地区の運用.....	106
(2)市街地等における建築物等の緑化の推進	116
3 都市公園に関すること.....	117
(1)「公園マネジメント」の推進	117
4 街路樹に関すること	121
(1)「街路樹マネジメント」の推進.....	121

第4章 計画の進行管理

1 推進体制	128
(1)市民, 市民活動団体, 事業者, 行政の取組みの基本的な考え方	128
(2)第三者機関や市民による評価	129
(3)庁内連携の強化	129
(4)関係機関との連携.....	129
2 進行管理	130
(1)計画全体の指標	130
(2)5つの基本方針ごとの指標	132

参考資料

1 計画策定に関する市民意見.....	134
2 計画策定の経過	135
3 用語集	137

序 章

1 改定の背景と目的

仙台市では、平成24年(2012年)に「みんなで育む『百年の杜』」を基本理念として「仙台市みどりの基本計画2012-2020」を策定しました。この計画に基づき市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となり、東部地域のみどりを震災からの復興のシンボルとして再生することや、これまでの先人の努力により受け継がれてきたみどりを守り育て、より豊かで質の高い「杜の都・仙台」を実現し、未来に継承していくための取組みを進めて来ました。

この間、少子高齢化の更なる進行や地球温暖化に伴う気候変動、国内外の交流人口の拡大など、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化し、深刻化するこれらの諸課題に総合的に取組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」は今後のまちづくりの方向性を示す基準となっています。

また、令和元年（2019年）に国土交通省から示されたグリーンインフラ推進戦略では、自然環境が有する多様な機能を国土・都市・地域づくりに活用する取組みが示され、まちづくりにおいてみどりが担う役割はますます重要度を高めています。

みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、質の向上や量の更なる充足を図り、多様な主体と連携しながら、その機能を積極的に活用していく取組みが今、求められています。

伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取組んできた「百年の杜づくり」を継承し、みどりで選ばれる新たな杜の都を実現するため、ここに仙台市みどりの基本計画を策定します。

2 みどりの基本計画とは

(1) 法律・条例上の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組みを実施するにあたっての、基本的な方針を示すものです。

本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しています。

(2) 本計画で対象とするみどりの範囲

本計画では市域全域にわたって分布する樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、また単独で生育する樹木や草花などを広く対象とします。

また、公園緑地、学校の校庭や街路樹などの公共施設の緑から、私有林や屋敷林（いぐね居久根）、個人の庭などの私有の緑まで、広く市民共有の財産ととらえ、本計画の対象とします。

このように広い概念でとらえていることを示すために、ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし緑化や緑被地（りよくひちりよくひち）などの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字表記とします。



(3) みどりの役割

① 自然環境の保全

森林は植林や間伐などの適正な管理により、二酸化炭素が吸収・固定され、地球温暖化の防止に寄与するとともに、水源・地下水涵養機能も高まり、健全な水循環の確保に寄与します。

また、奥山から海岸までの多様な自然環境は生物の生息・生育の基盤や移動経路となるなど、生物多様性を保全します。

② 都市環境の改善

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵など生活環境を保全するとともに、人々にやすらぎや潤いなどの心理的な効果を与えます。

③ レクリエーションの場などの提供

公園緑地や樹林地などは、休養やレクリエーションなどの場となり、健康増進や子ども

の育成の場ともなります。

④ 安全・安心な都市基盤の形成

公園緑地などのオープンスペースは地震や火災などの災害時の避難場所となり、また公園緑地や樹林地などは延焼を防止するほか、土砂崩壊などによる被害を軽減します。さらに、海岸林は飛砂や塩害を防ぐだけでなく、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉効果等があり、沿岸部の公園緑地に設置した丘は津波からの避難場所となるなど、津波被害の軽減効果を持っています。

⑤ 地域固有の都市景観、歴史、文化の形成

みどりは、歴史的・文化的資源と一体となった地域固有の都市景観や風土を形成するとともに、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与します。

⑥ 地域のコミュニティ形成の場

公園緑地や樹林地などはみどりとふれあう活動の場を提供し、みどりの保全や創出に多くの人に関わることで、人と人をつなぐ地域コミュニティ醸成の場となります。

3 計画の位置づけ

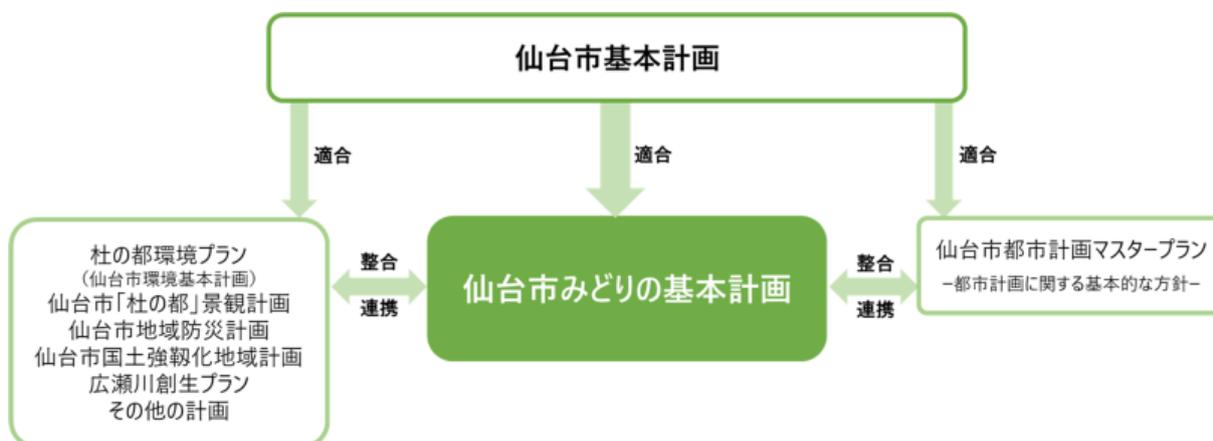


図-〇〇：計画体系における仙台市みどりの基本計画の位置づけ

4 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である仙台市基本計画に合わせ、令和12年度までとして、計画の実現を目指します。

なお、社会情勢の変化などに対応していくため、中間年度（令和7年度）には中間見直しを行うこととします。

5 計画の構成

序章

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

第2章 基本方針・具体的な施策

第3章 計画を推進する上での配慮事項

第4章 計画の進行管理

仙台市みどりの基本計画中間案の構成

※資料 1-2 を参照

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等

(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況

① 緩やかな人口減少と少子高齢化の更なる進行

日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は人口流入などによる増加が続いており、近い将来にピークを迎え、その後は緩やかに減少し、2050年から2055年にかけて100万人を割り込む見込みです。本計画期間中については、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっていますが、少子高齢化が進み、人口構成の変化が予想されます。

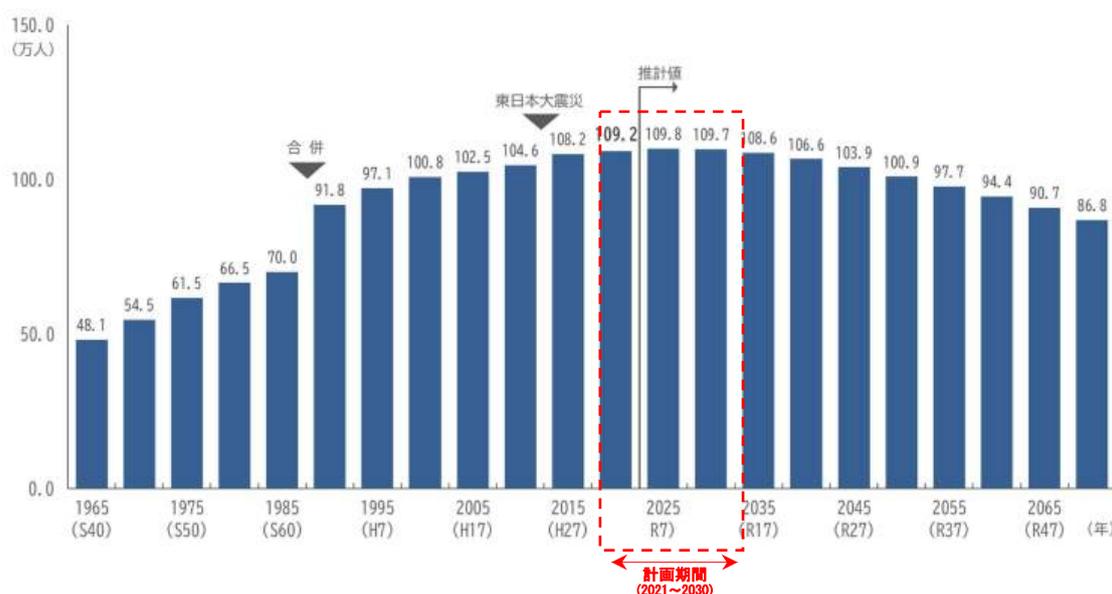


図-〇〇：仙台市の将来人口推計

出典：仙台市基本計画答申案 コーホート要因法により仙台市まちづくり政策局で推計

② 地球温暖化等に起因する自然災害の頻発化・激甚化

近年、地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界中で平均気温の上昇や豪雨等による水災が発生しています。国内においても、その影響が表れ始めており、全国各地で局地的な大雨や記録的な猛暑が発生しています。「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心に広い範囲で大雨となり、豪雨災害としては平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地に甚大な被害をもたらしました。「令和元年東日本台風」では、宮城県内でも阿武隈川などの河川氾濫やがけ崩れが発生し、本市においても広い範囲で被害に見舞われました。



本市における洪水（河川氾濫）の被害
（平成27年9月関東・東北豪雨）



本市における土砂災害（がけ崩れ）の被害
（令和元年東日本台風）

図-〇〇：本市における近年の大雨被害

出典：仙台市地球温暖化対策推進計画答申案

③ 社会資本の老朽化

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みであり、このように一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

本市においても公共施設（建築物）のうち、築30年以上の施設が4割を超えており、今後、老朽化の進むこれらの施設、ならびに今後老朽化対策が必要となる施設の維持・保全に、膨大な費用がかかることが見込まれています。

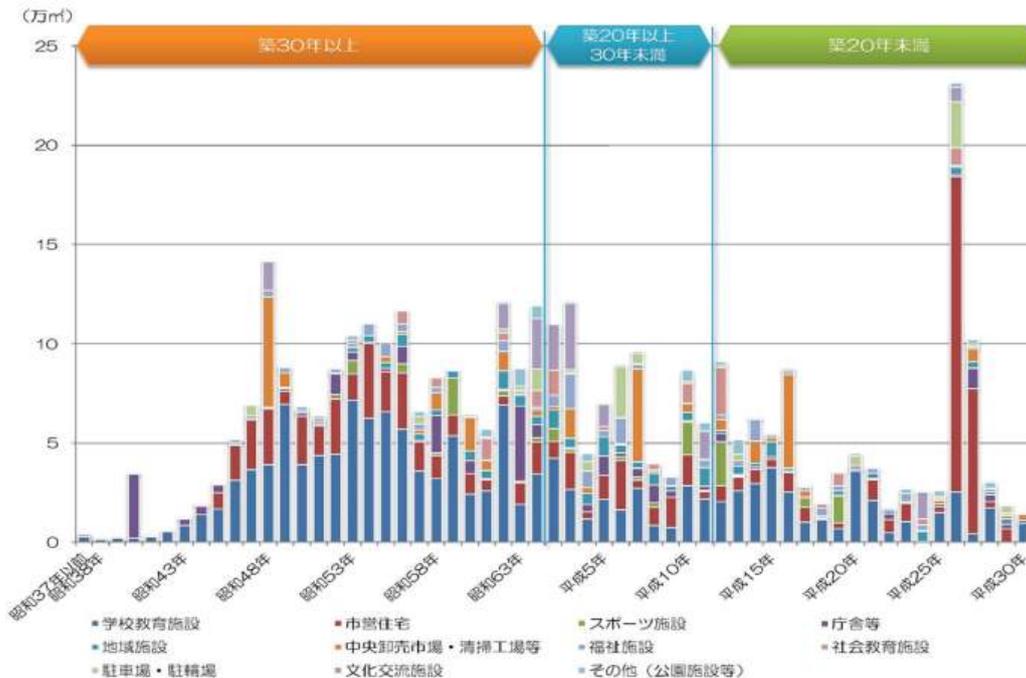


図-〇〇：整備年度別床面積

出典：平成30年度仙台市公共施設の「見える化」-公共施設のいま-（財政局）

④ 交流人口の拡大

本市の外国人宿泊者数は令和元年(2019年)に33万人泊を突破し、5年連続で過去最多を更新しました。一方で、東北地方全体における宿泊者数は他地域に比べると依然として低水準にあると言え、更には観光庁が平成29年(2017年)3月に発表した「観光立国推進基本計画」では、地方部※における訪日外国人宿泊者数を令和2年(2020年)に7,000万人泊にすることを目標に掲げております。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により、令和2年は国内外からの宿泊者数は大幅な落ち込みが懸念されているものの、東北地方の交流拠点としての役割を担う本市においては、収束後を見据え、更なる観光資源の発掘や都市の魅力向上等の取組みが必要となっています。

※三大都市圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)以外の地域を指す。

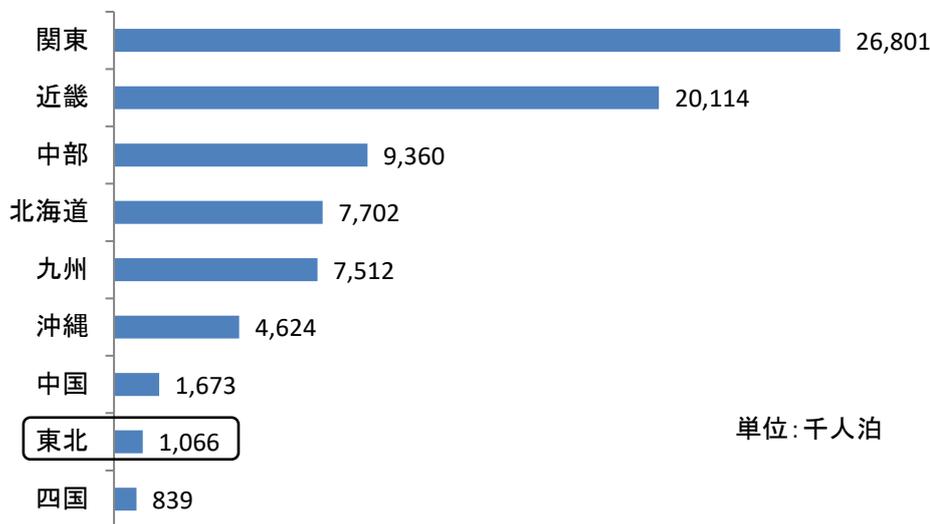


図-〇〇：「地域別外国人延べ宿泊者数(平成29年)」

出典：観光庁 観光統計により作成

⑤ 感染症を契機としたまちづくり

令和元年(2019年)に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活と地域経済に深刻な影響を与え、一人ひとりの暮らし方や働き方も見直されています。

令和2年(2020年)には国土交通省から、新型コロナウイルス感染症がもたらす影響への対応について、職住近接(自宅と勤務地が近いこと)のニーズへの対応や総合的な交通戦略の推進、緑やオープンスペースの柔軟な活用等、今後のまちづくりの方向性が示されました。

(2) みどりに関する新たな視点

① 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までの国際目標です。同目標では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)が掲げられています。

内閣府では、平成30年(2018年)度より、自治体によるSDGsの取組みを促進するため、優れた取組みを提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、本市は、「『防災環境都市・仙台』の推進」が評価され、令和2年(2020年)度に選定されています。

本計画では、17のゴールの達成に寄与する施策を積極的に推進していきます。



図-〇〇 : SDGs の 17 のゴール (目標)

出典 : 国際連合広報センターHP

② 仙台防災枠組 2015-2030

「仙台防災枠組2015-2030」は、平成27年(2015年)に本市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組(平成17年(2005年)に採択)」の後継となる新しい国際的防災指針です。

同枠組では、災害による死亡者の減少、国や地方レベルでの防災・減災戦略を有する国の増加など、地球規模の目標が初めて設定され、防災・減災については、自然生態系を生かした防災・減災を意味するEco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) の推進が盛り込まれました。

本市では、東日本大震災時に消失した海岸林が津波減衰効果を発揮したことを受けて、平成25年(2013年)度から海岸林の再生等に取り組む「ふるさとの杜再生プロジェクト」を始動し、震災後のまちづくりにおいてEco-DRRを推進してきました。

③ 都市緑地法等の改正による新たな制度

平成29年(2017年)6月に法改正が行われ、都市公園の再生・活性化(都市公園等)、緑地・広場の創出(都市緑地法)、都市農地の保全・活用(生産緑地法等)について、新たな制度が創設されました。

国土交通省はこうした法改正の動きを「緑の基本計画(緑のマスタープラン)」に記載することで、緑のまちづくりの充実を図ることの必要性を示しています。



図-〇〇：平成29年度改正都市緑地法等の概要

出典：国土交通省資料により作成

④ グリーンインフラ推進戦略

令和元年(2019年)7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この戦略において、グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」とされており、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが必要とされています。また、グリーンインフラはSDGs(持続可能な開発目標)と親和性があり、同目標に示されている複数の課題の同時解決にアプローチする手法として有効とされています。

本市においても、近年激しさを増す都市型水害や魅力ある都市空間の形成など、顕在化する様々なまちづくりの課題へ対応が求められており、グリーンインフラを推進していく必要があります。

⑤ オープンスペースに関する提言など

平成28年(2016年)に国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」より、人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの政策は「新たなステージ」へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」, 「民との連携を加速する」, 「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視する必要があるという提言がなされました。

また、令和元年(2019年)には同省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」から「『居心地が良く歩きたくなる まちなか』からはじまる都市の再生」が提言されました。

本市は、同省が募集を行っている「ウォークブル推進都市」に賛同しており、官民の連携を図りながら、居心地がよく歩きたくなるまちなかの創出に向け、都市公園をはじめとするオープンスペースの積極的な活用などの取組みを推進する必要があります。



【札幌市】北3条広場アカプラ



図-〇〇：「『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生
～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

出典：国土交通省資料により作成

(3) 本市のまちづくりに関する動向

① 関連計画の改定等

1) 仙台市基本計画

まちづくりの理念に「挑戦を続ける，新たな杜の都へ～” The Greenest City” SENDAI～」を掲げています。「杜の都」と親和性のあるGreenという言葉に，目指す都市の姿（自然，心地よさ，成長，進め！）に関連する様々な意味を持たせるとともに，常に高みを目指す姿勢の象徴として，最上級を表す「est」を付した” The Greenest City” というまちづくりの方向性を定め，仙台がこれまで培ってきた都市個性を深化させ，掛け合わせ，相乗効果を生み出していくことで，仙台らしさが輝く「新たな杜の都」をつくっていくとしています。

目指す都市の姿の実現に向けて，仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む8つのチャレンジプロジェクトが設定されており，みどりに関しては，グリーンインフラの充実を通じて，みどりが有する防災・減災やにぎわい創出，景観向上等の機能をまちづくりに活かしていくこととしています。

2) 仙台市都市計画マスタープラン

都市づくりの目標像を「『選ばれる都市へ挑戦し続ける”新たな杜の都”』～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」とし，目標像の実現に向けて，「働く」・「学ぶ・楽しむ」・「暮らす」場所としての質を高め，相乗効果を生み出すことにより，選ばれる都市の実現を目指としています。

みどりに関しては，基本方針の「4. 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」や部門別方針の「3. 緑・景観」などに示されており，自然環境の保全や緑の持つ多機能性を活かしたグリーンインフラによるまちづくり，公園・緑地等の形成と保全などを進めていくこととしています。

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

目指す環境都市像「杜の恵みを活かした，持続可能なまち」を掲げるとともに，都市像の実現に向けて5つの分野別の環境施策と3つの重点的な取組みを進めることとしています。

みどりに関しては，分野別の環境施策において，「自然共生都市づくり」の施策の1つとして「グリーンインフラをまちづくりに活かす」が掲げられているほか，その他の施策に係る取組みでもみどりの多機能性を活かす取組みが位置付けられています。

4) 仙台市国土強靱化地域計画

4つからなる基本目標として「人命の保護が最大限図られる」等を掲げ、事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定を行い、それらの設定に基づき脆弱性を評価した上で、今後の取組みの方向性を推進方針として設定しています。

リスクシナリオの1つである「突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生」では、雨水流出抑制の方策の1つとして、雨水の地下への浸透などを行うためにグリーンインフラの導入を図ることとしています。

② 都心部再開発の動き

東日本大震災以降、震災からの復興を進めてきた一方、都心部において建築物の老朽化やオフィスビル供給の減少等の新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対応するため、令和元年(2019年)7月から「せんだい都心再構築プロジェクト」を始動し、助成制度の創設等による建替え促進や都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法）の拡大指定などに取組み、都心部の機能強化を進めています。更に、勾当台・定禅寺通エリアにおいては、市役所本庁舎の建替えや定禅寺通活性化、市民広場を含む勾当台公園の再整備等、市政上の重要施策も動き出しており、今後の公・民の資産の老朽化対応において、個々の改修や更新が同エリアの魅力向上に寄与する、繋がりのある取組みとなるように、同エリアのまちづくりの将来像を示す「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」の策定に向けた検討が進められています。

また、青葉通や宮城野通においても、地域の関係者により設立されたまちづくり協議会が主体となって計画が作成され、地域が目指すまちづくりの将来像などが示されるとともに、にぎわいの創出や活性化を目的として歩道の一部を広場化する社会実験が実施されるなど、まちづくりの取組みが行われています。

③ 令和5年度開催「第40回全国都市緑化仙台フェア」

令和5年(2023年)春に本市としては2回目（前回は平成元年(1989年)に開催）となる第40回全国都市緑化仙台フェアを開催します。

「杜の都から始まる未来、みどりを舞台に人が輝く」を開催テーマに、「杜の都・仙台」の多様な機能を持つみどりが形づくられてきた歴史のあゆみを辿り、その大切さを見つめなおすとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により引き起こされつつある社会的変革の先にある「新たな杜の都」の創造に向けて、3つの基本理念（①百年先の、みどり豊かな杜の都を育むために②杜の都のみどりと親しむライフスタイルの発見、そして人の交流があふれるまちへ③復興からその先へ、みどりを未来へ繋げる）を掲げ、全国都市緑化フェアを開催することとしています。

(4) 本市のみどりの現状と課題

① 本市のみどりの特徴と現状

1) 市域全体のみどり

市域の約8割がみどりに覆われており、西部地域の樹林地と東部地域の農耕地をつなぐように複数の河川が流れ、奥山・里山・田園等に分類され、多様なみどりによるネットワークが形成されており、豊かな動植物相がみられます。

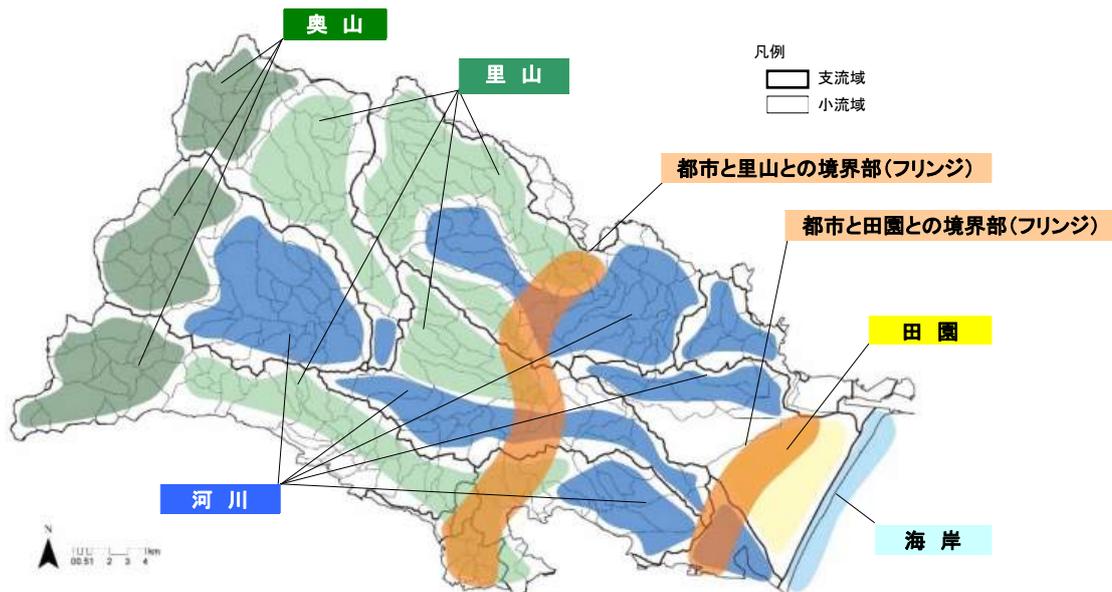


図-〇〇：流域分析の総合評価に基づくエリア区分

出典：仙台のみどりの基本計画 2012-2020

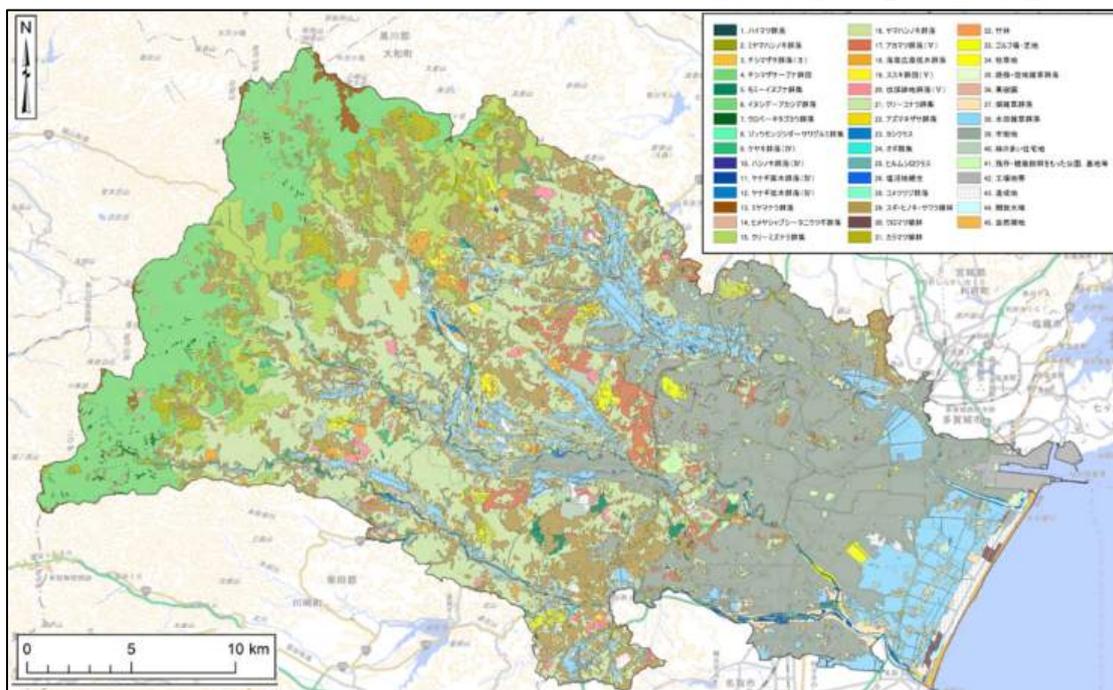


図-〇〇：本市の植生図（平成27年度）

出典：環境局資料（平成27年度 仙台市自然環境基礎調査）

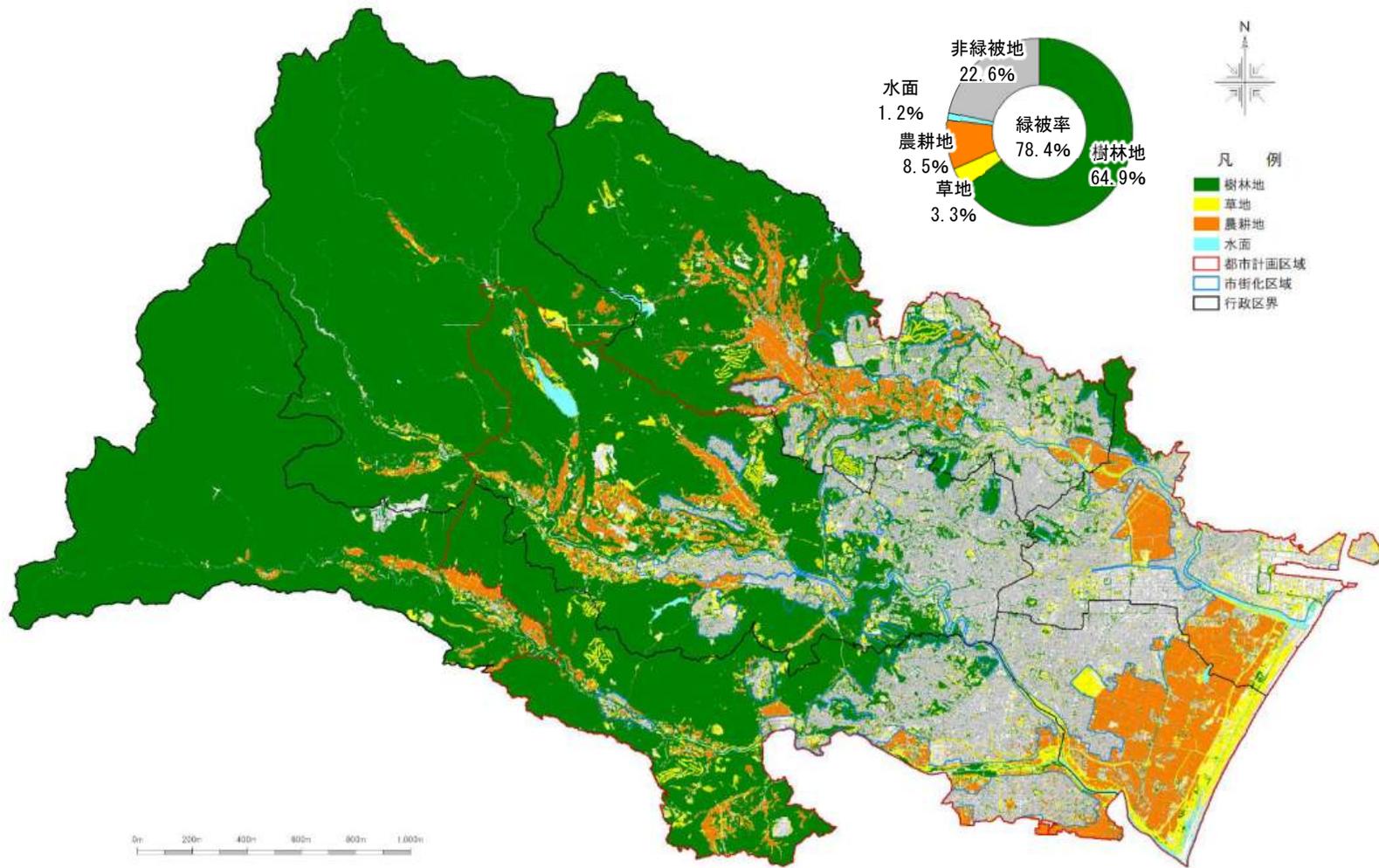


図-〇〇：緑被分布総括図

出典：令和元年度仙台市緑の分布調査報告書

2) 緑地保全

土地や樹木の所有者をはじめとする市民の理解を得て、法令等に基づく緑地保全に取り組んできました（表一〇〇「法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況」参照）。平成26年(2014年)には、都市公園（都市公園法）に移行することで緑地の保全が確保された保存緑地について、指定の解除を行ったため、大泉山保存緑地や芦の口保存緑地等の面積が減少しましたが、保全の担保性は向上しました。また、より規制が厳しくなる特別緑地保全地区は柘江地区などを新規指定し、面積が増加しています。その他については、近年は、保存樹木の枯損による廃止があったものの、引き続き新たな指定を行っているほか、保存樹林は指定件数が増加しています。

一方、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地では、開発等の土地利用の影響により緑地の減少が見られます。特に、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採については、再生可能エネルギーの普及は重要であるものの、全国的に環境への影響が懸念されています。

表一〇〇：法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況

	平成 24 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日	増減
風致地区	8 地区(270.9ha)	8 地区(270.9ha)	増減なし
特別緑地保全地区	1 地区(81ha)	4 地区(97.2ha)	3 地区(16.2ha)増
市民緑地	1 箇所	1 箇所	増減なし
保存緑地	46 箇所(662.17ha)	40 箇所(643.34ha)	6 箇所(18.83ha)減
保存樹林	9 件	17 件	8 件増
保存樹木	177 件(182 本)	173 件(178 本)	4 件(4 本)減

令和 2 年 4 月 現在において、「緑地保全地域」、「保全配慮地区」の指定実績はない。

3) 都市緑化

市街化区域の緑被率は26.3%であり、他都市と比較すると上位にあります。重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）は4地区を指定しているものの、緑被率は市街化区域の中でも低く、半分程度の割合となっています。

杜の都の環境をつくる条例に基づく建築行為に伴う緑化は着実に図られてきましたが、コスト低減等の観点からつる性植物や芝などが多く用いられ、緑化の基本としている樹木が十分に使用されていません。

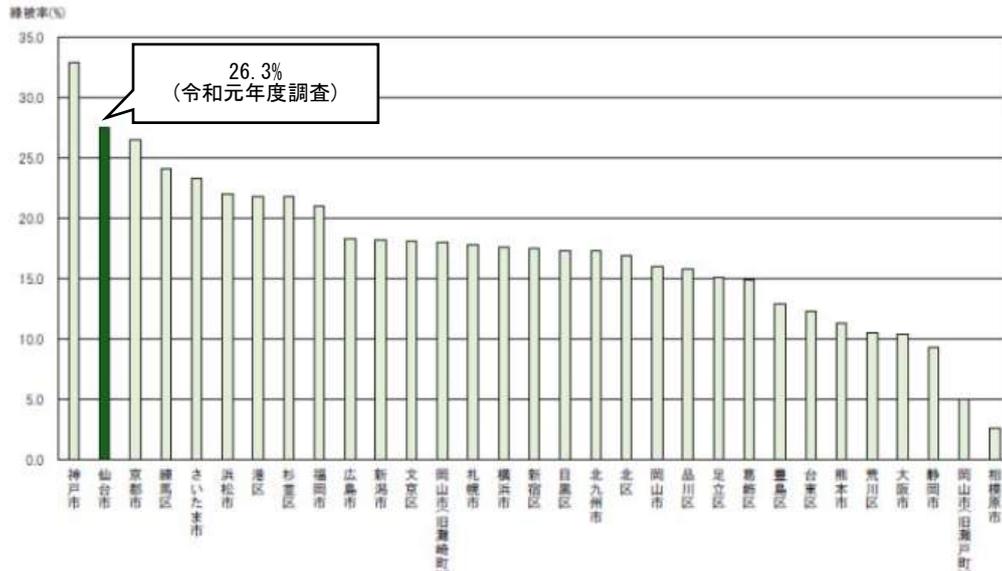


図-〇〇：他都市との緑被率比較（市街化区域）

出典：都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査報告書
（平成31年3月，国土交通省）

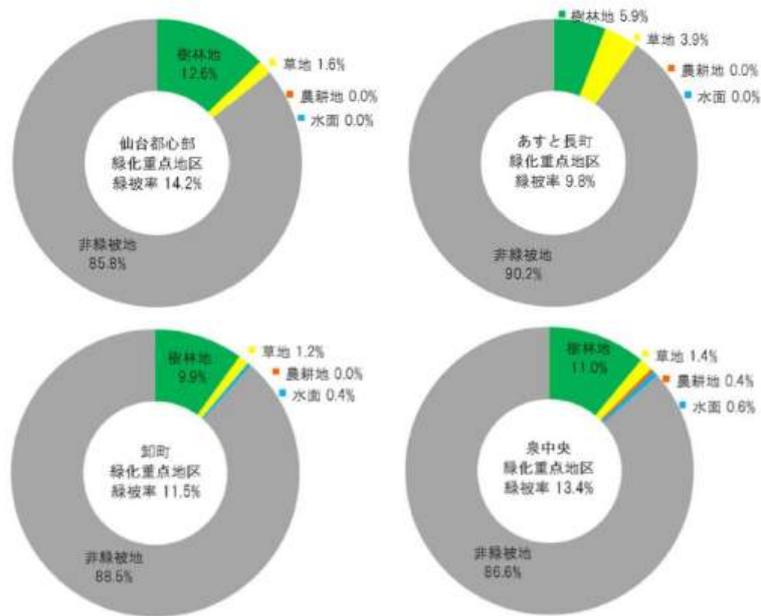
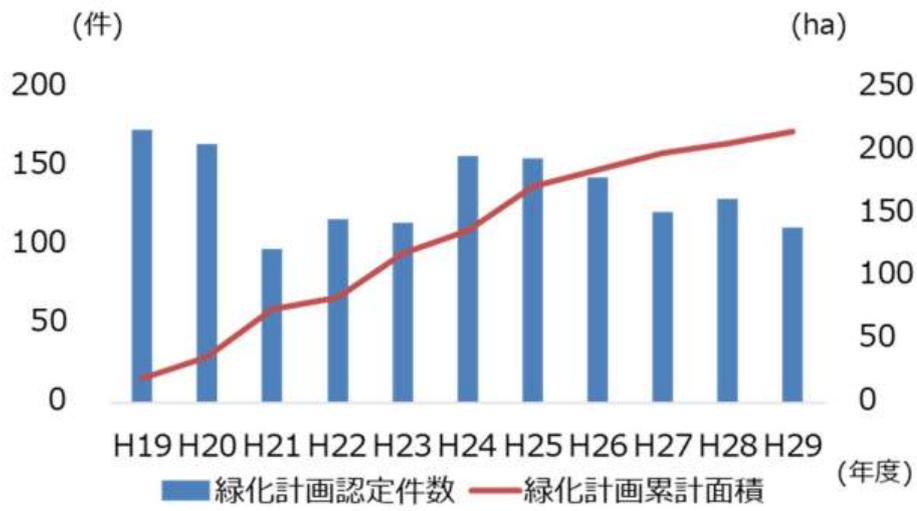


図-〇〇：緑化重点地区の緑被率の内訳

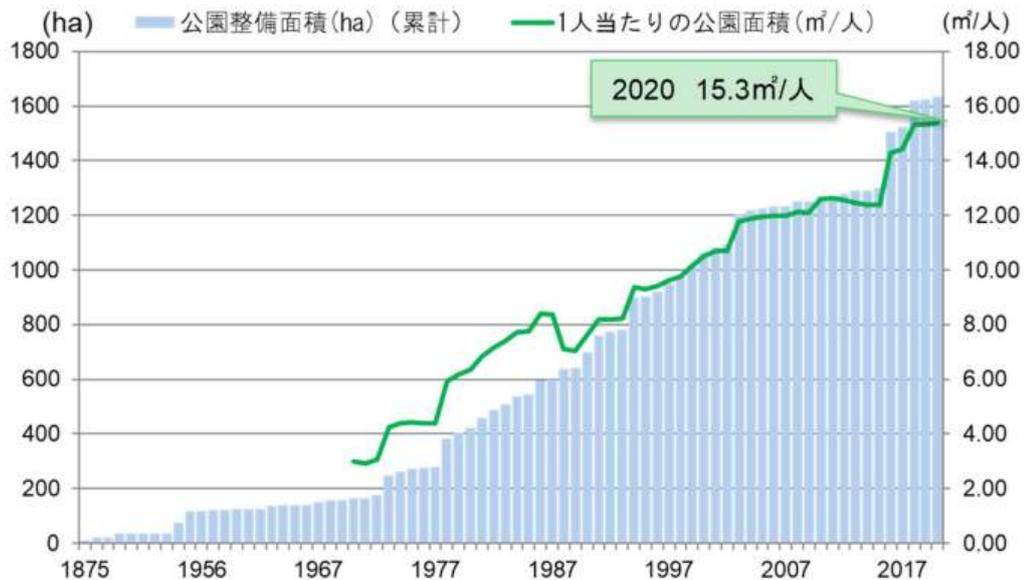
出典：仙台市緑の分布調査報告書（令和2年6月）



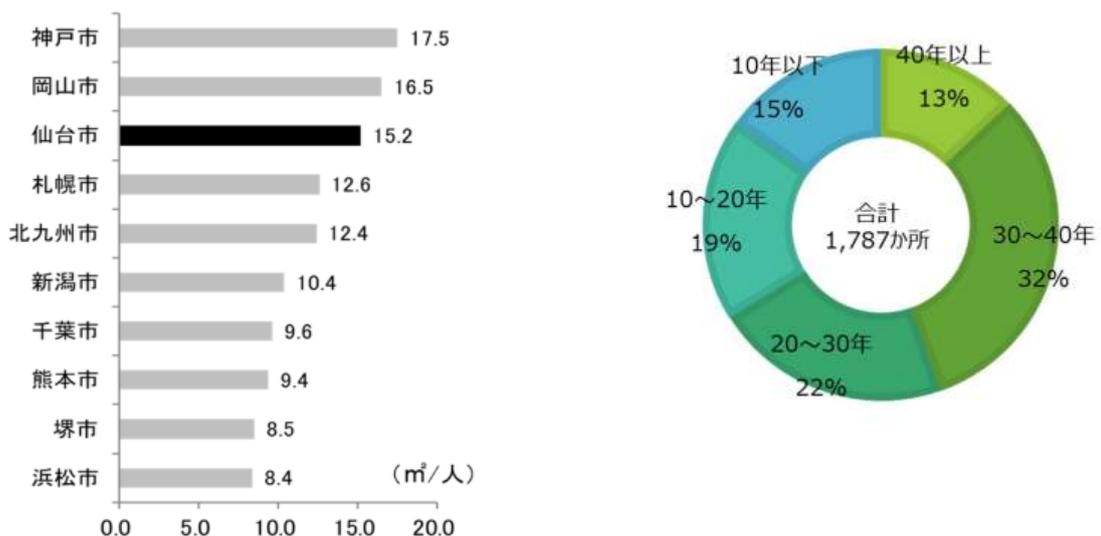
図一〇〇：杜の都の環境をつくる条例に基づく
緑化計画の認定件数と累計面積の推移

4) 都市公園

本市の開園した公園数は1,800箇所に達し、面積としては1,600haを超え、市民一人当たりの面積では15.39㎡（令和2年4月1日現在）となっており、政令指定都市平均6.8㎡/人（平成31年3月31日現在）と比較して高い水準にあります。一方、開設後30年以上経過した公園が4割を超え、施設の老朽化が進んでいます。また、公園の配置状況について、地域によって偏りが生じているほか、500㎡未満の小規模公園が非常に多くなっています。



図—〇〇：本市の公園整備面積と1人当たりの公園面積の推移（令和2年4月1日現在）



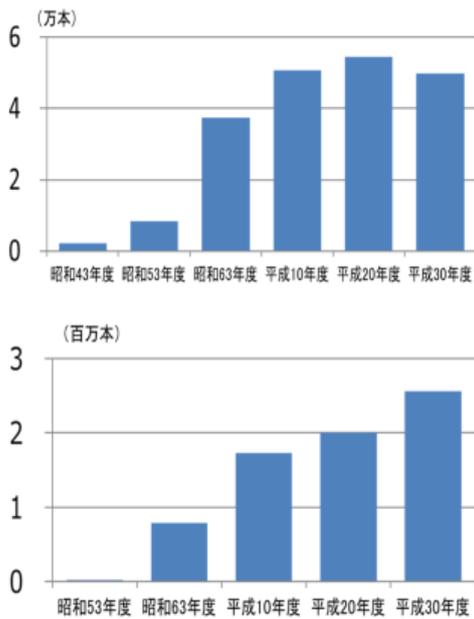
図—〇〇：市民1人当たり公園面積政令市比較
(上位10都市, 平成30年3月末現在)

図—〇〇：都市公園整備後の経過年数
(平成30年12月現在)

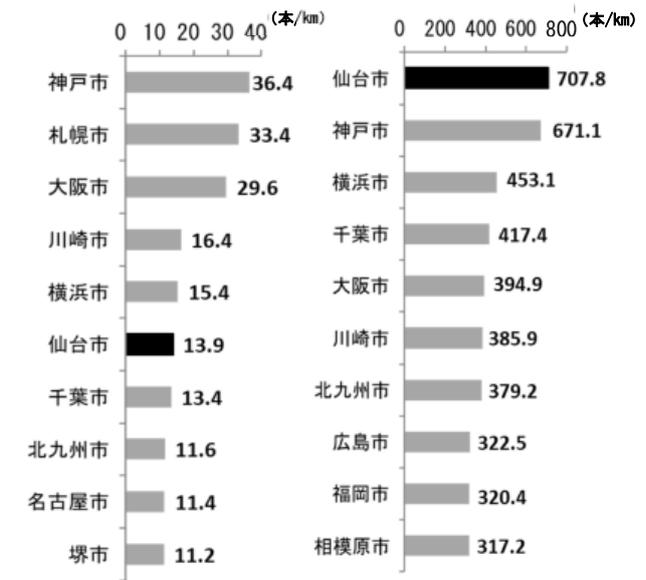
出典：国土交通省資料を基に作成

5) 街路樹

本市の街路樹は高木が約50,000本、中低木が51.3ha(約2,565千本)となっています(平成31年4月1日現在)。道路延長1kmあたり街路樹本数では、高木13.9本(政令指定都市平均11.9本/km)、中低木707.8本(政令指定都市平均271.2本/km)と政令指定都市の中でも高水準にあります(高木、中低木ともに平成29年3月31日現在)。一方、樹木の成長による維持管理費の増大や樹勢不良の発生、植栽間隔など現行の基準では不適合とされる樹木が多数あり、道路の安全性低下への懸念があります。

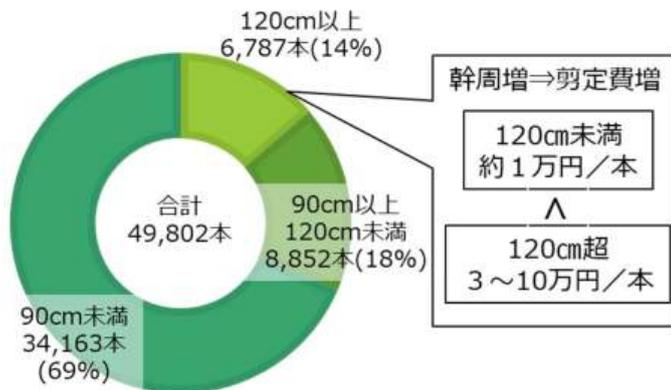


図一〇〇：街路樹本数の推移
(上：高木，下：中低木)



図一〇〇：管理道路1km当たり街路樹本数の政令市比較(左：高木，右：中低木)

出典：「わが国の街路樹Ⅷ」(2018年11月)を基に作成



図一〇〇：街路樹(高木)幹周割合
(平成30年4月現在)



図一〇〇：基準不適合箇所



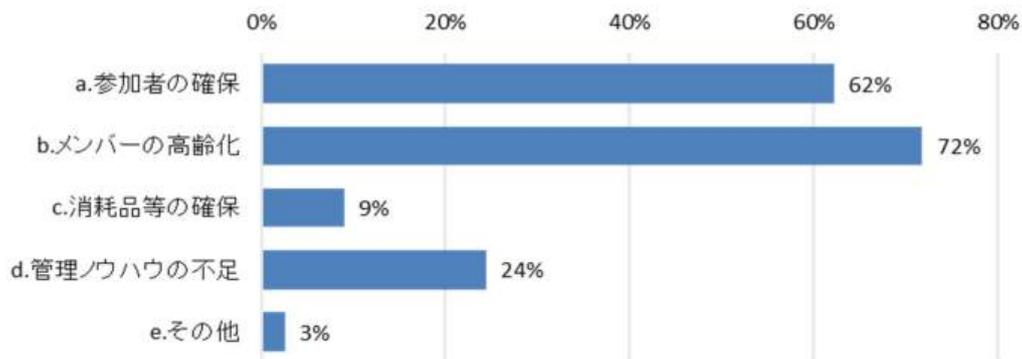
図一〇〇：根上がりによる舗装の隆起

6) みどりの市民活動

本市には様々なみどりを活動の場にして、利活用や維持管理を行う団体があり、地域のコミュニティ活性化の一翼を担っておりますが、一部の団体では、会員の高齢化が進むなど、持続的な担い手の確保に課題が生じています。

表—〇〇：コミュニティを育むみどりの市民活動団体数

団体名称	現計画策定時 (平成 24 年度)	現在 (令和 2 年度)	増減
緑の活動団体	17 団体	26 団体	9 団体増
公園愛護協力会	1,155 団体	1,312 団体	157 団体増
河川愛護会	20 団体	20 団体	増減なし



図—〇〇：公園愛護協力会の活動上、課題と考えていること

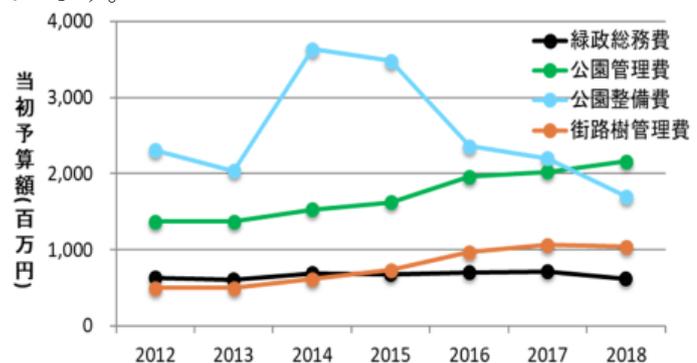
出典：令和元年度 仙台市公園愛護協力会連合会泉支部アンケート

7) みどりに関する財源

財源については、仙台スタジアムや八木山動物公園のネーミングライツをはじめ、中心部ではスポンサー花壇を導入するなど新たな財源確保に取り組んでいます。一方、公園等関連の予算で平成29年(2017年)に維持管理費が整備費を上回るなど、所有施設の維持管理費が予算に占める割合が年々大きくなってきています。



図—〇〇：仙台おもてなし花壇



図—〇〇：公園関連予算の推移

出典：仙台市一般会計歳出決算事項別明細書

8) 市民意識等

ア. 施策目標に関する市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

本市が重点的に取り組む施策に関する市民評価やニーズを把握することを目的として実施した「施策目標に関する市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）」では、「市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり」を評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）の割合が69.5%と全47項目中4位と高評価を受けました。

表一〇〇：仙台市の各取組みに対する市民評価（上位5項目の経年変化）

「評価する（計）」（上位5項目の経年比較）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1位	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 82.8%
2位	医療サービスや救急医療体制の充実 72.0%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 69.2%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 73.6%
3位	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 71.9%	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり (同率3位) 68.1%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 71.7%
4位	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり 69.5%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり (同率3位) 68.1%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.3%
5位	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 68.7%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.4%	生活習慣病予防対策や健診体制の充実等、健康づくりの推進 65.8%

出典：令和元年度 施策目標に関する市民意識調査（まちづくり政策局資料）からの抜粋

イ. みどりの市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

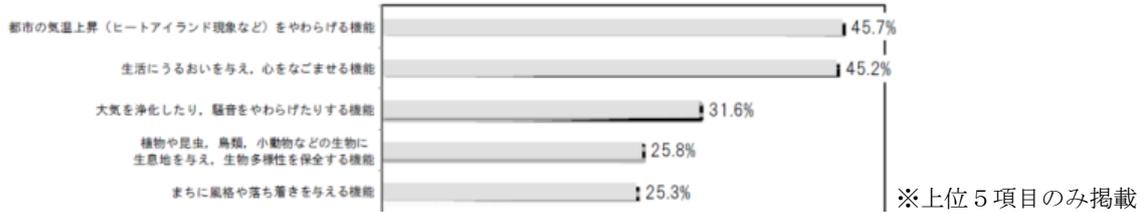
「みどりの市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）」では、身近なみどりについて「公園や緑地のみどり」や「街路樹などの道路のみどり」を挙げた市民が7割を超えました。身近なみどりに期待する機能としては、「都市の気温上昇の軽減」や「生活への潤い、いやし」、「大気浄化・騒音の軽減」など生活環境の向上への期待が上位を占めましたが、それらのみどりの満足度（質と量に関する評価）では、量を十分と回答した方は半数を超えたものの、質が十分と回答した方は半数を下回る結果となりました。

問. あなたにとって身近なみどりとは何か（あてはまるもの全てに○, n=1916）。

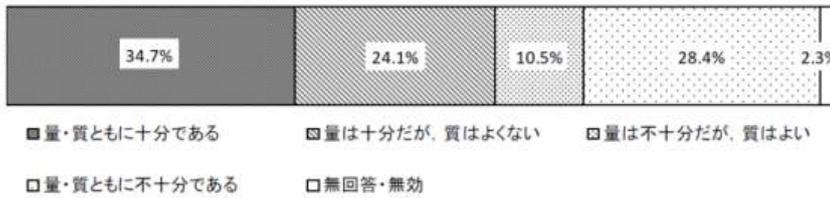


※上位5項目のみ掲載

問. 身近なみどりに期待する機能は何か (あてはまるもの3つまでに○, n=1916)



問. 現在の身近なみどりの量や質にどのような印象を持っているか (あてはまるもの1つまでに○, n=1916)。



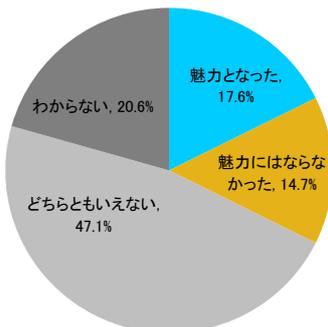
出典：令和元年度 みどりに関する市民意識調査 報告書からの抜粋

ウ. 企業アンケート (令和2年(2020)度実施)

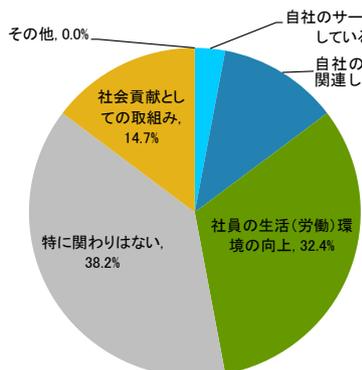
本市の助成・優遇制度を活用し、本市に進出、あるいは市内での移転や事務所の増設を行ったことがある企業208社に、本市のみどりに関するアンケートを行いました(有効回収数34票、有効回収率16.3%)。本市のみどりが、本市で起業又は本市への進出する際の魅力になったかを伺ったところ、17.6%の企業から「魅力となった」という回答が得られました。

また、本市のみどりが自社にとってどのような位置づけであるかについて伺ったところ、「社員の生活(労働)環境の向上(32.4%)」が最も多く、次いで「社会貢献としての取り組み(14.7%)」、「自社のイメージアップに関連している(11.8%)」となり、さらに、本市のみどりが企業活動に寄与していく、または今後も寄与するために必要なことを伺ったところ、「みどりによる都市ブランドの更なる向上(52.9%)」と最も多く、次いで「みどりによる社員やその家族が生活しやすい環境の整備(41.2%)」、「みどりに係るCSR活動に関する支援(2.9%)」となりました。

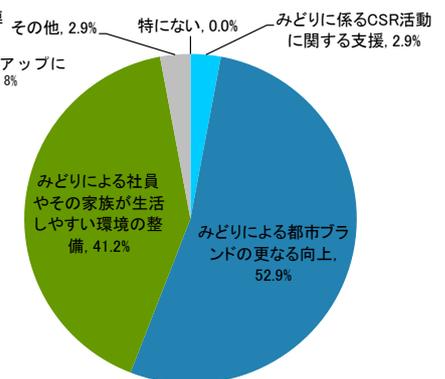
問. 本市のみどりが、本市での起業又は本市への進出を決める際の魅力となったか (あてはまるもの1つに○, n=34)。



問. 貴社にとって本市のみどりはどのような位置づけか (あてはまるもの1つに○, n=34)。



問. 仙台のみどりが企業活動に寄与していくために必要なことは何か (あてはまるもの1つに○, n=34)。

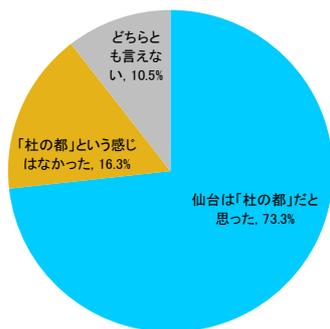


エ. 仙台市居住経験者アンケート（令和2年(2020年)度実施）

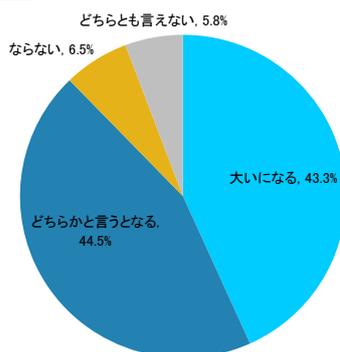
直近10年以内に本市に居住歴のある方400名に、現在の居住地と本市のみどりを比較した印象等について調査を行いました（有効回収数400票、有効回収率100%）。本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたかを伺ったところ、73.3%の方が「仙台は『杜の都』だと思った」という回答が得られました。

また、「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか伺ったところ、「大いになる（43.3%）」、「どちらかと言うと（44.5%）」と、合わせて9割近い方が住みたいまちの条件に身近なみどりの充実が必要な条件になると回答しており、さらに、本市のみどりが魅力的だと思うかということについて伺ったところ、「とても魅力的だと思う（46.0%）」、「魅力的だと思う（42.3%）」と、合わせて9割近い方から本市のみどりが魅力的に思われているということが分かりました。

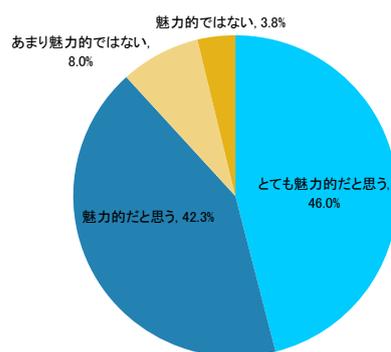
問. 本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 本市のみどりは魅力的だと思うか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



② 仙台市みどりの基本計画（2012-2020）の振り返り

計画期間の目標として設定されたみどりの量・質に関わる成果を整理し、評価を行いました。

○みどりの量に関する目標（令和元年度末時点）

評価対象	指 標	基準値 (平成 22 年度)	目標値	現況値
市域 全域	みどりの総量 (緑被率)	78.8% ^{※1}	維持・向上	78.4% ^{※2}
都市計画区 域	都市公園等の 一人当たり面積	15.8 m ²	20 m ²	18.6 m ²
	都市公園の 一人当たり面積	12.8 m ²	17 m ²	15.5 m ²
市街化 区域	市街地のみどりの 総量（緑被率）	29.8% ^{※1}	維持・向上	30.2% ^{※2}
	担保性のある 緑地の面積	約2,200ha	250ha 増	約 2,450ha 248.64ha 増

※1：平成 21 年度調査，※2：令和元年度調査

- ・ 都 市 公 園 等：都市公園及び公開されている公共施設で都市公園と類似する施設
例) 屋外運動施設，児童遊園，港湾緑地，文化財関係施設，生涯学習施設など
- ・ 担保性のある緑地：都市公園などの施設緑地
地域制緑地
例) 風致地区，特別緑地保全地区，保存緑地など

〈評 価〉

市域全域のみどりの総量は基準値から若干の減少となりました。市街化調整区域や都市計画区域外における開発等が主な要因として考えられます。

都市計画区域は，都市公園（等）の一人当たり面積がともに目標が未達成でした。現行計画策定時の想定以上に計画期間中の人口増加が続いたことや，公告が見込まれていた緑地で境界確定手続きが整わず，面積加算ができなかったことが要因と考えられます。

市街化区域は，みどりの総量は基準値を上回っており，目標を達成しました。また，担保性のある緑地面積についても，順調に増加しており，目標を達成する見込みです。

○みどりの質に関する目標

質については定性的な目標としていますが、それらを測る定量指標として、百年の杜づくりプロジェクト（7つの重点プロジェクト）ごとにそれぞれ2つずつの指標を設定し、達成状況（令和元年度末現在）について評価しました。

目標1：安全安心 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます

⇒①みどりによる津波防災プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
海岸防災林の植林面積 (国による民有林直轄治山事業等)	-	対象面積全て	162.31ha/8年
海岸公園の開園面積	-	一部開園	開園面積 37.5ha (事業完了)

〈評 価〉

海岸防災林の植林面積について、ふるさとの杜再生プロジェクトによる植樹の実施などにより着実に拡大しました。

また、海岸公園の開園についても、平成29年(2017年)度に災害復旧工事が完了するとともに避難の丘を整備し、平成30年(2018年)7月には全施設の利用を再開できました。

目標2：自然環境 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます

⇒②みどりの骨格充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
二酸化炭素固定量	平成 22 年度 30,289t/年	42,500t/年	令和元年度 37,282 t/年
身近な生き物の認識度	平成 22 年度 9種合計 440.7%	現在より向上	令和元年度 9種合計 505.3%

〈評 価〉

二酸化炭素固定量については、算出対象となる高木植栽本数、新規都市公園開設面積、市有林の施業面積で、目標達成に必要な事業量を確保できなかったことから、目標値を下回りました。

身近な生き物認識度については、自然環境を生かした公園緑地整備、河川改修の実施により、生き物の生息環境の改善を図ったことや仙台市生物多様性地域戦略(H28作成)に基づく市民イベントを開催したこと等、生物多様性に関する普及啓発に努めたこと等により、基準値を上回り目標に達しました。

目標3：生活環境 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます

⇒③街のみどり充実プロジェクト

④魅力ある公園づくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目 標 値	現 況 値
市街化区域内の民有地の緑化面積	平成 22 年度 21.86ha	50ha 増/9 年	54.64ha 増/8 年
市街化区域内の樹林地面積	平成 21 年度 3,836ha	現状維持	令和元年度 3,604ha
街区公園整備・再整備箇所数	平成 22 年度 45 箇所	450 箇所/9 年	283 箇所/8 年
市民の公園利用頻度	平成 24 年度 21.4%	現在より向上	令和元年度 21.0%

〈評 価〉

民有地の緑化面積については、条例に基づく緑化計画制度の適正な運用により、緑化面積が着実に増加し、目標を達成しました。市街化区域内の樹林地面積は、開発行為（国見、錦ヶ丘地区、根白石地区）と東日本大震災の津波による消失（蒲生、港地区）により、減少したと考えられ、目標達成は困難でした。

また、街区公園の再整備・整備箇所数は、事業費の確保に難航したことなどにより、目標の達成が困難な見込みです。公園利用頻度については、基準値にわずかに到達できず、目標を達することができませんでした。

目標4：仙台らしさ 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます

⇒⑤みどりの地域資源活用プロジェクト

⑥「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
保全制度による屋敷林・鎮守の杜の新規保全箇所数	平成 22 年度時点 2 箇所	10 箇所増/9 年	8 箇所増/8 年
百年の杜ホームページのアクセス数	平成 22 年度 62,324 件/年	120,000 件/年	令和元年度 99,377 件/年
仙台都心部緑化重点地区内緑被率	平成 21 年度 11.7%	13%	令和元年度 14.2%
仙台都心部 10 路線平均緑視率	平成 20 年度 26.8%	30%	平成 26 年度 31.7%

〈評 価〉

杜の都の環境をつくる条例に基づく保存樹林制度の活用により屋敷林等の貴重な樹林の新規指定が行われ、目標を達成できる見込みです。

百年の杜ホームページアクセス数は、「わがまち緑の名所100選」など、みどりに関心のある市民から注目度が高いページはアクセス数が多く、また、イベントの告知等ではFacebookの専用アカウントを開設するなど、情報発信の充実に努めましたが、目標値の達成は難しい状況です。

仙台都心部緑化重点地区内の緑被率については、民有地緑化の増加や街路樹、公園樹の成長などにより、目標値を上回りました。仙台都心部10路線平均緑視率についても、緑被率と同様に既存の街路樹などの成長により、目標値を上回りました。

目標5：市民協働 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます

⇒⑦市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数	平成 22 年度 193 件/年	1,500 件/9 年	929 件/8 年
みどりの活動を行う事業者数	平成 21 年度 248 事業者/年	2,300 事業者/9 年	2,800 事業者/8 年

〈評 価〉

みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数について、現況値は目標値の7割程度に留まっており、目標達成は困難な状況です。東日本大震災以降イベント数が減ってしまったことや、団体会員の高齢化により活動が縮小していることが要因と考えられます。

みどりの活動を行う事業者数は、目標を達成しており、広瀬川の清掃活動イベントなど、参加するイベントへの携わり方が協賛や寄付など多様になっているためと考えられます。

③ 本市のみどりの課題

本市のみどりを取り巻く社会状況の変化やまちづくりに関する動向、みどりの現状、仙台のみどりの基本計画2012-2020の振り返りなどを踏まえ、課題を次のように整理しました。

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害、国内外の交流人口の拡大等により顕在化する都市間競争など、大きく変化する社会状況への対応が求められる中で、みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に利活用できるように、法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上、公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保への対応など、みどりの適正な維持管理や配置を行い、質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために、市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

2 基本理念・みどりの将来像

(1) 基本理念

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都

～みどりを育むひと、みどりが育むまち～

本市の都市個性の1つに、市街地における公園や街路樹といったまちのみどりが、奥山から沿岸部までの豊かな自然と連続し、都市機能と調和した「環境」があります。これは市民共有の財産として、良好なみどりの保全・創出を行う「百年の杜づくり」が支えてきたものです。

上位計画になる仙台市基本計画では、世界からも選ばれるまちを目指し、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念とし、これまで培ってきた都市個性を深化、掛け合わせることで、杜の都を新たなステージに押し上げる挑戦をはじめることとしています。

このことを踏まえ、これまでみんなで取組んできた「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用していくことで、新たな杜の都を実現します。

ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで杜の都の更なる高みを目指します。

「百年の杜づくり」とは

本市は「杜の都」と呼ばれており、この緑豊かなまちの姿の原点は、今から約400年前までさかのぼります。仙台藩祖伊達政宗公が屋敷内に果樹や建築用材となる木を植えるように勧めてできた屋敷林、寺や神社の林、広瀬川や青葉山の緑が一体となって、まち全体が緑に包まれていたと言われています。第二次世界大戦時の仙台空襲で、まちの緑は消失してしまいますが、その後の復興により「杜の都」を支える緑は、青葉通や定禅寺通などの街路樹、青葉山公園や西公園などに代わっていきました。

「百年の杜づくり」とは、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、百年という時を味方に「みどりと共生する都市」を創造し、未来へ継承していく取組みです。

(2) みどりの将来イメージ

奥山のみどりは澄んだ空気と水を生み出し、生き物を育みます

里山のみどりは人々を招き入れ、自然とまちをつなぎます

市街地のみどりは人々を包み、居心地の良い空間で人のつながりが生まれます

都心のみどりが人を守り、人に活力を与え、まちのにぎわいを創ります



河川のみどりはもり、まち、うみをつなぎ、そこに人々が集います

田園のみどりは歴史的景観を留め、海からの風を招き入れます

海岸のみどりが再生し再び市民の生活を支え、新たなにぎわいが生まれます

奥山・里山



樹林地等の適切な管理により良好な自然環境が維持され、キャンプ、トレイルランや環境教育など様々な利用がなされています。

市街地（都心以外）



多様な主体との連携が進んだ公園では、カフェでテレワークに勤しんだり、ヨガ教室や地域の花壇づくりに参加したりと、生活スタイルに合わせた公園利用がなされています。

都心



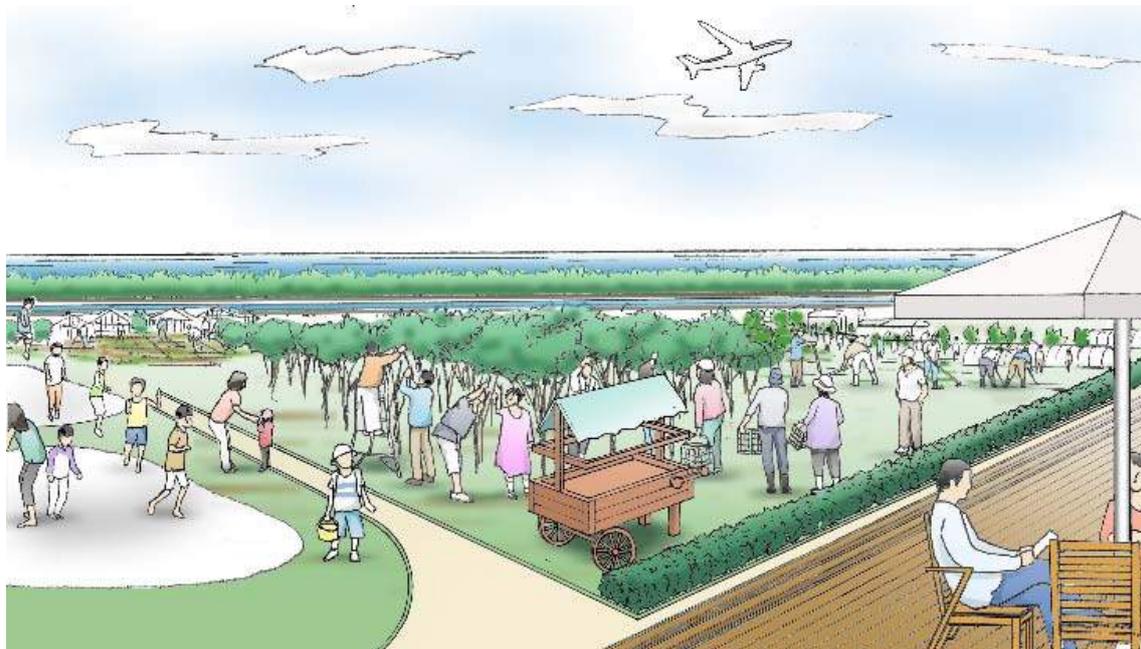
建築物緑化や街路樹、公園などによるみどり豊かな空間において、にぎわいを創出する利活用がなされています。

田園



郊外部の農地は、食糧供給機能を発揮するとともに、市街地に隣接するみどりとして、美しい景観を形成しています。津波で被害を受けた農地は、計画的なほ場整備による大規模化や集約化が図られ、復興を遂げています。

田園・海岸



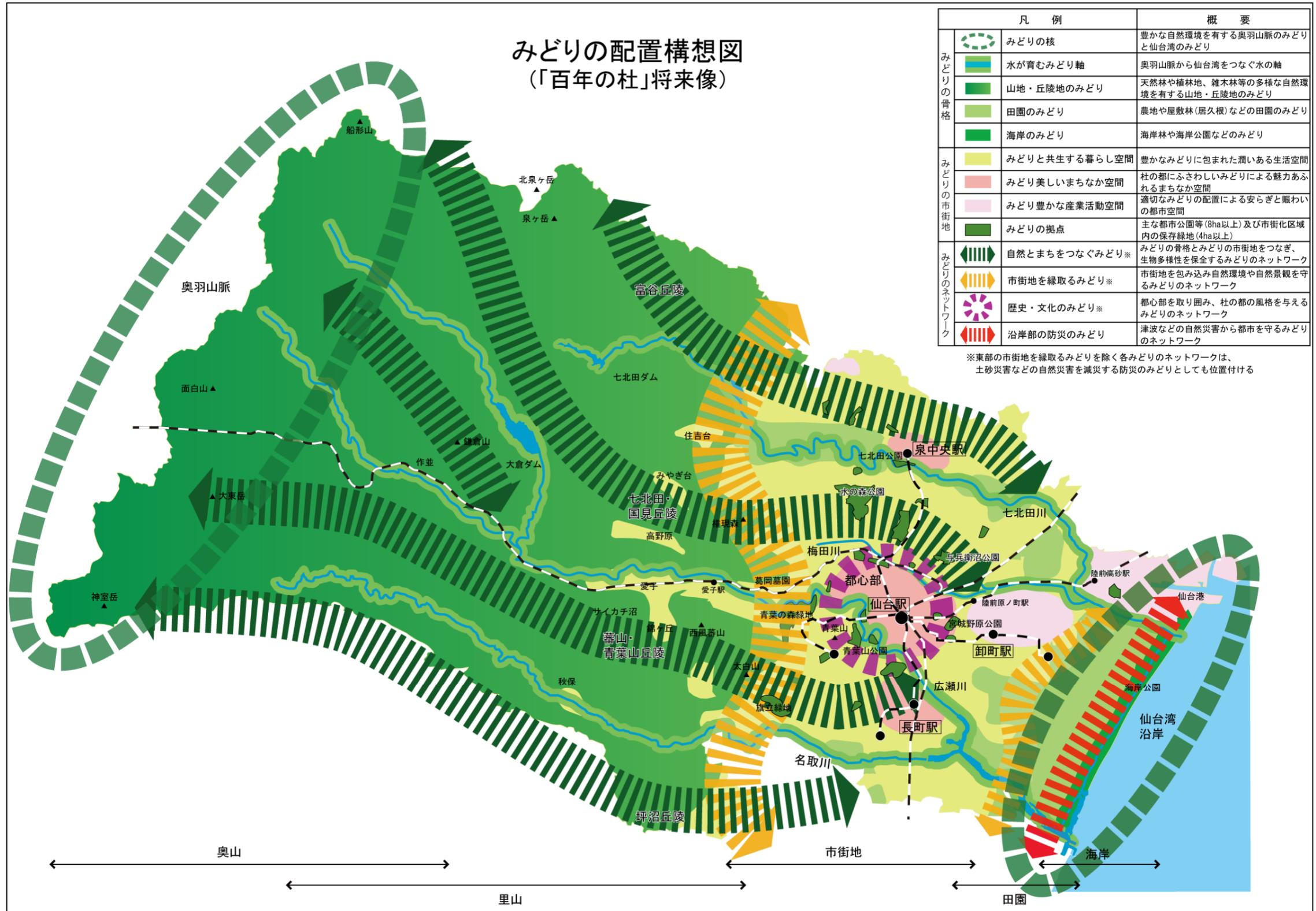
農業体験等の集団移転跡地の利活用や市民協働により取組んできた海岸防災林の再生が進み、震災からの復興がなされています。

河川



特徴となる河岸段丘の景観が保全され、河川敷での利活用が進み、水の流れるを感じることができます。

(3) みどりの配置構想 (「百年の杜」将来像)



(4) みどりの将来イメージ・みどりの配置構想の重ね図



- | | | | |
|---|-----------|---|--------------|
|  | みどりの核 |  | 自然とまちをつなぐみどり |
|  | 歴史・文化のみどり |  | 市街地を縁取るみどり |
| | |  | 沿岸部の防災のみどり |

3 取組みの姿勢

(1) グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方として、1990年代後半から欧米を中心に展開されてきました。我が国では、平成27年(2015年)に「国土形成計画」に位置付けられ、令和元年(2019年)には国土交通省からグリーンインフラ推進戦略が示されました(1(2)④グリーンインフラ推進戦略(P.10)参照)。様々な分野で取組みが進むグリーンインフラですが、その手法、取組みの対象は多様であり、捉え方にも幅があります。仙台市基本計画答申案ではグリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤(グレーインフラ)に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方(取組み)」と定義しています。

本市は、仙台藩初代藩主伊達政宗公が、家臣の屋敷内に食料・燃料となる樹木の植栽を奨励したことで、城下に豊かな屋敷林が育ち、杜の都と呼ばれるようになりました。屋敷林の多くは第二次世界大戦の戦火により失われましたが、戦災復興で生み出された都市公園のみどりや定禅寺通、青葉通に植栽されたケヤキ並木が大きく成長し、現在の「杜の都・仙台」を象徴するみどりとなっています。東日本大震災では、壊滅的な被害を受けた海岸林を津波防災の多重防御システムとして再生するために、市民や企業などとの協働により、植樹や育樹に取組んできました。今日に至るまで、本市ではみどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行いながら、その多様な機能を利活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」によるまちづくりに取組んできたと言えます。

本計画においては、これらの取組みに加え、就労環境や住環境の向上、子育てや教育、コミュニティ形成への寄与による人づくりなど、持続可能で魅力ある都市・地域づくりへの多岐にわたるグリーンインフラの効果に着目し、新型コロナウイルス感染症による社会の変化にも対応したまちづくりに取組んでいきます。

本市は、一級河川名取川と二級河川七北田川のそれぞれの源流から河口までを一つの行政区域に含み、奥山から里山、市街地のみどり、東部の農地、海岸林、河川が連続して、防災、環境、レクリエーションなど様々な役割を果たしています。本計画の推進にあたっては、本市が持つこれら豊かなみどりの多様な機能を積極的に活用していきます。

奥山・里山では樹林地の保全により、水害の軽減、水源・地下水の涵養、生物多様性の保全を推進します。市街地においては、建築物の更新時などの機会を捉え、景観や環境、憩いなど様々な機能を発揮する質の高い緑化の誘導を図るほか、都市公園や街路樹など身近なみどりを都市経営の資源として捉え、長期的な視点に立った計画的な整備や維持管理を行うみどりのマネジメントに取組みます。田園・海岸は、冷涼な海風を内陸に流入させて市街地のヒートアイランド現象を緩和するほか、海岸林は津波被害を軽減する多重防御として機能します。河川はこれらのみどりを水、風、景観で繋いでおり、都心部を流れる広瀬川において

は、中流域特有の自然崖のある河川空間を生かした利活用に取り組めます。

また、事業の実施にあたっては、グリーンインフラとの親和性が高い参加型の取り組みを進めることで、様々な分野での効果を高めるとともに、市民一人ひとりが、都市基盤を自分自身の生活と結び付け、そのあり方を考える社会への変化を促します。

基本理念「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまちと暮らし～」を実現すべく、関連する行政分野が連携を強め、市民や事業者などの多様な主体との協働のもと、グリーンインフラを推進していきます。

杜の都のグリーンインフラ

仙台は、森林や里地里山、市街地のみどり、東部の農地、源流から河口に至る河川など、市域に多様な自然がつながりを持って分布している稀有な都市です。

これらの骨格となる多様なみどりは、水害の軽減、水源・地下水涵養、水質浄化、利水、微気象の緩和などの様々な役割を果たしています。

奥山・里山

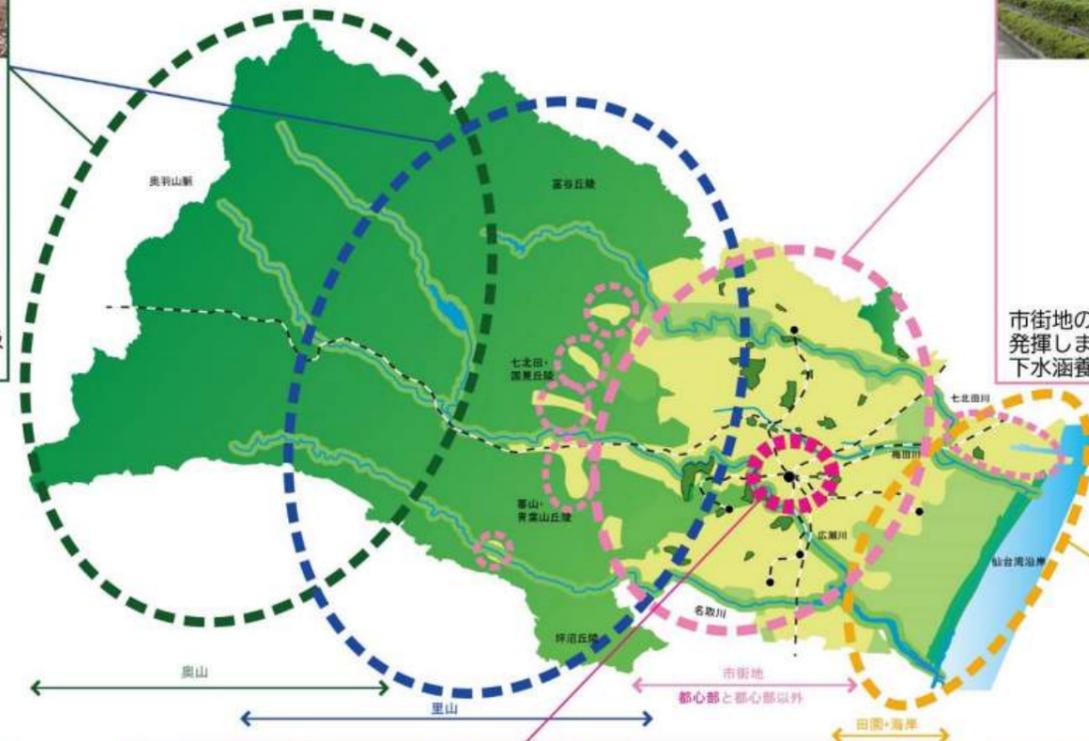
樹林を保全し適正に管理することで、生物多様性の保全、CO₂吸収、水質浄化、水源の涵養等の機能を発揮します。

市街地（都心部以外）

市街地のみどりは景観の向上、レクリエーション、コミュニティ形成等の機能を発揮します。また、雨水の浸透・貯留機能を高めることにより、水害の軽減、地下水涵養、水質浄化等に寄与します。

凡例

	山地・丘陵地のみどり
	田園のみどり
	水が育むみどり軸
	みどりの市街地
	海岸のみどり
	みどりの拠点



河川

河川の基本的な機能である治水、利水に加え、生物多様性の確保、微気象緩和、景観の保全等の環境機能を発揮します。また、河川敷の利活用によりレクリエーションやコミュニティ形成に寄与します。

市街地（都心部）

みどりの計画的配置やグリーンビルディングの整備促進に伴う緑化推進等により、暑熱緩和、景観の向上、レクリエーション等の機能を発揮します。また、雨水の浸透・貯留機能を高めることにより、水害の軽減、地下水涵養、水質浄化等に寄与します。

田園・海岸

夏季の冷たい海風は東部の平坦な地形を通過して内陸まで届き、市街地の温度の上昇を緩和しています。沿岸部の防災林は防潮・防風機能を確保し、防潮堤やかさ上げ道路等による津波被害を軽減する多重防御の機能を高めます。農地、湿地、屋敷林や樹林地の保全により生物多様性確保、地域固有の景観保全に寄与します。

第2章 基本方針・具体的な施策

○基本方針について

基本理念を実現するため、次の5つの基本方針を定め、関連施策を推進します。



○重点的な取組みについて

重点的な取組みは、百年の杜づくりプロジェクトとして推進します。同プロジェクトでは、基本理念の実現に向けて、計画期間内に重点化する事業・取組みとして、5つある基本方針ごとに、2つのテーマ（重点の視点）を設け、視点に基づいた重要かつ緊急性の高い事業・取組みを選定します。

また、プロジェクトでは成果指標を設定の上、推進計画を作成して定期的な進行管理を行います。推進計画は計画期間を上半期（令和3年度から令和7年度の5年間）と下半期（令和8年度から令和12年度の5年間）に分けるとともに、上半期の満期である令和7年度には中間評価を実施することで、下半期に向けて見直しを行います。

○持続可能な開発目標（SDGs）について

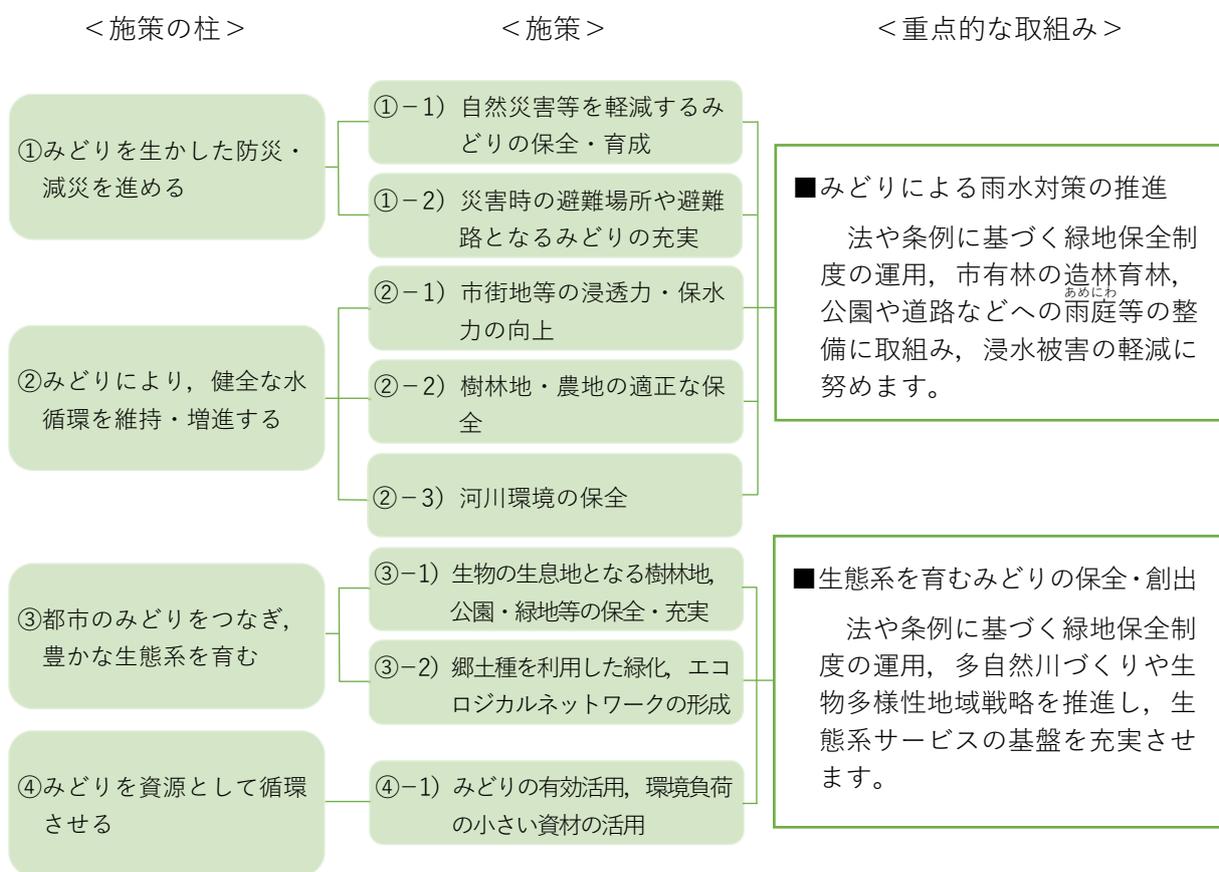
施策ごとに達成に寄与するSDGsのゴール（目標）を示すアイコンを掲載しています。

1 基本方針

基本方針1 みどりと共生するまち

奥羽山脈から海岸まで広がる市域には、生物多様性が保たれている豊かなみどりがあ
り、防災・減災や気候の安定、治水・利水、食糧供給など、私たちの暮らしに欠かせない様
々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれます。

この恵みを将来にわたって享受し、持続可能な都市として成長できるよう、市域に存在す
る多様な自然環境を守り育み、みどりと共生するまちを目指します。



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」88～90 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱①みどりを生かした防災・減災を進める

みどりは、雨水の貯留・浸透，土砂災害の防止，津波の減衰・被害軽減，風雨・風雪の抑制，延焼防止による災害の防止・軽減やヒートアイランド現象の緩和による健康被害を抑制する機能を有しています。このように，わたしたち市民の命や財産を守るみどりを，杜の都の誇る資産として保全・育成します。

さらに，地震や火災等の災害時に，公園等のオープンスペースは一時的な避難場所や野営場，災害ボランティアの活動拠点などの役割を果たし，街路樹や住宅の生垣は，火災の延焼や建築物の倒壊防止，安全な避難路の確保に繋がります。

災害時の防災機能を向上させるみどりの空間の創出に努めます。



図-〇〇：沿岸部の海岸林の再生活動

施策①-1)

自然災害等を軽減するみどりの保全・育成



土砂災害を防止する森林や津波被害を軽減する海岸林等の保全・育成，市街地内の雨水浸透・保水力の強化等により，自然災害等から私たちの生活やまちを守ります。

施策①-2)

災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実



避難場所となる公園の整備や防災機能の強化を図るとともに，避難路の安全性を高め，減災力の強化を目指します。

柱②みどりにより，健全な水循環を維持・増進する

市西部の丘陵の樹林地や東部の農地を中心に本市のみどりは，水源・地下水涵養，水質浄化の機能を有しています。樹林地や農地の保全やみどりの適正な配置により，本市の健全な水循環を保ちます。



図-〇〇：奥山から太平洋まで巡る
広瀬川の清流

施策②-1)

市街地等の浸透力・保水力の向上



雨水浸透施設の整備等により市街地の浸透力・保水力を高め，水循環を支える地下水等の涵養を図ります。

施策②-2)

樹林地・農地の適正な保全



法や条例に基づく制度により樹林地や農地の保全に取り組むとともに，民有林の保全を促進することで，水源の涵養や水質の保全を図ります。

施策②-3)

河川環境の保全



多自然型の河川及び沿川の保全・改修等に取り組むことで，みどり豊かな河川環境と水質の保全を図ります。

柱③都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

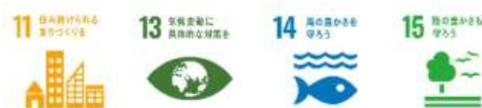
多種多様な生物の生息地の保全・充実を図り、自然の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を構築するため、公園、緑地、樹林地の保全・創出、みどりのネットワークの形成に努めます。



図-〇〇：生物の重要な生息地である斉勝沼緑地

施策③-1)

生物の生息地となる樹林地、公園・緑地等の保全・充実



法や条例に基づく制度等によりまとまった樹林地の保全を図ることで、多種多様な生物の生息地を確保します。

施策③-2)

郷土種を利用した緑化、エコロジカルネットワークの形成



郷土種を利用した緑化や河川及び沿川の保全・改修等に取り組むことで、多種多様な生物が生息しやすいエコロジカルネットワークの形成を図ります。

柱④みどりを資源として循環させる

CO₂の吸収、資源供給といったみどりの機能を発揮し、環境負荷の低い持続可能な都市を形成するため、みどり由来の資源循環を推進します。



図-〇〇：庭木のたい肥の原料などへのリサイクルの取組み

出典：環境局資料



図-〇〇：地域産材を活用した木造建築の事例（泉岳自然ふれあい館）

出典：教育局資料

施策④-1)

みどりの有効活用、環境負荷の小さい資材の活用



林業振興や地域産材の活用を図るとともに、みどり由来の資源のリサイクルやリユースに取り組むことで、環境負荷の低減を目指します。

(2) 重点的な取組み

■みどりによる雨水対策の推進

地球温暖化を一因とする近年の気候変動は、下水道等の施設能力を超過する豪雨をもたらしていることから、令和2年(2020年)7月には国土交通省から「流域治水」の考えが示されるなど、社会全体として総合的かつ多層的に水災害対策に取り組むことが求められています。

本市は、雨に強いまちを目指し、排水能力の向上や流出の抑制、降雨時の対応という3つの方策により、総合的な雨水対策に取り組んでいますが、今後は公園や道路等で透水性舗装や^{あめにわ}雨庭（建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地のこと。「図-〇〇：みどりによる雨水対策の推進のイメージ」参照。）を積極的に整備する等、みどりが有する雨水の貯留・浸透機能を活用することで、河川流域における洪水や都市部における浸水被害の軽減に努めます。

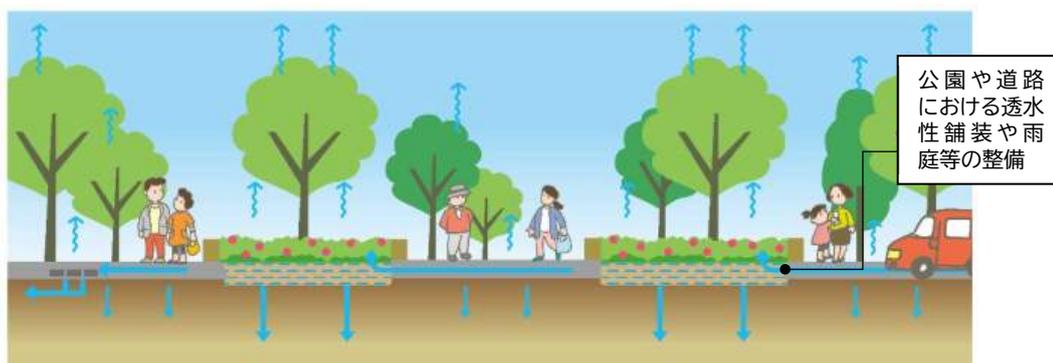


図-〇〇：みどりによる雨水対策の推進のイメージ

【事業・取組み】

- 風致地区制度（都市計画法）、特別緑地保全地区（都市緑地法）、保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）等の法令や条例に基づく緑地保全制度の運用
- 市有林造林育林事業
- 民有林（私有林）振興事業
- 法令に基づく各種制度等による農地の適正な保全
- 【新規】公園や道路における透水性舗装や^{あめにわ}雨庭等の整備
- 【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業
- 【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用

👉 緑地保全制度に関する配慮事項は第3章1.(1)「緑地保全制度の運用」(99~105ページ)参照



図-〇〇：流域治水の考え方

出典：【概要】気候変動を踏まえた水害対策のあり方について答申（国土交通省、令和2年7月）



図-〇〇：間伐による市有林の適正管理の推進

出典：経済局資料

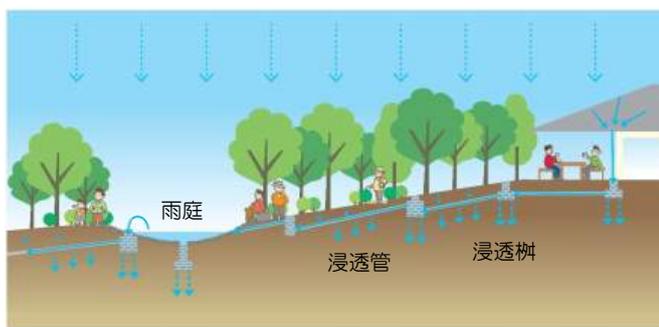


図-〇〇：青葉山公園（仮称）公園センターにおける雨水浸透施設の整備イメージ

【成果指標】

◎公園緑地等における浸透施設整備による雨水の浸透量（1時間当たり）

令和12年度までの10年間で1,500 m³

■生態系を育むみどりの保全・創出

本市は市域の約8割がみどりに覆われ、それらのみどりは山から海まで広がり、森林や里地里山、農地、市街地、河川や砂浜など様々な自然環境が繋がりを持っており、豊かな生物多様性を支えています。

これらのみどりについて、次世代へ継承していくために、法や条例に基づく制度を活用しながら引き続き保全を図るとともに、市街地における公園や街路樹の整備及び適正な維持管理を推進し、生態系サービスの基盤を充実させます。

また、ふるさとの杜再生プロジェクトにより、東日本大震災時の津波による流出から再生

を進めてきた海岸林については、植樹を中心とした第一期 10 年が完了することから、今後は除草や補植等の育樹に継続的に取り組むことで再生を進めます。



図-〇〇：生態系を育むみどりの保全・創出のイメージ

【事業・取組み】

- 風致地区制度（都市計画法）、特別緑地保全地区（都市緑地法）、保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）等の法令や条例に基づく緑地保全制度の運用（再掲）
- 市有林造林育林事業（再掲）
- 民有林（私有林）振興事業（再掲）
- 法令に基づく各種制度等による農地の適正な保全（再掲）
- 公園緑地における樹林地管理
- ふるさとの杜再生プロジェクト
- 郷土種による緑化の推進
- 河川改修事業（多自然川づくり）
- 【見直継続】生物多様性地域戦略の推進

👉 緑地保全制度に関する配慮事項は第 3 章 1. (1)「緑地保全制度の運用」(99～105 ページ) 参照



図-〇〇：空積み護岸の整備による周辺環境への配慮（多自然川づくり）



図-〇〇：ヨシの刈り取り体験（生物多様性地域戦略の推進）

出典：環境局資料

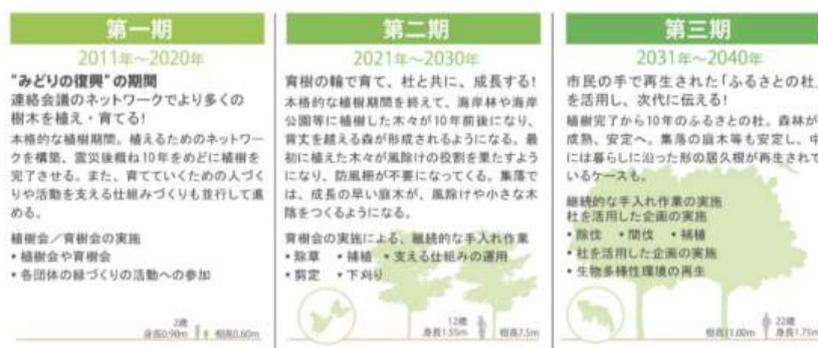


図-〇〇：海岸林再生の計画期間

出典：「ふるさとの杜再生プロジェクト」リーフレット（平成31年2月）から抜粋

【成果指標】

◎身近な生きもの（9種）の認識度

全ての種で現在より向上

（基準値：令和元年度調査①ツバメ 75.2%、②カッコウ 28.0%、③モンシロチョウの仲間 77.5%、

④アゲハチョウの仲間 59.9%、⑤セミ 85.8%、⑥ホタル 15.1%、⑦トンボ 88.7%、

⑧カブトムシ・クワガタムシ 34.8%、⑨ハヤシノウマオイ 40.3%

【参考】9種合計 900%中 505.3%

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① みどりを生かした防災・減災を進める

- ・海岸林の育樹活動に参加します。
- ・避難所へ向かう沿道の民有地においては、生垣等を積極的に整備します。
- ・災害時に備え、公園等の身近なオープンスペースの状況について調べます。
- ・各地域において、災害時の公園利用のルールを定めます。
- ・災害時は、都市公園を活用した災害復旧・復興支援に協力します。
- ・森林所有者は、樹林地の適正な管理に努めます。
- ・住宅や事業所において、^{あめにわ}雨庭や雨水タンクなどを導入し、雨水の敷地内での貯留浸透や利活用に努めます。

② みどりにより、健全な水循環を維持・増進する

- ・樹林地や河川、農地、ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・土地所有者は、地域制緑地の指定に協力し、みどりの保全に努めます。
- ・森林所有者は、森林の適正な管理に努めます。
- ・開発事業者は、既存の樹林地を保全するなどの自然環境の保全に配慮します。
- ・住宅や事業所において、^{あめにわ}雨庭や雨水タンクなどを導入し、雨水の敷地内での貯留浸透や利活用に努めます。
- ・過剰な地下水の汲み上げを避け、地下水の保全に努めます。

③ 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

- ・樹林地や河川、農地、ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・土地所有者は、地域制緑地の指定に協力し、みどりの保全に努めます。
- ・森林所有者は、樹林地の適正な管理に努めます。
- ・開発事業者は、既存の樹林地を保全するなどの自然環境の保全に配慮します。
- ・住宅や事業所などで、郷土種の活用、^{たそうりよつか}多層緑化やビオトープづくりなどにより、多様な生物の生息・生育に配慮します。
- ・住宅地の庭では、地区の景観や生物多様性に配慮した緑化を行います。

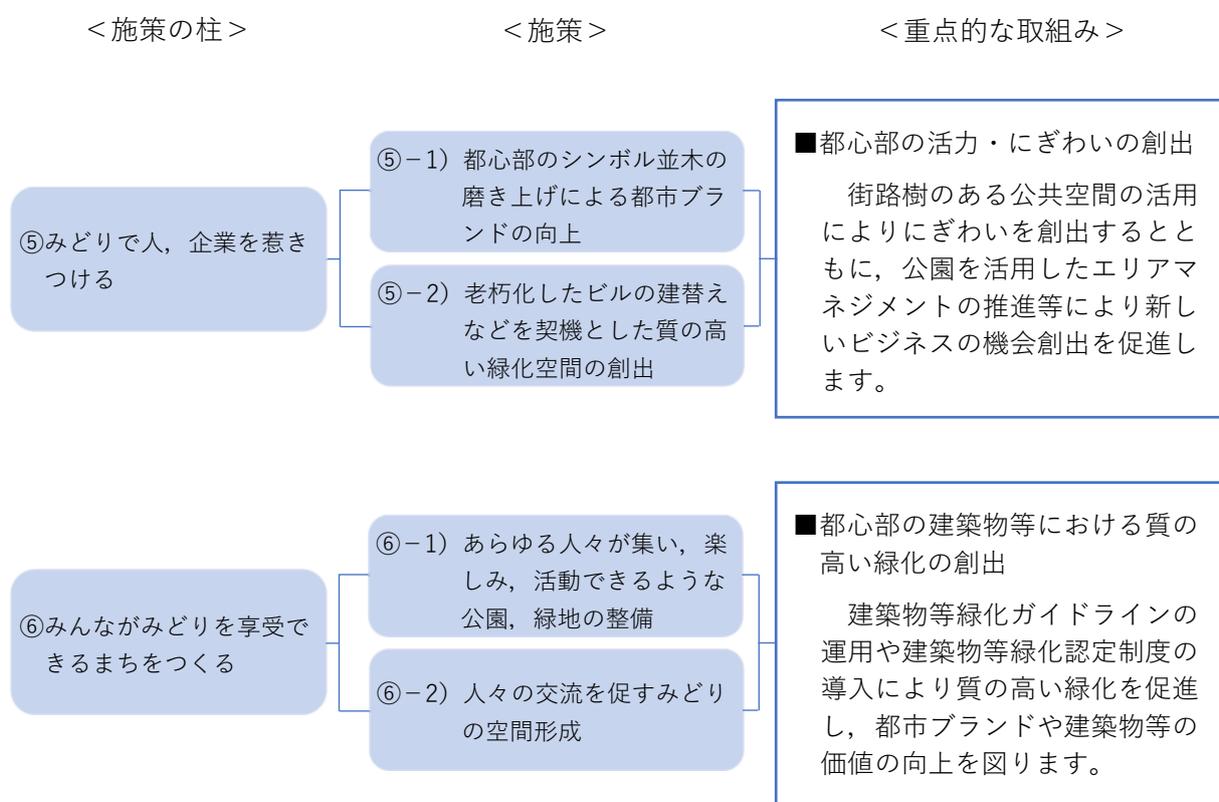
④ みどりを資源として循環させる

- ・森林所有者は、樹林地の適正な管理に努めます。
- ・不要になった庭木等は、市民同士でゆずりあうほか、木質チップとしての再資源化を図るなど、有効活用を図ります。
- ・地域材の積極的な活用を推進します。

基本方針2 みどりで選ばれるまち

定禅寺通や青葉通のケヤキ並木、勾当台公園などの都心の街路樹や都市公園のみどりは、四季折々に開催されるイベントなどでの活動場所となるほか、風格ある都市景観の形成や企業のイメージアップへの寄与など、多くの人にとって魅力となる、本市の都市個性の一つです。

これらのみどりの質の向上や量の更なる充足を図り、都市個性にさらに磨きをかけることで、本市が働く場所、暮らす場所、楽しむ場所等としての魅力を高め、みどりで多くの人から選ばれるまちを目指します。



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」91 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱⑤みどりで人，企業を惹きつける

みどりが有する景観向上や癒しなどの機能は、就労、休息など、私たちの日常生活の質の向上に大きく貢献するものです。こうしたみどりの機能を活用し、本市で働きたくなる、暮らしたくなるような就労環境や住環境の創出に努めます。



図-〇〇：統一美が確保されている街路樹
(愛宕上杉通1号線のイチヨウ)

施策⑤-1)

都心部のシンボル並木の磨き上げによる都市ブランドの向上



これまで大切に育んできた資産である街路樹をこれからも健やかに美しく育て上げ、市民が誇れるみどりの景観をつくりまします。

施策⑤-2)

老朽化したビルの建替えなどを契機とした質の高い緑化空間の創出



質の高い建築物緑化やみどり豊かなオープンスペースの創出により、美しく安らぎのあるみどりの空間をつくりまします。

柱⑥みんながみどりを享受できるまちをつくる

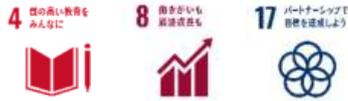
みどりが有するレクリエーションやコミュニティ形成などの機能を生かし、市民も来訪者も集い、楽しみ、活動できるような、よりどころとなるみどりの空間の形成を図るとともに、その積極的な活用を推進します。



図-〇〇：肴町公園の活用事例

施策⑥-1)

あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できる
ような公園、緑地の整備



公園の再編を推進するとともに、既存公園の再整備を推進し、市民も来訪者も集いたくなるみどりの空間づくりを目指します。

施策⑥-2)

人々の交流を促すみどりの空間形成



公園・緑地や河川、街路樹空間において、民間事業者と連携しながら、人々が集い、交流し、にぎわう空間整備及びサービス提供を図ります。

(2) 重点的な取組み

■都心部の活力・にぎわいの創出

拠点となる公園整備や公園を活用したエリアマネジメントの推進、街路樹等のみどりがある空間の利活用を進め、都心部の活力やにぎわいを創出することで、新たなビジネスの機会創出を促します。



図-〇〇：都心部の活力・にぎわいの創出のイメージ

【事業・取組み】

- 青葉山公園整備事業
- 西公園再整備事業
- 肴町公園再整備事業
- 【新規】勾当台公園再整備事業
- 【新規】都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進
- 定禅寺通緑地魅力アップ事業
- 【新規】街路樹のある公共空間の活用

(まち再生・まち育て活動支援事業，ストック活用型都市再生推進事業，まちなかウォーカーブル推進事業)

○【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催

👉 都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進に関する配慮事項は第3章3.

(1)『公園マネジメント』の推進(117~120ページ)参照

👉 街路樹のある公共空間の活用に関する配慮事項は第3章4.(1)『街路樹マネジメント』の推進(121~127ページ)参照



図-〇〇：追廻地区の整備によるにぎわい創出のイメージ
(青葉山公園整備事業)



図-〇〇：公共空間の利活用によるにぎわいの創出
(定禅寺通緑地魅力アップ事業)

出典：まちづくり政策局資料

【成果指標】

◎多様な主体との連携

新たに民間活力を導入する公園施設数を令和12年度までの10年間で4箇所

■都心部の建築物等における質の高い緑化の創出

せんだい都心再構築プロジェクト(令和元年(2019年)7月始動)や市役所本庁舎など、今後、都心部では老朽化した建築物の建て替えが公共、民間を問わず、活発になることが想定されています。

公共建築物ではモデルとなる緑化を行うとともに、民間建築物についても建築物緑化のガイドラインを作成・運用することで、杜の都らしい景観の形成や憩いの場の提供など様々な機能を発揮し、適切に維持管理された質の高い緑化を誘導します。また、優良な建築物緑化を評価・認定する緑化認定制度を導入し、優良事例を積極的に広報するとともに、事業者の支援につなげる仕組みを検討します。これらにより、都市ブランドと建築物等の資産価値の向上を図ります。

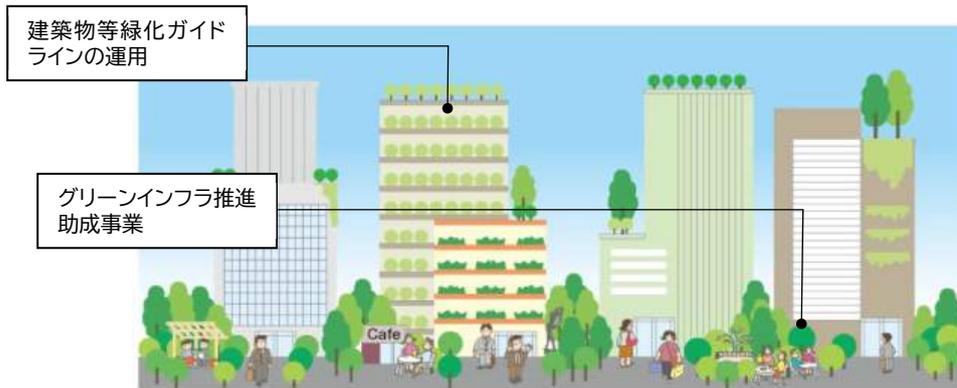


図-〇〇：都心部の建築物等における質の高い緑化の創出のイメージ

【事業・取組み】

- 【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用（再掲）
- 【新規】市役所等の大型公共建築物でのモデルとなる緑化の実施
- 【新規】建築物等緑化認定制度の導入
- 【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業



図-〇〇：質の高い緑化が行われた建築物のイメージ
((仮称) NTT仙台中央ビル)

【成果指標】

◎都心部のみどりの質の向上

仙台都心部緑化重点地区における

緑被率の向上（基準値：令和元年度調査 14.2%）

平均緑視率の向上（基準値：平成26年度調査 31.7%）

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① みどりで人、企業を惹きつける

- ・企業の社会的責任（CSR）として、地域のみどりづくりの活動に積極的に関わります。
- ・事業所の緑化により、就労環境の質を高め、社員の健康増進を図ります。
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区の土地・建築物所有者などは、景観の向上に協力します。
- ・路上や敷地の外から見るように、^{せつどうぶりよつか}接道部緑化や^{たそうりよつか}多層緑化を行うなど、緑視率の向上に配慮します。
- ・環境配慮や景観向上などのため、ビルの屋上、壁面・ベランダなどで、建築物緑化を推進します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・公共施設や公開空地などの緑化に協力します。

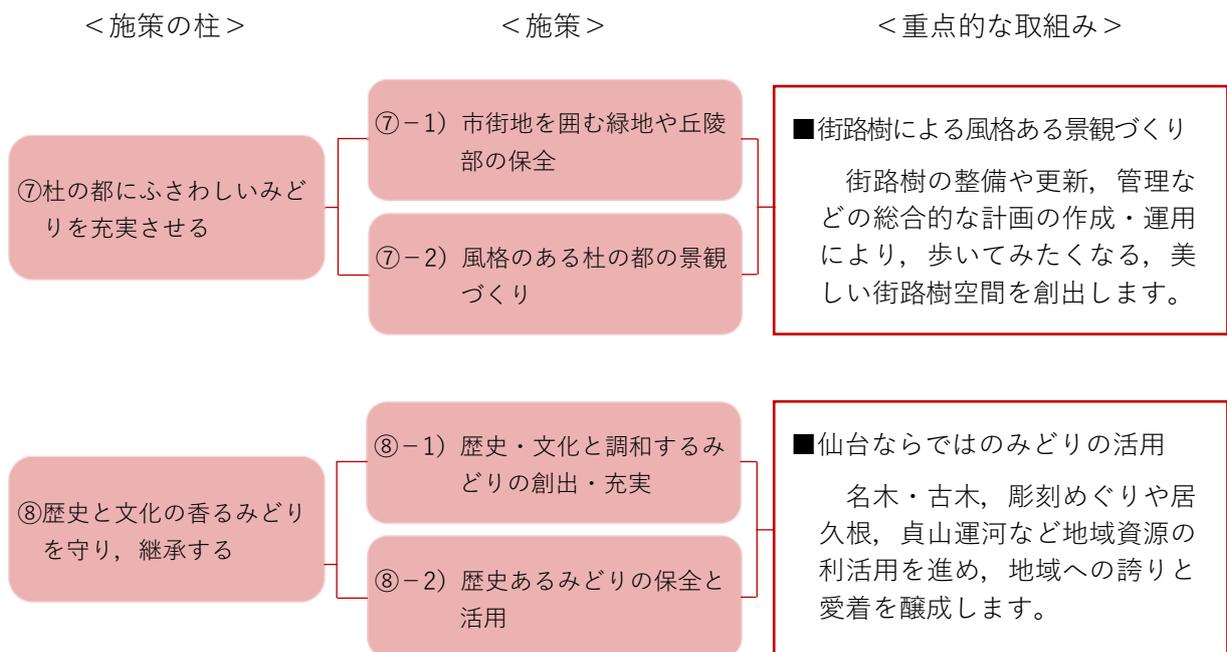
② みんながみどりを享受できるまちをつくる

- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・公園の管理運営への積極的な参加や利活用を行い、公園やエリアの魅力を高めます。
- ・公共施設や公開空地などの緑化に協力します。
- ・みどりのまちづくりのリーダーとして市民がみどりとふれあう機会や活動する機会を創出します。
- ・みどりのイベント、地域における花壇づくり、身近な公園の整備・管理、樹林地の管理等のみどりの活動に積極的に参加します。

基本方針3 みどりを誇りとするまち

青葉山や広瀬川などの自然のみどり，社寺林や屋敷林などの文化的なみどり，市民の力で守り育ててきた市街地を囲むみどり，そして，今や杜の都の代名詞となった風格ある街路樹。仙台には，このまちならではの誇るべきみどりがあります。

今後も，これらのみどりのより一層の整備や保全，活用に取り組むことで，市民がみどりを誇りと思い，住み続けたい，住んで良かったと感じられるまちを目指します。



<事業・取組みの一覧>

「3 各方針の事業・取組みの一覧」92～93 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱⑦杜の都にふさわしいみどりを充実させる

杜の都にふさわしい風格ある景観を形成するみどりを次世代に継承していくために、引き続きみどりの保全や維持管理に取り組むとともに、公園や街路樹、民有地緑化等のみどりの創出に取り組めます。

都心部では、引き続き「緑の回廊づくり」*に取り組むことで、みどりのネットワークの形成を図ります（図—〇〇都心部の「緑の回廊づくり」参照）。

※都心部の「緑の回廊づくり」（旧：市街地の「緑の回廊づくり」）とは

「杜の都・仙台」の価値や魅力の向上を図るため、仙台駅を中心に半径2キロメートル程度の圏内を、重点的に緑化を推進する地区と位置づけ、拠点となる公園の整備や道路・公共施設・民有地の緑化を推進し、都市環境の改善にも寄与する質の高いみどりのネットワークを形成する取組み。

また、定禅寺通をはじめ、青葉山や広瀬川も含めた都心部のみどり豊かな環境を活用して、緑陰を提供する快適な歩行空間や滞留空間を整備し、回遊性の向上やにぎわいの創出により、都心のまちづくりを推進するもの。

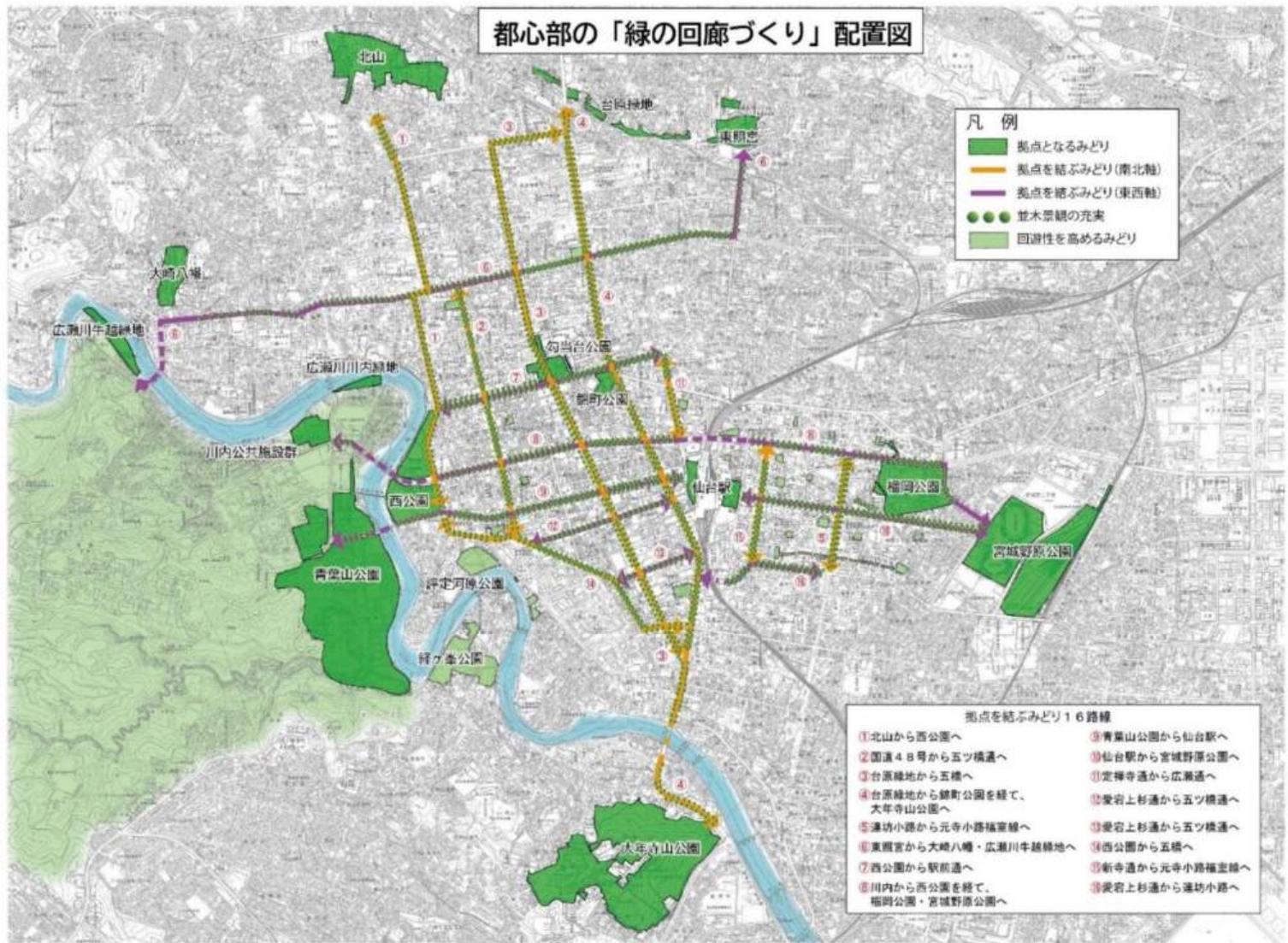


図-〇〇：都心部の「緑の回廊づくり」

施策⑦-1)

市街地を囲む緑地や丘陵部の保全



杜の都を特徴づける、市街地を囲む緑地や丘陵部を、仙台の大切な資産として次代に引き継ぐため保全を図ります。

施策⑦-2)

風格のある杜の都の景観づくり



市街地周辺のみどりの保全を図るとともに、市街地内の建築物や公共空間の質の高い緑化により、風格ある景観づくりを推進します。

柱⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する

本市は藩政時代から、社寺林、屋敷林など、みどりと暮らしが一体となった歴史・文化が根付いていました。現在では、公園や街路樹等の公共の緑地空間における市民活動などが広がりを見せているように、時代にあわせ、みどりの歴史・文化を積み上げてきました。このような杜の都の歴史・文化と調和するみどりの保全及び充実を図るとともに、それらのみどりの活用を推進します。



図-〇〇：仙台城跡の整備イメージ

出典：史跡仙台城跡整備基本計画中間案

施策⑧-1)

歴史・文化と調和するみどりの創出・充実



青葉山公園などの本市の歴史・文化と深く関わるみどりの整備を行い、歴史・文化とみどりの調和を図ります。

施策⑧-2)

歴史あるみどりの保全と活用



居久根や社寺林などの歴史あるみどりの保全を図るとともに、貞山運河や定禅寺通などのみどりは、人々に親しみ利用されるよう、活用方法を検討します。

(2) 重点的な取組み

■街路樹による風格ある景観づくり

杜の都と称される本市において、街路樹はみどり美しい風格ある都市の景観形成に大きく寄与しています。一方で植栽後、数十年が経過した樹木では、成長による大径木化や樹勢不良の発生で安全性が低下しているものも見受けられ、更新等の対応が求められています。街路樹の安全性を確保し、この景観を将来へ引き継ぐために、計画的な管理を推進するとともに、更なる景観の向上を目指して、緑化重点地区内の植栽の充実を図ります。



図-〇〇：街路樹による風格ある景観づくりのイメージ

【事業・取組み】

- 緑化重点地区内の街路樹充実事業
- 【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用
- 【新規】計画的な街路樹更新の実施

- 👉 緑化重点地区に関する配慮事項は第3章2.(1)「緑化重点地区の運用」(106～115ページ)参照
- 👉 街路樹の総合的な管理計画, 計画的な街路樹更新の実施に関する配慮事項は第3章4.(1)「『街路樹マネジメント』の推進」(121～127ページ)参照



図-〇〇：街路樹の総合的な管理計画による管理のイメージ

【成果指標】

◎街路樹の再生（更新路線数）

令和12年度までの10年間で10路線

■仙台ならではのみのりの活用

歴史的、文化的に貴重な資源である仙台城跡や貞山運河、名木・古木、居久根等を保全し、後世に継承していくとともに、市民への普及啓発や観光資源としての活用を進め、誇りと愛着の醸成に努めます。

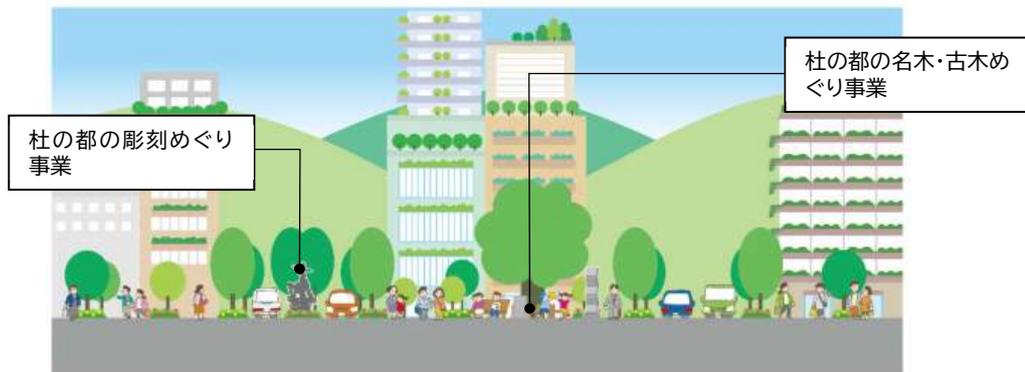


図-〇〇：仙台ならではのみのりの活用のイメージ

【事業・取組み】

- 杜の都の彫刻めぐり事業
- 四ツ谷用水再発見事業
- 貞山運河の利活用事業
- 杜の都の名木・古木めぐり事業
- 屋敷林（居久根）の保全と活用
- 【新規】仙台城跡整備事業



図-〇〇：名木・古木の活用イベント
（杜の都の名木・古木めぐり事業）

出典：仙台市公園緑地協会 提供



図-〇〇：仙台城跡の活用イベント
（親子石垣見学会）

出典：教育局資料

【成果指標】

◎仙台ならではのみどりを活用した年間のイベント開催数

10回/年以上

(基準値(令和元年度実績): 杜の都の彫刻めぐり事業4回, 四ツ谷用水再発見事業5回, 杜の都の名木・古木めぐり事業1回 合計10回)

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① 杜の都にふさわしいみどりを充実させる

- ・樹林地や河川等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などにより普及啓発を積極的に行います。
- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区の土地・建築物所有者などは、景観の向上に協力します。
- ・路上や敷地の外から見るように、せつどうぶりよつか 接道部緑化やたそうりよつか 多層緑化を行うなど、緑視率の向上に配慮します。
- ・環境配慮や景観向上などのため、ビルの屋上、壁面・ベランダなどで、建築物緑化を推進します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・公共施設や公開空地などの緑化に協力します。
- ・緑地協定や地区計画等の制度を活用して、まちぐるみの緑化に努めます。
- ・住宅地の庭では、地区の景観や生物多様性に配慮した緑化を行います。
- ・花による修景や落ち葉清掃等を通して街路樹などの公共のみどりの管理に協力します。

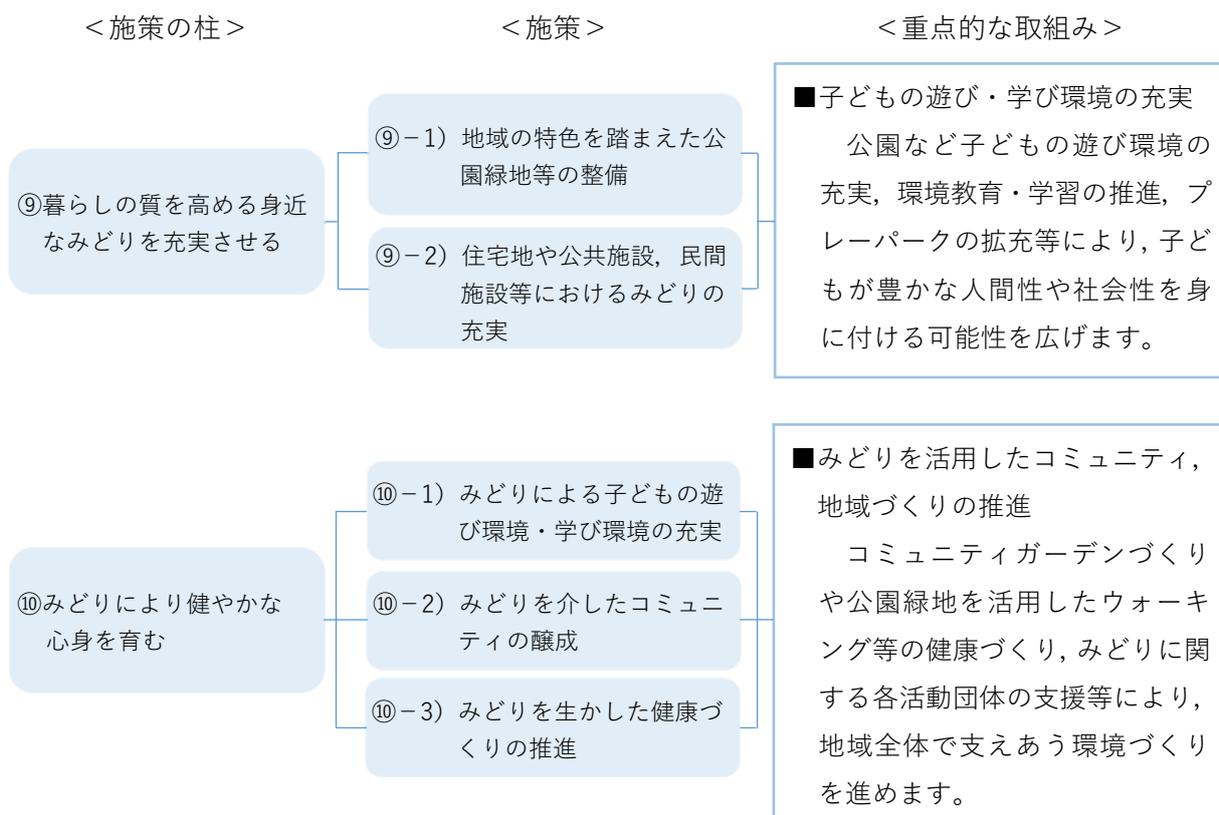
② 歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、継承する

- ・所有者や周辺住民の協力により、名木・古木や屋敷林（いぐね 居久根）・社寺林などの歴史・文化的景観の保全、維持に努めます。
- ・地域の歴史や文化を学び、地域の個性と魅力を形成する地域資源の活用に努めます。

基本方針4 みどりとともに人が育つまち

豊かなみどりと触れ合いは、私たちの心と体を健康に保つとともに、人々が出会い、人と人のつながりが生まれるコミュニティの場となります。また、みどり豊かな遊びや学びの環境では、子どもは自然や社会を学び、想像力や問題解決能力を養うことが期待できます。

暮らしに身近な公園や住宅地などのみどりを充実させ、それらを積極的に活用することでみどりとともに私たちが成長していくまちを目指します。



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」94～95 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱⑨暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる

子育てや健康づくり等の地域や市民のニーズを捉えた公園緑地等の整備を行うとともに、公共施設や民間ビル、住宅地等において、みどりの多様な機能が発揮される緑化の充実を図ります。



図-〇〇：コミュニティガーデンの様子

施策⑨-1)

地域の特色を踏まえた公園緑地等の整備



地域の公園等に対するニーズを把握・分析し、必要に応じ機能再編を図るとともに、既存公園緑地のリニューアルを推進します。

施策⑨-2)

住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実



商業地、住宅地、工業地、公共施設といったそれぞれの空間に応じて、緑化を推進します。

柱⑩みどりにより健やかな心身を育む

みどりは、子どもにとっては遊びや動植物との触れ合い等を通じた環境学習の他、大人にとっても運動による健康づくりやストレスの軽減、様々な活動を通じたコミュニティ形成の場となる等、多世代の多様な利用ニーズに応える機能を有しています。

新型コロナウイルス感染症の流行下では、3つの密（密閉・密集・密接）が避けられる公園等の屋外空間での過ごし方が注目を集め、その機能の重要性が再認識されるとともに、グランピングやキャンプ等の屋外レジャーの人気の高まっています。

みどりの機能を生かし、多様な利用ニーズに応えることで子どもから大人まで幅広い世代の健やかな心身を育みます。

施策⑩-1)

みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実



自然体験の場の充実やみどりとふれあい、遊べる環境を充実させ、子どもの心身の健全な育成に取り組めます。

施策⑩-2)

みどりを介したコミュニティの醸成



みどりにまつわる交流の機会を確保し、市民のコミュニティの醸成を図ります。

施策⑩-3)

みどりを生かした健康づくりの推進



みどりの中で過ごしたり、運動したりする場・機会の充実により、市民の健康づくりを支援します。

(2) 重点的な取組み

■子どもの遊び・学び環境の充実

コロナ禍で再認識された子どもの遊びや子育て、環境教育の場としての重要性を鑑み、ハード・ソフト両面から子どもの成長を支える公園緑地等の充実を図り、子どもが豊かな人間性や社会性を身に付ける可能性を広げます。



図-〇〇：子どもの遊び・学び環境の充実のイメージ

【事業・取組み】

- 都市公園の機能再編事業
- 【見直継続】身近な公園整備・再整備事業
- 子どもの遊び環境の充実
- 子どものみどりの活動体験事業
- 【新規】プレーパークの拡充
- 環境教育・学習推進事業

👉 都市公園の機能再編及び身近な公園整備・再整備に関する配慮事項は第3章3.(1)「『公園マネジメント』の推進」(117~120 ページ) 参照



図-〇〇：子どものみどりの活動体験事業
(旧：子どもの自然体験学習林事業)



図-〇〇：西公園におけるプレーパーク

【成果指標】

- ◎身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合（みどりの市民意識調査）
住まいの近くの公園の役割に「子どもを遊ばせる場所」と回答した市民の割合の増加
(基準値：令和元年度調査 62.6%)

■みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進

子どもからお年寄りまで、遊びや健康づくり等の場として活動できる公園緑地の充実を図り、みどりを活用したコミュニティ、地域づくりを推進します。



図-〇〇：みどりを活用したコミュニティ、地域づくり推進のイメージ

【事業・取組み】

- 公園緑地等を活用したウォーキング等の健康づくりの推進
- コミュニティガーデンづくり
- 【新規】元気もり森もり隊事業
- みどりに関する各活動団体の支援（緑の活動団体，公園愛護協力会，河川愛護会）



図-〇〇：公園を活用した健康づくりの事例（七北田公園） 図-〇〇：元気もり森もり隊事業の様子

出典：仙台市公園緑地協会 提供



図-〇〇：緑の活動団体の活動の様子（真美沢公園）

【成果指標】

- ◎コミュニティを育むみどりの市民活動団体の数
緑の活動団体，公園愛護協力会，河川愛護会の結成数の増加
（基準値：令和2年4月1,358団体）

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① 暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる

- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などにより普及啓発を積極的に行います。
- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・都心部などの良好な景観の維持・形成が求められる地区の土地・建築物所有者などは、景観の向上に協力します。
- ・路上や敷地の外から見るように、せつどうぶりよつか接道部緑化やたそうりよつか多層緑化を行うなど、緑視率の向上に配慮します。
- ・環境配慮や景観向上などのため、ビルの屋上、壁面・ベランダなどで、建築物緑化を推進します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・緑地協定や地区計画等の制度を活用して、まちぐるみの緑化に努めます。
- ・住宅地の庭では、地区の景観や生物多様性に配慮した緑化を行います。
- ・みどりのイベント、地域における花壇づくり、身近な公園の整備・管理、樹林地の管理等のみどりの活動に積極的に参加します。

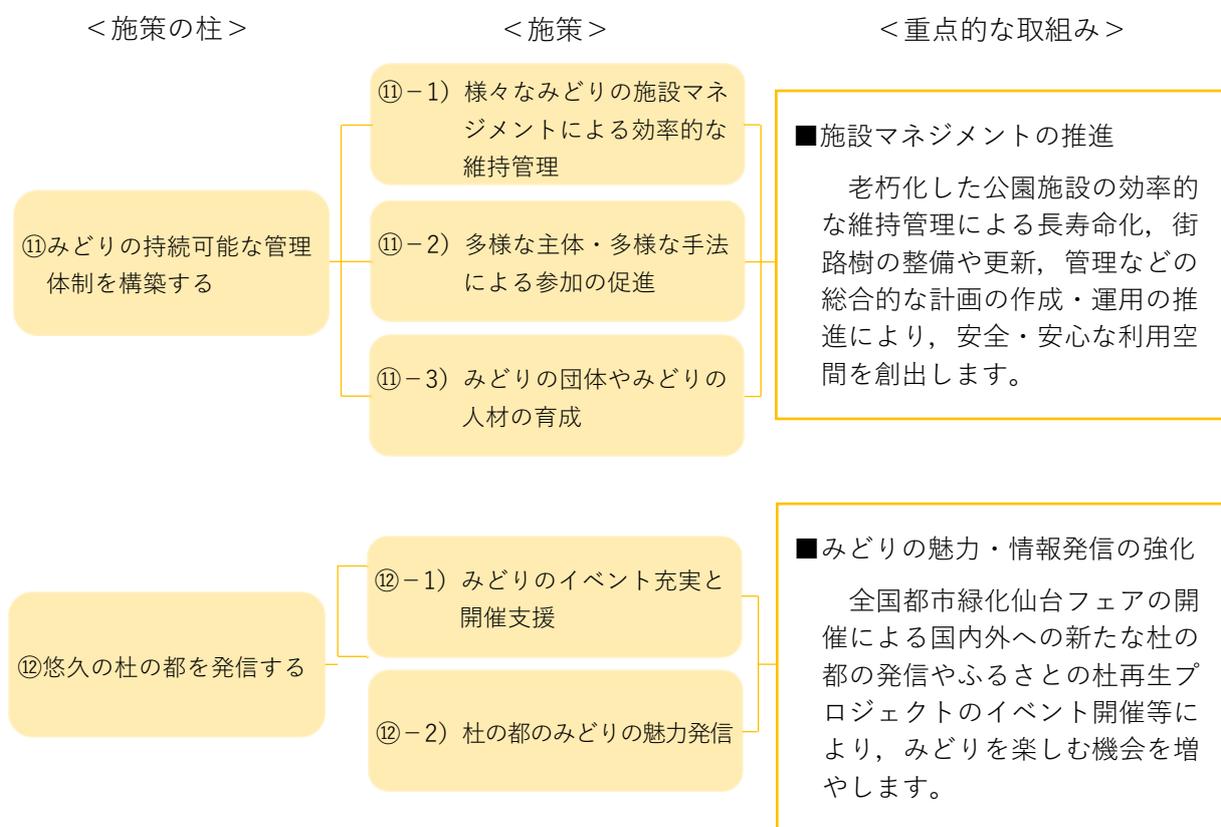
② みどりにより健やかな心身を育む

- ・地域のみどりについて学び、自分が住んでいる地域の活性化に生かします。
- ・公園での子どもの見守り活動、遊び・学びの場の運営に積極的に参加し、地域で子育てをサポートします。
- ・みどりのイベント、地域における花壇づくり、身近な公園の整備・管理、樹林地の管理等のみどりの活動に積極的に参加します。
- ・公園緑地等を活用して、ウォーキング等の健康づくりに積極的に取り組みます。

基本方針5 みどりを大切にすまち

みどりが多様な機能を発揮し続けるためには、適切な維持管理を継続的に行っていく事が必要であり、そのためには日々の暮らしやまちづくりにみどりを取り入れ、積極的に手入れを行うなど、私たち一人ひとりが主体的にみどりに関わっていくことが重要です。そして、みどりの効果を実感し、情報を共有し、思いを一つにすることがその活動の基盤となります。

杜の都のみどりが、市民にとっては誇り、来訪者にとっては魅力となるよう、みどりの普及啓発、情報発信に取組み、市民が様々な形でみどりの管理に関わる、みどりを大切にすまちを目指します。



< 事業・取組みの一覧 >

「3 各方針の事業・取組みの一覧」96～97 ページに掲載

(1) 施策の柱

柱①みどりの持続可能な管理体制を構築する

みどりが多様な機能を発揮し続けるためには、適切に維持管理していくことが重要です。

公園緑地や街路樹等の計画的かつ効率的な維持管理を進めるとともに、多様な主体の多様な手法による参画やみどりに関する人材育成に取り組むことで、持続可能な管理体制を構築します。



図-〇〇：花と緑のアドバイザー養成取組の様子

施策①-1)

様々なみどりの施設マネジメントによる効率的な維持管理



本市のみどりを将来にわたり健やかに育成するため、計画的、効率的な維持管理を図ります。

施策①-2)

多様な主体・多様な手法による参加の促進



本市のあらゆるみどりを管理するため、みどりに係る全てのステークホルダーが連携したみどりの管理を推進します。

施策①-3)

みどりの団体やみどりの人材の育成



みどりに係る様々な個人や団体の活動を支援するとともに、みどりに係る様々な市民参加の機会を確保し、みどりに係る団体や人材の育成を図ります。

柱⑫悠久の百年の杜を発信する

市民のみどりへの関心を高めるとともに、本市のみどりの魅力を国内外の人々に知り、感じてもらうため、様々な媒体による広報活動やみどりのイベントにおけるPR、みどりに係る各種認定制度や顕彰に取り組めます。



図-〇〇：百年の杜づくりフォーラムの情報発信

事業⑫-1)

みどりのイベント充実と開催支援



市民が参加できるみどりに関するイベントの充実やみどりに係る企業のCSRを支援し、みどりに係る啓発の機会を確保します。

施策⑫-2)

杜の都のみどりの魅力発信



都市緑化仙台フェアをはじめとする様々なみどりのイベントやホームページなどの媒体を通じて、みどりに係る本市の取組みを積極的に発信していきます。

(2) 重点的な取組み

■施設マネジメントの推進

本市では、整備後30年以上が経過する公園が4割を占め、施設の老朽化が進行しており、また、街路樹については経年による大径木化や樹勢不良が進んでいることなどから、様々なみどりの維持管理費の増大や安全性の低下が顕在化しています。このようなみどりについて、計画的な更新や適正な維持管理を総合的に行うために施設マネジメントを推進します。

また、施設マネジメントの推進には、維持管理等に携わる職員や事業者等の経験や技術力の継承・向上も必要なことから、人材育成にも取り組めます。



図-〇〇：施設マネジメントの推進のイメージ

【事業・取組み】

- 公園施設の長寿命化
- 【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用（再掲）
- 【新規】計画的な街路樹更新の実施（再掲）
- 民間団体主催の剪定講習会等の支援

👉 公園施設の長寿命化に関する配慮事項は第3章3.（1）『公園マネジメント』の推進（117～120 ページ）参照

👉 街路樹の総合的な管理計画，計画的な街路樹更新の実施に関する配慮事項は第3章4.（1）『街路樹マネジメント』の推進（121～127 ページ）参照



図-〇〇：剪定講習会の開催状況
（（一社）宮城県造園建設業協会主催）



図-〇〇：毎年行われている遊具点検の様子

【成果指標】

- ◎公園施設総合改修計画に基づく公園施設改修件数
令和12年度までの10年間で延べ1,200公園

■みどりの魅力・情報発信の強化

本市のみどりを国内外に発信し、次世代へと継承していくことを目的として、全国都市緑化仙台フェアの開催に取組みます。また、ふるさとの杜再生プロジェクトなどの各種イベントの継続開催により、みどりを楽しむ機会を増やしていくことに取組んでいきます。

市民の関心が高い「わがまち緑の名所 100 選」の改訂による隠れたみどりのスポットの発掘や、SNSの更なる活用による情報発信の強化を図り、市内外に対しての本市のみどりの普及に努めます。



図-〇〇：みどりの魅力・情報発信の強化のイメージ

【事業・取組み】

- 【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催（再掲）
- 各種行事（ふるさとの杜再生プロジェクト育樹会、新緑祭、植木市など）の開催
- 【新規】わがまち緑の名所 100 選の改訂
- SNSの活用等情報発信の強化（みどりの通信誌の発行、街路樹マップ改定など）



図-〇〇：全国都市緑化仙台フェア 会場のイメージパース

出典：第40回全国都市緑化仙台フェア基本構想

【成果指標】

◎ふるさとの杜再生プロジェクト育樹会への延べ参加人数

令和12年度までの10年間で延べ2,000人

(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み

① みどりの持続可能な管理体制を構築する

- ・海岸林の育樹活動に参加します。
- ・樹林地や河川，農地，ため池等のみどりの保全・再生や維持管理活動に積極的に協力します。
- ・企業の社会的責任（CSR）として，地域のみどりづくりの活動に積極的に関わります。
- ・事業所の緑化や社員に対するみどりの教育などにより普及啓発を積極的に行います。
- ・様々な団体との交流を図り，みどりの活動の輪を広げます。
- ・ワークショップ等の機会を捉えて公園づくりに積極的に参加します。
- ・身近な公園の管理運営に積極的に参加し，公園の魅力を高めます。
- ・遊具の点検や植樹管理パトロール等の公園の管理活動に参加します。
- ・緑化木の適正な管理に努めます。
- ・花による修景や落ち葉清掃等を通して街路樹などの公共のみどりの管理に協力します。
- ・緑化や緑地の保全に関わるみどりの活動を積極的に行います。
- ・みどりのまちづくりのリーダーとして市民がみどりとふれあう機会や活動する機会を創出します。
- ・みどりのイベント，地域における花壇づくり，身近な公園の整備・管理，樹林地の管理等のみどりの活動に積極的に参加します。

② 悠久の百年の杜を発信する

- ・海岸林の育樹活動に参加します。
- ・公園づくりのためのワークショップや公園づくりに積極的に参加します。
- ・みどりに関する調査・研究活動を実施し，成果を市民に伝えます。
- ・みどりのイベント，地域における花壇づくり，身近な公園の整備・管理，樹林地の管理等のみどりの活動に積極的に参加します。

2 区ごとの主な事業・取組み

(1) 青葉区

① みどりの特徴

西部の森林地帯，市街地を囲む丘陵地，広瀬川や大倉ダム湖の水環境など，豊かな自然が広がっています。市街地には，仙台を代表する青葉山公園，西公園，ケヤキ並木のある定禅寺通や青葉通などのにぎわいのある通り，また勾当台公園や錦町公園などの憩いをもたらす公園を有しています。

さらに，都心部の周辺には，東照宮，北山，大崎八幡などの歴史資源を含む保存緑地が分布しています。

② 基本方針ごとの主な事業・取組み

①みどりの特徴を踏まえ，基本方針ごとに，次のように取組みます。

基本方針1. みどりと共生するまち

- 雨水の貯留・浸透，土砂災害防止などのため，引き続き特別緑地保全地区や保存緑地等の制度の運用に取組みます。
- 市街地での大雨による浸水被害の軽減のため，新たに公園緑地等における透水性舗装や雨庭^{あめにわ}等の整備を重点的に取組みます。
- 生物多様性を確保するため，引き続き斉勝沼緑地整や水の森公園の管理・利活用によりまとまった樹林地の保全に努めます。

基本方針2. みどりで選ばれるまち

- 都市ブランドの向上に資するため，これまで培ってきた街路樹をより一層生かし，新たに総合的な管理計画の作成・運用を行うとともに，定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討を進めます。
- 市民や来訪者行ってみたくなる空間づくりを目指し，新たに勾当台公園再整備に重点的に取組むとともに，引き続き青葉山公園整備や，西公園，肴町公園の再整備も重点的に進めます。
- 人々が集い交流するにぎわいを創出するため，新たに街路樹のある公共空間の利活用や都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進を重点的に取組みます。
- 建築物等における質の高い緑化を創出するため，新たに建築物等緑化ガイドラインの作成・運用や緑化認定制度の導入の検討を行うほか，市役所等の大型公共建築物でのモデルとなる緑化を実施します。

基本方針3. みどりを誇りとするまち

- 街路樹による風格ある景観を次世代に継承するため、新たに総合的な管理計画の作成・運用（再掲）や街路樹更新に重点的に取り組めます。
- 地域への誇りと愛着の醸成のため、引き続き歴史的・文化的資産である四ツ谷用水や名木・古木の利活用や保全に努めます。
- 歴史・文化と調和するみどりの充実のため、新たに仙台城跡整備を重点的に取り組むとともに、引き続き（仮称）米ヶ袋一丁目公園（魯迅記念広場）整備を進めます。

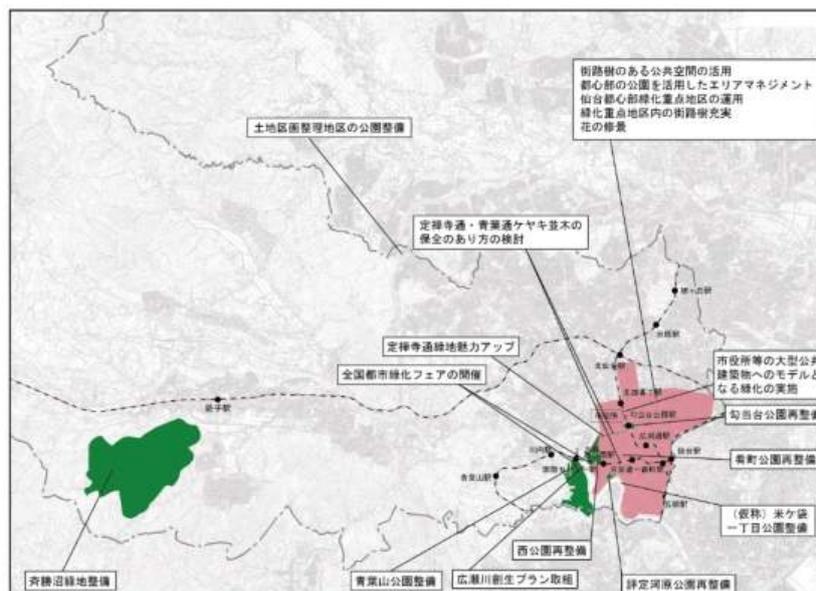
基本方針4. みどりとともに人が育つまち

- 子育てや健康づくり等地域ニーズに対応するため、引き続き都市公園の機能再編や、評定河原公園，上杉公園，土地区画整理地区の公園整備など身近な公園の整備・再整備を進めます。

基本方針5. みどりを大切にすまち

- 安全安心で快適に公園や街路樹のある道路を利用できるよう、引き続き公園施設の長寿命化，公園遊具の定期点検や公園施設等の安全パトロールを重点的に取り組むとともに、新たに総合的な管理計画の作成・運用（再掲）や計画的な街路樹更新を推し進めます。
- 持続可能な管理体制を構築する多様な主体の参画や人材育成のため、引き続き西公園の官民連携による運営管理の推進，都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進（再掲）や公園愛護協力会の支援を行います。
- 本市のみどりを国内外に発信し、次世代へと継承していくため、全国都市緑化仙台フェアの開催に取り組めます。

③ 具体的施策図



(2) 宮城野区

① みどりの特徴

東部は太平洋に面し、蒲生干潟や海岸松林、歴史的資源である貞山運河などを有し、また七北田川の下流には農地が広がり、良好な田園景観を形成していましたが、平成23年(2011年)の東日本大震災で甚大な被害を受けました。北部には富谷市・利府町の樹林地と一体となった県民の森緑地環境保全地域があり、コナラ・アカマツの雑木林が分布しています。

市街地には、日本の都市公園100選に選定されている榴岡公園や大規模な運動施設を有する宮城野原公園、ため池や周辺の樹林地などの自然環境を生かした与兵衛沼公園、大堤公園、鶴ヶ谷中央公園などの公園を設置しています。また仙台駅東口から宮城野原公園に至る宮城野通はケヤキ並木を中心としたにぎわいのある通りとなっています。

さらに、文化財がある高森山公園や(仮称)岩切緑地、善応寺や大拙庵などの社寺林のある保存緑地など、歴史的・文化的資源と調和するみどりが分布しています。

② 基本方針ごとの主な事業・取組み

①みどりの特徴を踏まえ、基本方針ごとに、次のように取組みます。

基本方針1. みどりと共生するまち

- 雨水の貯留・浸透、土砂災害防止などのため、引き続き、特別緑地保全地区や保存緑地等の制度の運用や、津波被害を軽減する海岸林の再生となるふるさとの杜再生プロジェクトを進めます。
- 災害時の避難場所の確保のため、引き続き高砂中央公園等の公園緑地の整備を進めます。
- 市街地で大雨による浸水被害の軽減のため、新たに公園緑地等における透水性舗装や雨庭^{あめにわ}等の整備を重点的に取組みます。
- 生物多様性を確保するため、引き続き、与兵衛沼公園整備や(仮称)岩切緑地整備等によりまとまった樹林地の保全に努めます。

基本方針2. みどりで選ばれるまち

- 都市ブランドの向上に資するため、これまで培ってきた街路樹をより一層生かし、新たに総合的な管理計画の作成・運用を行うとともに、引き続き緑化重点地区内の街路樹の充実に努めます。
- 人々が集い交流するにぎわいを創出するため、新たに街路樹のある公共空間の活用に重点的に取組むとともに、引き続き、榴岡公園の民間事業者による新しい公園サービスの提供の実現に取り組めます。

基本方針3. みどりを誇りとするまち

- 街路樹による風格ある景観を次世代に継承するため、新たに総合的な管理計画の作成・運

用（再掲）や街路樹更新に重点的に取り組むとともに、引き続き緑化重点地区内の街路樹の充実（再掲）に努めます。

- 地域への誇りと愛着の醸成のため、引き続き、歴史的・文化的資産である貞山運河や名木・古木の利活用や保全に努めます。

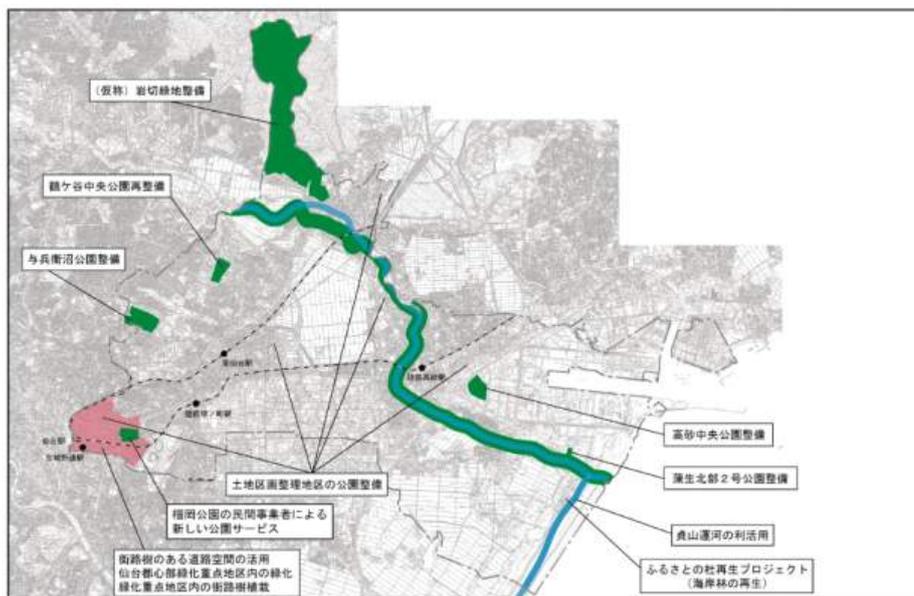
基本方針4. みどりとともに人が育つまち

- 子育てや健康づくり等地域ニーズに対応するため、新たに蒲生北部2号公園整備を進め、引き続き都市公園の機能再編や、鶴ヶ谷中央公園再整備や土地区画整理地区の公園整備など身近な公園整備・再整備を重点的に推し進めます。

基本方針5. みどりを大切にすま

- 安全安心で快適に公園や街路樹のある道路を利用できるよう、引き続き公園施設の長寿命化、公園遊具の定期点検や公園施設等の安全パトロールを重点的に取り組むとともに、新たに総合的な管理計画の作成・運用（再掲）や計画的な街路樹更新を推し進めます。
- 持続可能な管理体制を構築する多様な主体の参画や人材育成のため、引き続き東部沿岸地域の官民連携による緑地運営管理や公園愛護協力会の支援を行います。

③ 具体的施策図



(3) 若林区

① みどりの特徴

海浜地域の井土浦の干潟、海岸松林や広瀬川、大沼などのため池、歴史的資源である貞山運河や六郷堀、七郷堀などの水辺景観が広がり、東部地区では、海岸公園、大沼水辺の広場、農業園芸センターなどのレクリエーション施設があります。平成23年(2011年)の東日本大震災で甚大な被害を受けた田園地域では、計画的なほ場整備による大規模化や集約化が図られました。

卸町通には緑量のあるケヤキ並木があり、グリーンベルトを形成しています。また、市街地には、陸奥国分寺跡や薬師堂などの歴史的資源が分布しており、周辺の樹林と一体となった歴史的景観を形成しています。広瀬川沿いの宮沢緑地では、水に親しむことができ、数多くの市民イベントが開催されています。

② 基本方針ごとの主な事業・取組み

①みどりの特徴を踏まえ、基本方針ごとに、次のように取組みます。

基本方針1. みどりと共生するまち

- 津波被害を軽減する海岸林の再生となるふるさとの杜再生プロジェクトや海岸公園整備事業を進めます。
- 市街地での大雨による浸水被害の軽減のため、新たに公園緑地等における透水性舗装や雨庭^{あめにわ}等の整備を重点的に取組みます。
- 生物多様性を確保するため、引き続き、公園緑地における湿地や干潟の保全・再生に努めます。

基本方針2. みどりで選ばれるまち

- 都市ブランドの向上に資するため、これまで培ってきた街路樹をより一層生かし、新たに総合的な管理計画の作成・運用を行うとともに、引き続き緑化重点地区内の街路樹の充実に努めます。
- 人々が集い交流するにぎわいを創出するため、引き続き、広瀬川創生プランに基づく取組みを推進するとともに、荒井東1号公園の民間事業者による運営管理に取組みます。

基本方針3. みどりを誇りとするまち

- 街路樹による風格ある景観を次世代に継承するため、新たに総合的な管理計画の作成・運用(再掲)や計画的な街路樹更新を実施するとともに、引き続き緑化重点地区内の街路樹の充実(再掲)に努めます。
- 地域への誇りと愛着の醸成のため、引き続き、歴史的・文化的資産である貞山運河や名木・古木の利活用や保全、陸奥国分寺・国分寺尼寺跡整備事業に取組みます。

基本方針4. みどりとともに人が育つまち

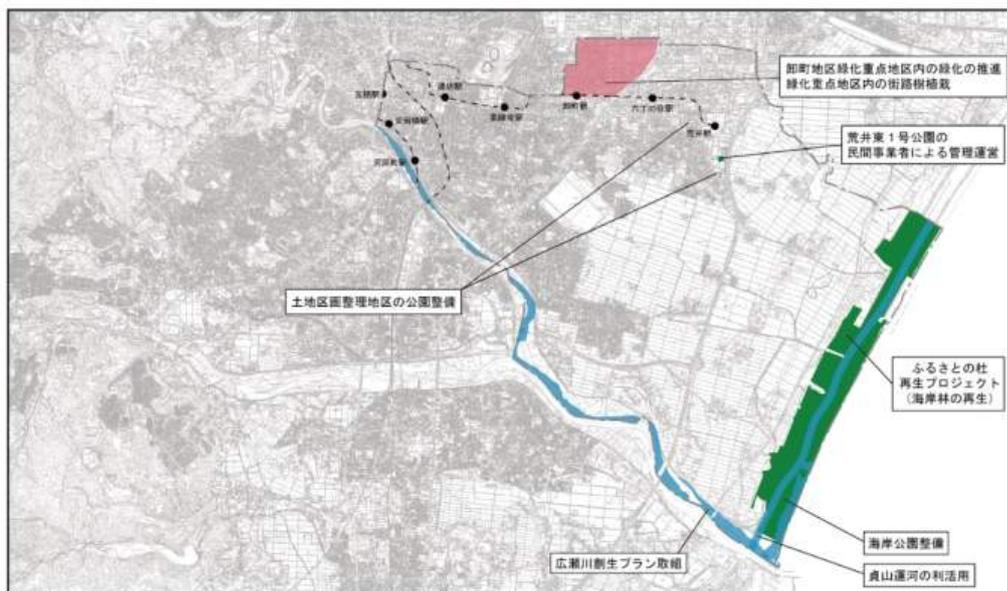
○子育てや健康づくり等地域ニーズに対応するため、引き続き荒井地区における土地区画整理地区の公園整備など身近な公園整備・再整備や都市公園の機能再編を重点的に推し進めます。

基本方針5. みどりを大切にするまち

○安全安心で快適に公園や街路樹のある道路を利用できるよう、引き続き公園施設の長寿命化、公園遊具の定期点検や公園施設等の安全パトロールを重点的に取組むとともに、新たに総合的な管理計画の作成・運用（再掲）や計画的な街路樹更新を推し進めます。

○持続可能な管理体制を構築する多様な主体の参画や人材育成のため、引き続き荒井東1号公園の民間事業者による運営管理や東部沿岸地域の官民連携による緑地運営管理、公園愛護協力会の支援を行います。

③ 具体的施策図



(4) 太白区

① みどりの特徴

区内には名取川や広瀬川、笹川などの水辺景観が広がり、名取川右岸地域には農地が分布しています。市街地に隣接して旗立緑地や金剛沢緑地などの自然環境が豊かな緑地があり、散策路などが整備されています。

市街地には大年寺山公園、三神峯公園、縄文の森広場、地底の森ミュージアムなど、みどりと調和する歴史的遺構も数多く分布するとともに、八木山動物公園や仙台市野草園、太白山自然観察の森などの動植物に親しめる施設も設置されています。西部の秋保地域には自然豊かな森林が、太白山周辺地域には丘陵地や農地が分布しています。

八木山地区では松並木や風致地区に指定されている樹林地などにより、みどりあふれる景観を形成しています。その他、橋本農園、二ツ沢などの樹林地が保存緑地に指定されています。

② 基本方針ごとの主な事業・取組み

①みどりの特徴を踏まえ、基本方針ごとに、次のように取組みます。

基本方針1. みどりと共生するまち

- 雨水の貯留・浸透、土砂災害防止などのため、引き続き、特別緑地保全地区や保存緑地等の制度の運用に取組みます。
- 市街地での大雨による浸水被害の軽減のため、新たに公園緑地等における透水性舗装や^{あめにわ}雨庭等の整備を重点的に取組みます。

基本方針2. みどりで選ばれるまち

- 人々が集い交流するにぎわいを創出するため、新たに杜の広場公園の利活用に取り組むとともに、引き続き、緑化重点地区の運用による緑化の推進や広瀬川創生プランの推進に取り組みます。

基本方針3. みどりを誇りとするまち

- 街路樹による風格ある景観を次世代に継承するため、新たに総合的な管理計画の作成・運用や計画的な街路樹更新に重点的に取り組むとともに、引き続き緑化重点地区内の街路樹の充実に努めます。
- 地域への誇りと愛着の醸成のため、引き続き、歴史的・文化的資産である名木・古木の利活用や保全に重点的に取り組むとともに、歴史・文化と調和するみどりの創出・充実のため、郡山遺跡整備や秋保大滝植物園維持管理に取り組みます。
- 杜の都を特徴づける市街地を囲む丘陵部の保全のため、引き続き大年寺山公園整備や保存緑地等の制度の運用に取組みます。

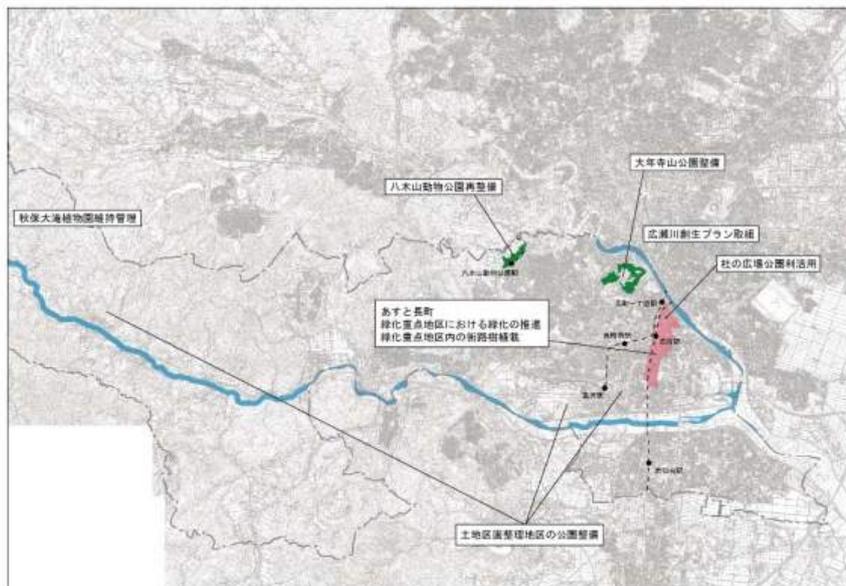
基本方針4. みどりとともに人が育つまち

- 子育てや健康づくり等地域ニーズに対応するため、引き続き都市公園の機能再編や、土地区画整理地区の公園整備など身近な公園整備・再整備を重点的に取組むとともに、八木山動物公園再整備を進めます。
- みどりを介した地域コミュニティ醸成のため、新たに、地域と共に緑地の維持管理や活用の方策を考えていく元気もり森もり隊事業に取組むとともに、引き続き太白山ふれあいの森事業を進めます。

基本方針5. みどりを大切にするまち

- 安全安心で快適に公園や街路樹のある道路を利用できるよう、引き続き公園施設の長寿命化、公園遊具の定期点検や公園施設等の安全パトロールを重点的に取組むとともに、新たに総合的な管理計画の作成・運用（再掲）や計画的な街路樹更新を推し進めます。
- 持続可能な管理体制を構築する多様な主体の参画や人材育成のため、新たに元気もり森もり隊事業（再掲）に取組むとともに、引き続き公園愛護協力会の支援を行います。

③ 具体的施策図



(5) 泉区

① みどりの特徴

西部には泉ヶ岳を中心とした自然豊かな森林地域があり、その麓の田園地帯には、農地とともに屋敷林（居久根）が分布しています。また、泉ヶ岳を水源とした七北田ダムがあり、七北田川が東西に流れています。市街地には、七北田公園や水の森公園などの大規模な公園があり、様々なレクリエーションやイベントで活用されています。

また、歴史的な資源を活用した長命館公園や鶴ヶ城公園が整備されています。その他、ため池や樹林地などの豊かな自然資源を活用した将監風致公園、真美沢公園、高森中央公園、紫山公園、七北田川緑地などが整備されています。

② 基本方針ごとの主な事業・取組み

①みどりの特徴を踏まえ、基本方針ごとに、次のように取組みます。

基本方針1. みどりと共生するまち

- 雨水の貯留・浸透、土砂災害防止などのため、引き続き、特別緑地保全地区や保存緑地等の制度の運用を進めます。
- 市街地での大雨による浸水被害の軽減のため、新たに公園緑地等における透水性舗装や雨庭等の整備に重点的に取組みます

基本方針2. みどりで選ばれるまち

- 都市ブランドの向上に資するため、これまで培ってきた街路樹をより一層生かし、新たに総合的な管理計画の作成・運用を行うとともに、引き続き緑化重点地区内の街路樹の充実に努めます。
- 人々の交流を促すみどりの空間を創造するため、新たに仙台おもてなし花壇の整備に取組むとともに、引き続き花の修景事業を行います。

基本方針3. みどりを誇りとするまち

- 街路樹による風格ある景観を次世代に継承するため、新たに総合的な管理計画の作成・運用（再掲）や計画的な街路樹更新を実施するとともに、引き続き緑化重点地区内の街路樹の充実（再掲）や花の修景事業（再掲）に取組みます。
- 地域への誇りと愛着の醸成のため、引き続き、歴史的・文化的資産である名木・古木の活用や保全に努めます。

基本方針4. みどりとともに人が育つまち

- 子育てや健康づくり等地域ニーズに対応するため、引き続き都市公園の機能再編や、将監

ふれあい公園再整備，土地区画整理地区の公園整備など身近な公園整備・再整備を重点的に推し進めます。

○暮らしの質を高める身近なみどりを充実させるため，七北田公園，仙台スタジアムの改修など地域の特色を踏まえた公園緑地の整備を進めるとともに，泉区役所庁舎の建替えでは，他のモデルとなる質の高い緑化を目指します。

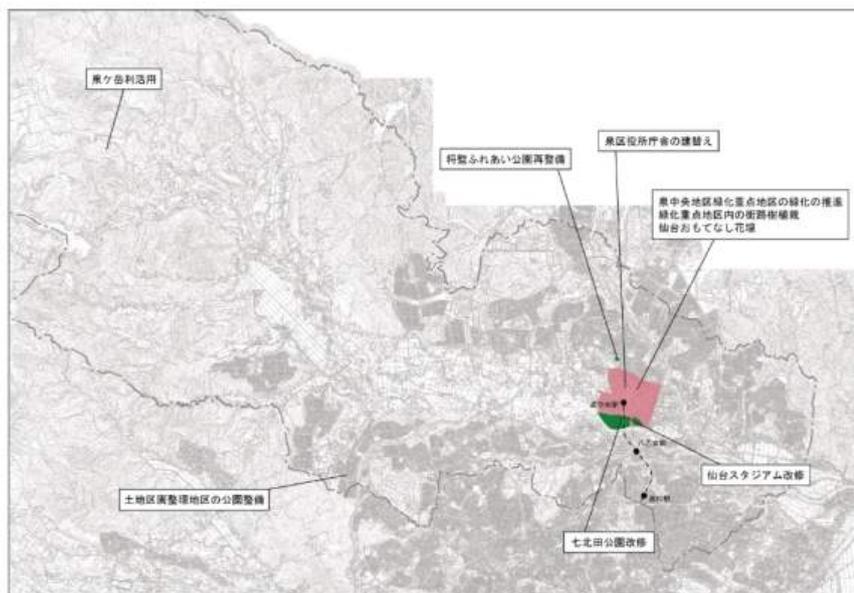
○みどりにより健やかな心身を育むため，引き続き泉ヶ岳利活用に取組みます。

基本方針5. みどりを大切にすまち

○安全安心で快適に公園や街路樹のある道路を利用できるよう，引き続き公園施設の長寿命化，公園遊具の定期点検や公園施設等の安全パトロールを重点的に実施するとともに，新たに総合的な管理計画の作成・運用（再掲）や計画的な街路樹更新を推し進めます。

○持続可能な管理体制を構築する多様な主体の参画や人材育成のため，新たに仙台おもてなし花壇（再掲）の整備に取り組むほか，引き続き公園愛護協力会の支援を行います。

③ 具体的施策図



3 各方針の事業・取組みの一覧

基本方針ごと事業・取組み及び担当部署の一覧を以下に示します。

基本方針1 みどりと共生するまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
①みどりを生かした防災・減災を進める	1)自然災害等を軽減するみどりの保全・育成	風致地区制度の運用	百年の杜推進課
		特別緑地保全地区制度の運用	百年の杜推進課
特別緑地保全地区の管理計画の策定		百年の杜推進課	
緑地保全地域制度活用の検討		百年の杜推進課	
【見直継続】保全配慮地区制度活用の検討		百年の杜推進課	
保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）の運用		百年の杜推進課	
【見直継続】開発などにおける樹林地保全の検討		百年の杜推進課	
【見直継続】樹林地カルテの作成		百年の杜推進課	
土地利用調整制度の運用		開発調整課	
【見直継続】環境影響評価制度の運用		環境共生課	
市有林造林育林事業		農林土木課	
民有林（私有林）振興事業		農林土木課	
森林病虫害対策事業		農林土木課	
いずみ墓園整備事業		保健管理課	
樹林地の評価と保全		百年の杜推進課	
【見直継続】青下水源地の保全（青下の杜プロジェクト含む）		水道局営業課	
農地の適正な保全		農政企画課	
ふるさとの杜再生プロジェクト	百年の杜推進課		
【見直継続】屋敷林（居久根）の保全と活用	百年の杜推進課		
海岸公園整備事業	公園課		
公園緑地における湿地や干潟の保全・再生	公園課		
河川改修事業（多自然川づくり）	河川課		
【新規】公園緑地における透水性舗装や雨庭等の整備	公園課		
【新規】道路整備等における透水性舗装や雨庭等の導入	道路計画課		
公共施設等における雨水浸透施設の整備	下水道計画課		
【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用	百年の杜推進課		
街路樹植栽事業	公園課		
生垣づくり助成事業	百年の杜推進課		
2)災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実	公園空白地の解消	公園課	
	【見直継続】都市公園の防災対策・機能向上	公園課	
	青葉山公園整備事業	公園課	
	西公園再整備事業	公園課	
	榴岡公園改修事業	宮城野区公園課	
	高砂中央公園整備事業	公園課	
	災害時の公園利用ルールづくり	公園課	
	災害時の地域団体や企業との連携	公園課	
	街路樹植栽事業（再掲）	公園課	
	生垣づくり助成事業（再掲）	百年の杜推進課	

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署	
②みどりにより、健全な水循環を維持・増進する	1)市街地等の浸透力・保水力の向上	【新規】公園緑地における透水性舗装や雨庭等の整備（再掲）	公園課	
		【新規】道路整備等における透水性舗装や雨庭等の導入（再掲）	道路計画課	
		【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業	百年の杜推進課	
	2)樹林地・農地の適正な保全		【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用（再掲）	百年の杜推進課
			風致地区制度の運用（再掲）	百年の杜推進課
			特別緑地保全地区制度の運用（再掲）	百年の杜推進課
			【見直継続】市民緑地制度の活用	百年の杜推進課
			特別緑地保全地区の管理計画の策定（再掲）	百年の杜推進課
			緑地保全地域制度活用の検討（再掲）	百年の杜推進課
			【見直継続】保全配慮地区制度活用の検討（再掲）	百年の杜推進課
保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）の運用（再掲）			百年の杜推進課	
【見直継続】開発などにおける樹林地保全の検討（再掲）			百年の杜推進課	
【見直継続】樹林地カルテの作成（再掲）			百年の杜推進課	
3)河川環境の保全		土地利用調整制度の運用（再掲）	開発調整課	
		【見直継続】環境影響評価制度の運用（再掲）	環境共生課	
		市有林造林育林事業（再掲）	農林土木課	
		民有林（私有林）振興事業（再掲）	農林土木課	
		農地の適正な保全（再掲）	農政企画課	
		【見直継続】青下水源地の保全（青下の杜プロジェクト含む）（再掲）	水道局営業課	
		河川改修事業（多自然川づくり）（再掲）	河川課	
		河川・水路沿いの樹林地の保全	河川課	
		水質保全区域・環境保全区域（広瀬川の清流を守る条例）の運用	河川課	
		③都市のみどりを つなぎ、豊かな生態系を育む	1)生物の生息地となる樹林地、公園・緑地等の保全・充実	風致地区制度の運用（再掲）
特別緑地保全地区制度の運用（再掲）	百年の杜推進課			
市民緑地制度の活用（再掲）	百年の杜推進課			
特別緑地保全地区の管理計画の策定（再掲）	百年の杜推進課			
緑地保全地域制度活用の検討（再掲）	百年の杜推進課			
【見直継続】保全配慮地区制度活用の検討（再掲）	百年の杜推進課			
保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）の運用（再掲）	百年の杜推進課			
農地の適正な保全（再掲）	農政企画課			
【見直継続】開発などにおける樹林地保全の検討（再掲）	百年の杜推進課			
【見直継続】樹林地カルテの作成（再掲）	百年の杜推進課			
		土地利用調整制度の運用（再掲）	開発調整課	
		【見直継続】環境影響評価制度の運用（再掲）	環境共生課	
		市有林造林育林事業（再掲）	農林土木課	
		民有林（私有林）振興事業（再掲）	農林土木課	
		森林病害虫対策事業（再掲）	農林土木課	
		いずみ墓園整備事業（再掲）	保健管理課	

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
③都市のみどりを つなぎ、豊かな生 態系を育む	1)生物の生息地とな る樹林地、公園・緑 地等の保全・充実	齊勝沼緑地整備事業 【見直継続】与兵衛沼公園整備事業 【見直継続】(仮称)岩切緑地整備事業 河川緑地整備事業 太白山自然観察の森の樹林地管理 水の森公園の管理・利活用 公園緑地における樹林地管理 【見直継続】生物多様性地域戦略の推進	公園課 宮城野区公園課 公園課 公園課 公園課 公園課 環境共生課
	2)郷土種を利用した 緑化、みどりのネット ワークの形成	緑化にあたっての郷土種の利用推進 【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用(再掲) 【見直継続】生物多様性地域戦略の推進(再掲) 街路樹植栽事業(再掲) 道路法面の緑化 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業 河川改修事業(多自然川づくり)(再掲) 河川・水路沿いの樹林地の保全(再掲)	百年の杜推進課 百年の杜推進課 環境共生課 公園課 道路計画課 河川課 河川課 河川課
④みどりを資源とし て循環させる	1)みどりの有効活 用、環境負荷の小さ い資材の活用	民有林(私有林)振興事業(再掲) 花と緑のおゆずり情報バンクの運営 公園整備などにおける再生材の利用 木質バイオマスの利用促進 建材としての地位産材の供給・使用促進する仕組みの検討	農林土木課 百年の杜推進課 公園課 廃棄物企画課 公園課 農林土木課

基本方針 2

みどりで選ばれるまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
⑤みどりで人,企業を惹きつける	1) 都心部のシンボル並木の磨き上げによる都市ブランドの向上	【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用 【見直継続】定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討 【見直継続】緑化重点地区の運用 緑化重点地区内の街路樹充実事業	公園課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 公園課
	2) 老朽化したビルの建替えなどを契機とした質の高い緑化空間の創出	【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用（再掲） 【新規】建築物等緑化認定制度の導入 【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業（再掲） 【新規】市役所等の大型公共建築物でのモデルとなる緑化の実施 【新規】グリーンビルディングの整備の促進 総合設計制度による公開空地の緑化推進	百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 本庁舎建替準備室 環境共生課 建築指導課
⑥みんながみどりを享受できるまちを	1) あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できるような公園、緑地の整備	都市公園の機能再編事業 青葉山公園整備事業（再掲） 西公園再整備事業（再掲） 肴町公園整備事業 【新規】勾当台公園再整備事業	公園課 各区公園課 公園課 公園課 青葉区公園課 公園課
	2) 人々の交流を促すみどりの空間形成	【新規】まち再生・まち育て活動支援事業 【新規】ストック活用型都市再生推進事業 【新規】まちなかウォークアブル推進事業 【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催 公園施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン導入 【見直継続】緑化重点地区の運用（再掲） 緑化重点地区内の街路樹充実事業（再掲） 公園を活用した東北の魅力発信事業 【見直継続】広瀬川創生プラン取組み事業の推進 【見直継続】広瀬川における親水空間の創出 PFIなどの民間活力を導入した整備・管理手法の検討 榴岡公園の民間事業者による新しい公園サービスの提供 定禅寺通緑地魅力アップ事業 荒井東1号公園の民間事業者による運営管理 青葉山公園整備事業（再掲） 西公園再整備事業（再掲） 花の修景事業 【新規】仙台おもてなし花壇 【新規】都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進 【新規】杜の広場公園利活用事業（杜の広場にぎわいづくり協議会） 豊かな自然を生かした体験型プログラムの創出	都心まちづくり課 都心まちづくり課 都心まちづくり課 百年の杜推進課 公園課 百年の杜推進課 公園課 東北連携推進室 河川課 河川課 公園課 公園課 定禅寺通活性化室 若林区公園課 公園課 公園課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 公園課 太白区公園課 観光課

基本方針3

みどりを誇りとするまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
⑦杜の都にふさわしいみどりを充実させる	1)市街地を囲む緑地や丘陵部の保全	青葉山公園整備事業（再掲） 大年寺山公園整備事業 風致地区制度の運用（再掲） 保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）の運用（再掲） 【見直継続】広瀬川創生プラン取組み事業の推進（再掲） 【見直継続】広瀬川における親水空間の創出（再掲）	公園課 公園課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 河川課 河川課
	2)風格のある杜の都の景観づくり	風致地区制度の運用（再掲） 特別緑地保全地区制度の運用（再掲） 市民緑地制度の活用（再掲） 特別緑地保全地区の管理計画の策定（再掲） 緑地保全地域制度活用の検討（再掲） 【見直継続】保全配慮地区制度活用の検討（再掲） 保存緑地制度（杜の都の環境をつくる条例）の運用（再掲） 土地利用調整制度の運用（再掲） 【見直継続】環境影響評価制度の運用（再掲） 青葉山公園整備事業（再掲） 大年寺山公園整備事業（再掲） 【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用（再掲） 【新規】建築物等緑化認定制度の導入（再掲） 【新規】市役所等の大型公共建築物でのモデルとなる緑化の実施（再掲） 地区計画制度による緑化の推進 【見直継続】緑地協定の運用 花の修景事業（再掲） 街路樹植栽事業（再掲） 【見直継続】緑化重点地区の運用(再掲) 緑化重点地区の街路樹充実事業(再掲) 【新規】街路樹の総合的な管理計画の作成・運用(再掲) 【新規】計画的な街路樹更新の実施 定禅寺通緑地魅力アップ事業（再掲） 【見直継続】定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討（再掲） 景観計画と連携した緑化・緑地保全 景観計画による良好な景観形成 【見直継続】広瀬川創生プラン取組み事業の推進（再掲） 【見直継続】広瀬川における親水空間の創出（再掲）	百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 開発調整課 環境共生課 公園課 公園課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 本庁舎建替準備室 都市計画課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 公園課 百年の杜推進課 公園課 公園課 定禅寺通活性化室 百年の杜推進課 百年の杜推進課 都市景観課 河川課 河川課

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
⑧歴史と文化の 香る杜の都のみど りを守り、継承す る	1)歴史・文化と調和 するみどりの創出・充 実	青葉山公園整備事業（再掲） 西公園再整備事業（再掲） 大年寺山公園整備事業（再掲） 【新規】勾当台公園再整備事業（再掲） （仮称）米ヶ袋一丁目公園（魯迅記念広場）整備事業 【見直継続】秋保大滝植物園維持管理事業 郡山遺跡整備事業 陸奥国分寺・国分尼寺跡整備事業 【新規】仙台城跡整備事業 花の修景事業（再掲） 杜の都の彫刻めぐり事業	公園課 公園課 公園課 公園課 公園課 文化財課 文化財課 文化財課 百年の杜推進課 百年の杜推進課
	2)歴史あるみどりの保 全と活用	定禅寺通緑地魅力アップ事業（再掲） 【見直継続】定禅寺通・青葉通ケヤキ並木の保全のあり方の検討 （再掲） 【見直継続】屋敷林（居久根）の保全と活用（再掲） 【見直継続】社寺林の保全と活用 杜の都の彫刻めぐり事業 四ツ谷用水再発見事業 貞山運河の利活用事業 保存樹林の指定 杜の都の名木・古木めぐり事業	定禅寺通活性化室 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 環境共生課 公園課 百年の杜推進課 百年の杜推進課

基本方針4

みどりとともに人が育つまち

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
⑨暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる	1)地域の特色を踏まえた公園緑地等の整備	公園利用実態調査 都市公園の機能再編事業（再掲） 公園空白地の解消（再掲） 【見直継続】身近な公園整備・再整備事業 西公園再整備事業（再掲） 榴岡公園改修事業（再掲） 高砂中央公園整備事業（再掲） 八木山動物公園再整備事業 【新規】蒲生北部2号公園整備事業 評定河原公園再整備事業 上杉公園再整備事業 将監ふれあい公園再整備事業 鶴ヶ谷中央公園再整備事業 七北田公園改修事業 仙台スタジアム改修事業 【新規】交通公園等機能特化型公園整備事業 【新規】水と親しむ公園づくり 土地区画整理地区の公園整備事業	公園課 公園課 各区公園課 公園課 公園課 各区公園課 公園課 宮城野区公園課 公園課 八木山動物公園管理課 宮城野区公園課 青葉区公園課 青葉区公園課 泉区公園課 宮城野区公園課 公園課 公園課 公園課 公園課 各区公園課
	2)住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実	【新規】建築物等緑化ガイドラインの運用（再掲） 【新規】建築物等緑化認定制度の導入(再掲) 【新規】市役所等の大型公共建築物でのモデルとなる緑化の実施（再掲） 杜の都の環境をつくる条例による緑化の推進 緑化木植栽助成事業 コミュニティガーデンづくり 花の修景事業（再掲） 街路樹植栽事業（再掲） 道路法面の緑化（再掲） 総合設計制度による公開空地の緑化推進（再掲） 工場立地法による緑化推進 地区計画制度による緑化の推進（再掲） 【見直継続】緑地協定の運用（再掲） 生垣づくり助成事業（再掲） 記念樹交付事業 緑のカーテンの普及促進	百年の杜推進課 百年の杜推進課 本庁舎建替準備室 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 公園課 道路計画課 建築指導課 企業立地課 都市計画課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 環境共生課

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署	
⑩みどりにより健やかな心身を育む	1)みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実	泉ヶ岳利活用	泉区まちづくり推進課 環境共生課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 公園課 公園課 公園課	
		環境教育・学習推進事業		
		【見直継続】子どもみどりの活動体験事業		
	2)みどりを介したコミュニティの醸成	太白山ふれあいの森事業	泉区まちづくり推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 太白区公園課 百年の杜推進課 公園課 河川課	
		公園緑地における湿地や干潟の保全・再生（再掲）		
		子どもの遊び環境の充実		
		【新規】プレーパークの拡充		
		2)みどりを介したコミュニティの醸成		泉ヶ岳利活用（再掲）
		コミュニティガーデンづくり（再掲）		
3)みどりを生かした健康づくりの推進	緑の相談所の運営	泉区まちづくり推進課 百年の杜推進課 百年の杜推進課 健康政策課 公園課 百年の杜推進課		
	【新規】元気もり森まもり隊事業			
	緑の活動団体の認定と支援			
	公園愛護協力会の支援			
	河川愛護会の支援			
3)みどりを生かした健康づくりの推進	泉ヶ岳利活用（再掲）	泉区まちづくり推進課 百年の杜推進課 健康政策課 公園課 百年の杜推進課		
	コミュニティガーデンづくり（再掲）			
	【見直継続】公園緑地等を活用したウォーキング等の健康づくりの推進			
	【見直継続】グリーンインフラ推進助成事業（再掲）			

施策の柱	施策	事業・取組み	担当部署
①みどりの持続可能な管理体制を構築する	3)みどりの団体やみどりの人材の育成	緑の活動団体の認定と支援（再掲）	百年の杜推進課
		市民参加による街路樹の管理（再掲）	公園課
市民参加による樹林地の管理（再掲）		百年の杜推進課	
公園愛護協会の支援（再掲）		公園課	
河川愛護会の支援（再掲）		河川課	
【新規】剪定技術評価の仕組みづくり		公園課	
民間団体主催の剪定講習会等の支援		公園課	
【新規】花と緑のアドバイザー養成		百年の杜推進課	
森林アドバイザー養成講座		農林土木課	
環境教育・学習推進事業（再掲）		環境共生課	
ふるさとの杜再生プロジェクト（再掲）		百年の杜推進課	
【見直継続】子どものみどりの活動体験事業（再掲）		百年の杜推進課	
職員研修の実施		公園課	
みどりの市民意識調査の実施	百年の杜推進課		
みどりの計画づくりにおける市民参加の推進（再掲）	百年の杜推進課		
②悠久の百年の杜を発信する	1)みどりのイベント充実と開催支援	市民による「100万本の森づくり」事業（再掲）	百年の杜推進課
		コミュニティガーデンづくり（再掲）	百年の杜推進課
市民参加による街路樹管理		公園課	
市民活動団体を支援する諸制度の充実		百年の杜推進課	
みんなの森づくり事業（再掲）		農林土木課	
ふるさとの杜再生プロジェクト（再掲）		百年の杜推進課	
企業のみどりの社会的責任（CSR）活動との連携強化（再掲）		百年の杜推進課	
市民参加による公園管理運営（再掲）		公園課	
（公財）仙台市公園緑地協会との連携（再掲）		百年の杜推進課	
2)杜の都のみどりの魅力発信		【新規】全国都市緑化仙台フェアの開催（再掲）	百年の杜推進課
		各種行事の開催 （新緑祭、植木市、百年の杜づくりフォーラム、ふるさとの杜再生プロジェクト、広瀬川フォーラムなど）	百年の杜推進課
		【新規】わがまち緑の名所100選の改訂	百年の杜推進課
		みどりの情報提供（再掲）	百年の杜推進課
	みどりの通信誌（百杜通信）の発行（再掲）	百年の杜推進課	
	花と緑のおゆずり情報バンクの運営（再掲）	百年の杜推進課	
	ホームページの運用	百年の杜推進課	
	都市公園ガイドブックの作成	公園課	
	公園の施設情報の発信	公園課	
	みどりの顕彰制度の運用（再掲）	百年の杜推進課	
	みどりのコンクール開催	百年の杜推進課	
	【新規】街路樹コンテスト（絵画・写真等）の実施	百年の杜推進課	
	【新規】街路樹マップの改定	百年の杜推進課	
みどりによる防災意識の普及・啓発	公園課		

第3章 計画を推進する上での配慮事項

第2章では本計画の基本的な方針・具体的な施策を示していますが、本章では「計画を推進する上での配慮事項」として、都市緑地法第4条に基づき緑の基本計画に定めることができる「緑地の保全」及び「緑化の推進」, 「都市公園の整備及び管理」等に関すること、また、「杜の都・仙台」の象徴的なみどりである「街路樹の整備及び管理」等に関することについて、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

【本章の掲載内容】

- 1 緑地保全に関すること
 - (1) 緑地保全制度の運用
- 2 都市緑化に関すること
 - (1) 緑化重点地区の運用
 - (2) 市街地等における建築物等の質の高い緑化の推進
- 3 都市公園に関すること
 - (1) 「公園マネジメント」の推進
- 4 街路樹に関すること
 - (1) 「街路樹マネジメント」の推進

1 緑地保全に関すること

(1) 緑地保全制度の運用

緑地の保全については、都市緑地法第4条において、「緑地の保全及び緑化の目標」並びに「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を緑の基本計画に定めることとしており、本市では特別緑地保全地区や保存緑地などの地域制緑地の指定や、保存樹木等の指定など様々な制度を運用して緑地の保全を図ってきました。今後はこれまで指定した緑地や樹木について良好な保全を継続していくとともに、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地についても保全の検討を進めます。

① 都市緑地法に基づく緑地保全制度

1) 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条）

i) 概要

- ・都市計画区域内の緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより、その良好な自然環境を現状凍結的に保全し、もって良好な都市環境の形成を図る制度。行為については許可制。

ii) 本市の指定状況

- ・令和2年4月1日現在4箇所 97.2ha（蕃山，枳江，燕沢三丁目，郷六）

iii) 運用方針

○指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、都市計画区域内で担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化する等多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討します。
- ・保全の担保性を高めるため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区への移行を目指します。
- ・特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れを行った保存緑地については、順次特別緑地保全地区への移行を進めます。

○施設の整備について

- ・基本的には現状の保全を優先し、樹木の伐採や造成が伴う施設の整備は極力行わないこととし、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理と、立ち入り防止柵や土留めの設置など管理上必要な施設の整備により、良好な保全に努めます。
- ・都市における良好な自然環境として保全を主としながら、樹林を活用した森林浴や散策、自然観察や環境教育などに活用できるように必要な範囲で園路やベンチ等の整備を行います。

○土地の買入れについて

- ・土地所有者による緑地の管理を前提としながら、保全のため必要があるときは、特別緑地保全地区に指定していない土地について、特別緑地保全地区指定計画地として土地の買入れによる公有地化を進めます。
- ・特別緑地保全地区に指定した土地について、当該土地の買入れの申し出があった場合は、都市緑地法の規定に基づき、土地の買入れによる公有地化を進めます。

○買入れた土地の管理について

- ・各々の樹林地の特性に応じ、保全と利活用の両面を踏まえた管理方針を適宜定めることとします。
- ・生物の生息・生育空間の確保に加え、緑地が持つ雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させることで気象災害の低減化を図るため、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行います。
- ・地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて、継続的な保全を図ります。

2) 緑地保全地域（都市緑地法第5条）

i) 概要

- ・里地・里山など都市近郊の比較的広域的な見地から保全の必要がある緑地について、届出・命令制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全する制度

ii) 本市の指定状況

- ・指定実績なし（本市だけでなく全国的にも実績なし）

iii) 運用方針

○指定について

- ・自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、里地・里山など都市計画区域又は準都市計画区域内で担保性のない比較的大規模な樹林地について、指定を検討します。
- ・指定に当たっては、土地所有者の協力を得ながら効果的に緑地の保全を図るために他の緑地保全制度と比較検討を行います。

○指定した土地の保全について

- ・緑地保全地域を定めた場合は、当該地域内の緑地の保全に関する緑地保全計画を定めます。計画には、行為の規制又は措置の基準を定めるほか、保全に必要な施設の整備、管理協定に基づく緑地の管理、市民緑地契約に基づく緑地の管理を適宜定めることとします。

3) 保全配慮地区（都市緑地法第4条）

i) 概要

- ・都市緑地法第4条において緑の基本計画の策定項目として定める「緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を保全配慮地区として位置付け、法律や条例に基づく地域制緑地や施設緑地に該当しないまとまった樹林地について今後保全を図るための有効な手段とします。

ii) 本市の指定実績

- ・保全配慮地区の指定実績はないが、保全配慮地区候補地として5地区設定（洞雲寺地区、鶴ヶ谷地区、川内地区、安養寺地区、三神峯地区）

iii) 運用方針

○保全配慮地区候補地の再評価

- ・前緑の基本計画において、保全配慮地区の概ねの位置を候補地として5地区設定していましたが、これらについて自然条件や社会的・経済的状況の変化が見られることから再評価を行います。

○新規指定地の検討

- ・保全配慮地区の設定に当たっては、自然生態系の保全、風致・景観の保全、都市防災機能の向上、市民の自然とのふれあいの場の提供などの社会的・経済的な観点から、樹林地の総合的な評価を行い、概ねの位置を候補地として設定します。保全配慮地区候補地とした箇所については、より詳細な調査を行った上で、市民や事業者との協働のもと、特別緑地保全地区、緑地保全地域、保存緑地、緑地協定による保全や、市民緑地制度など法律や条例の制度による緑地保全施策を講じることとします。

4) 市民緑地（都市緑地法第55条、第60条）

i) 概要

- ・民有地における緑の創出と保全を推進するため、土地又は人工地盤、建築物などの所有者が自らの土地などを市民が利用できる緑地や緑化施設として提供することを支援・促進する制度。本制度には、都市計画区域又は準都市計画区域において、土地所有者と地方公共団体などが契約を締結して市民緑地を設置管理する制度（市民緑地契約制度）と、緑化地域又は緑化重点地区において、民間主体が作成し、認定を受けた計画に基づき市民緑地を設置管理する制度（市民緑地認定制度）があります。

ii) 本市の指定実績：

- ・市民緑地契約制度 令和2年4月1日現在1箇所（卸町二丁目市民緑地）
- ・市民緑地認定制度 実績なし

iii) 運用方針

- ・市街地における民有地の緑化や残された樹林地の保全を図り、又は都市公園が不足している地域において緑地やオープンスペースの確保などを図る有効な手段の一つとして、事業者や個人が所有する土地、使い道が失われた空き地などの民有地を有効活用し、市民の活動の場となる緑地空間を創出する市民緑地制度の活用を図ります。
- ・本制度により設置した市民緑地については、適切な管理が図られるよう必要な支援を行います。

5) 緑地協定（都市緑地法第45条, 第54条）

i) 概要

- ・都市計画区域又は準都市計画区域における相当規模の一段の土地又は道路、河川などに隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者など全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度

ii) 本市の指定実績：令和2年4月1日現在 23箇所 190.55ha

iii) 運用方針

- ・本制度は、杜の都にふさわしい緑豊かな街並みを市民の自主的な取組みにより形成する有効な手段であることから、新規の住宅街区整備事業があった場合に緑地協定の締結を行うことができるよう事業者などへの周知や普及啓発を行います。
- ・本制度により緑地協定を締結した地区については、認可した緑地協定の内容に沿った緑地の保全又は緑化が図られるよう必要な支援を行います。

② 都市計画法に基づく緑地保全制度

1) 風致地区（都市計画法第8条）

i) 概要

- ・都市計画法に基づき、都市の風致（自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するため定める地区制度。

ii) 本市の指定実績

- ・令和2年4月1日現在8箇所 270.9ha（大年寺，八木山，愛宕山，靈屋，大崎八幡，北山，台ノ原，安養寺）

iii) 運用方針

○制度の運用

- ・本制度においては、風致地区内における建築物の建築，宅地の造成，木竹の伐採等の行為を，仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例により許可制とすることで緑地の保全を図っており，引き続き本制度の運用により良好な緑地の保全を継続していきます。

○保全の担保性の向上

- ・本制度においては，政令や条例で定める許可基準（建築物の高さ・建ぺい率，植栽面積，切土・盛土の高さ等）に適合する一定の開発行為等は許容しているため，そうした土地利用との調和を図りながら，特別緑地保全地区等の他の緑地保全制度の活用により保全の担保性を高める方策について検討を進めます。

③ 杜の都の環境つくる条例に基づく緑地等保全制度

1) 保存緑地（杜の都の環境をつくる条例第11条）

i) 概要

- ・市街化区域内の民有地を主体に、樹林地、水辺地、社寺林など緑の骨格となる良好な緑地について、土地所有者の理解と協力のもと、建築行為などの一定の行為を制限することで、緑地の保全を図る制度。行為については届出制。

ii) 本市の指定状況

- ・令和2年4月1日現在 40箇所 643.34ha

iii) 運用方針

- ・これまで指定した保存緑地について、自然条件や社会条件の観点から評価した樹林地カルテの作成により現況を把握し、継続的な保全を図ります。
- ・保全の担保性を高めるため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地から、法律の制度である特別緑地保全地区（都市緑地法）や都市公園（都市公園法）への移行を目指します。
- ・指定から40数年が経過し、土地所有者の高齢化や相続等社会的な変化が想定される中、土地所有者による管理を前提としながら、継続した保全のため必要があるときは、土地の買入れや寄附受入による公有地化を行います。
- ・生物の生息・生育空間の確保に加え、緑地が持つ雨水の保水・浸透や急斜面地の表層崩壊の防止等のグリーンインフラの機能を向上させることで気象災害の低減化を図るため、下刈や除間伐などの適切な樹林地管理を行います。
- ・地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が緑地の管理に参画する取組みを通じて、継続的な保全を図ります。
- ・市街地に近い里山や市街化区域で担保性のない比較的大規模な樹林地について、保全を図るため、保存緑地などの地域制緑地の指定を検討します。

2) 保存樹木・保存樹林（杜の都の環境をつくる条例第19条）

i) 概要

- ・地域の美観風致を維持するため、樹木又は樹木の集団（樹林）の保存に関し必要な事項を定め、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するための制度

ii) 本市の指定状況：令和2年4月1日現在 保存樹木 173件 178本

保存樹林 17件

iii) 運用方針

- ・本制度では市民の協力のもと、地域の美観風致を代表する居久根等の屋敷林や社寺林、由緒ある名木、永い歴史を生きてきた古木を保全しており、今後も所有者への支援を継続しながら保全を図ります。

- ・歴史を刻む名木・古木や屋敷林・社寺林は，杜の都にふさわしい貴重なみどりであることから，歴史的な由来を持つ都市公園や彫刻などの文化的資源と連携した活用策について検討します。
- ・仙台を象徴し市民の誇りとなるみどりを「新わがまち緑の名所100選（仮称）」として市民協働により選出し，広く市民に紹介するとともに「杜の都・仙台」の魅力として内外に発信します。

2 都市緑化に関すること

(1) 緑化重点地区の運用

緑化重点地区については、都市緑地法第4条において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」を緑の基本計画に定めることとしており、本市では、平成18年(2006年)3月に「仙台都心部」、平成20年(2008年)3月に「あすと長町」、平成27年(2015年)12月に「卸町」、令和2年(2020年)3月に「泉中央」を緑化重点地区に指定しています。本市の緑化重点地区では、地区ごとの方針に基づく緑化の推進のほか、緑化助成制度などにより、重点的な緑化の推進を図ってきました。今後はこれまで指定した4地区についてさらに緑化の推進を図るとともに、指定効果を見据えながら指定箇所拡大についても検討します。

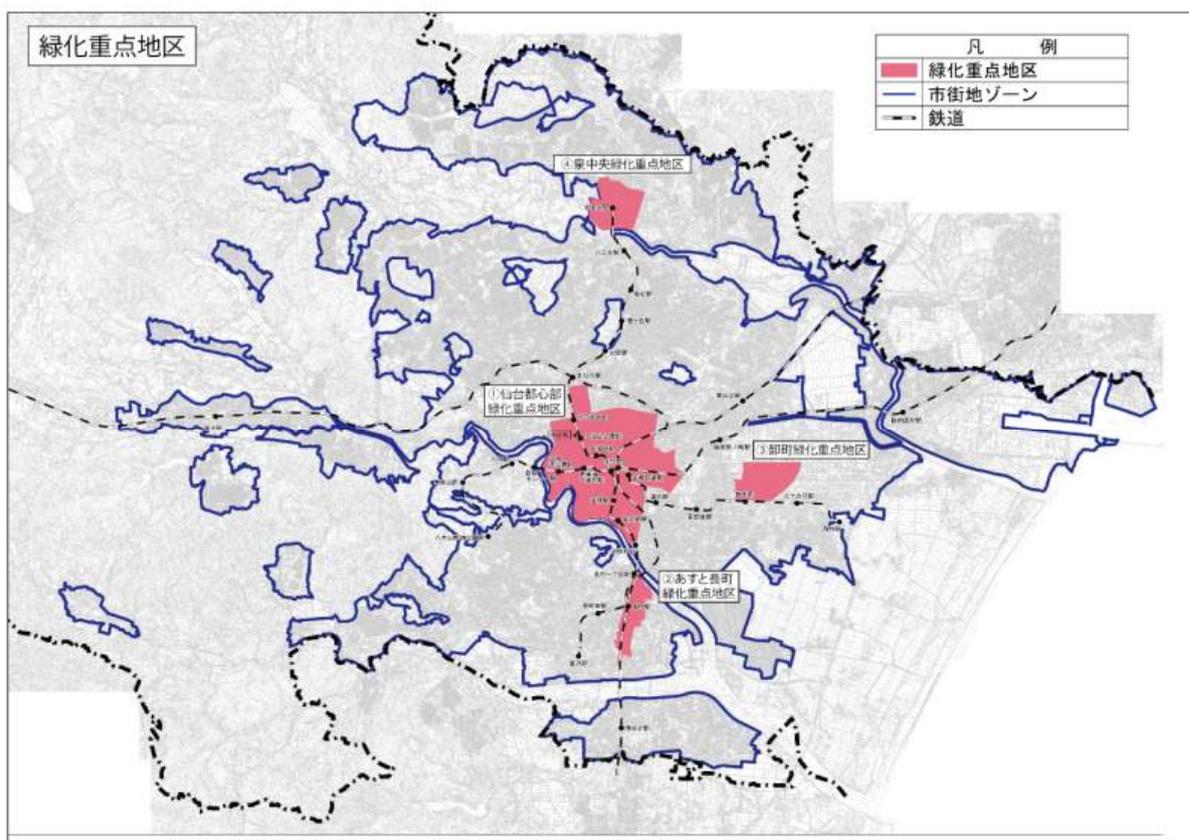


図-〇〇：緑化重点地区の位置図

① 緑化重点地区共通の緑化の方針

1) みどりのネットワーク形成

地区内及び周囲の公園緑地，まとまった緑を有する公共施設等のみどりの拠点とし，地区内の街路樹のみどりの軸と捉え，まちとみどりを結ぶみどりのネットワークを形成します。また民有地においては，みどりのネットワークを拡充するため，道路空間との連続性のある緑化を推進します。

2) グリーンインフラの積極的推進

地区内では特に都市機能が集積していることから，ヒートアイランド現象の緩和や雨水流出抑制等の機能や，まちで過ごす人のための回遊性・滞留機能を高める目的で，グリーンインフラを積極的に推進します。

i) グリーンインフラを推進する助成制度の検討

緑化助成制度を見直し，民有地での屋上緑化や雨庭^{あめにわ}などの整備を支援することによりグリーンインフラを推進します。

ii) 公共施設におけるグリーンインフラの推進

公共施設の建替え等に際してもグリーンインフラを推進し，民間施設のモデルとなる緑化を図ります。また都市公園においてもグリーンインフラの推進を図ります。

iii) 国の補助事業の活用

グリーンインフラ都市構築支援事業や市民緑地認定制度等の国による事業の活用を促し，多様な機能を発揮する緑のオープンスペースの創出を推進します。

② 地区ごとの方針

1) 仙台都心部緑化重点地区【約840ha】（平成18年3月指定）

この地区は、「都心部の『緑の回廊づくり』」の対象区域でもあり、また「杜の都・仙台」の玄関口であることも踏まえ、杜の都のシンボルエリアを形成するため、様々な施策を展開します。また、多くの建築物が更新時期を迎えていることを都市緑化推進の契機と捉え、建替え等に際して質の高い緑化を推進します。

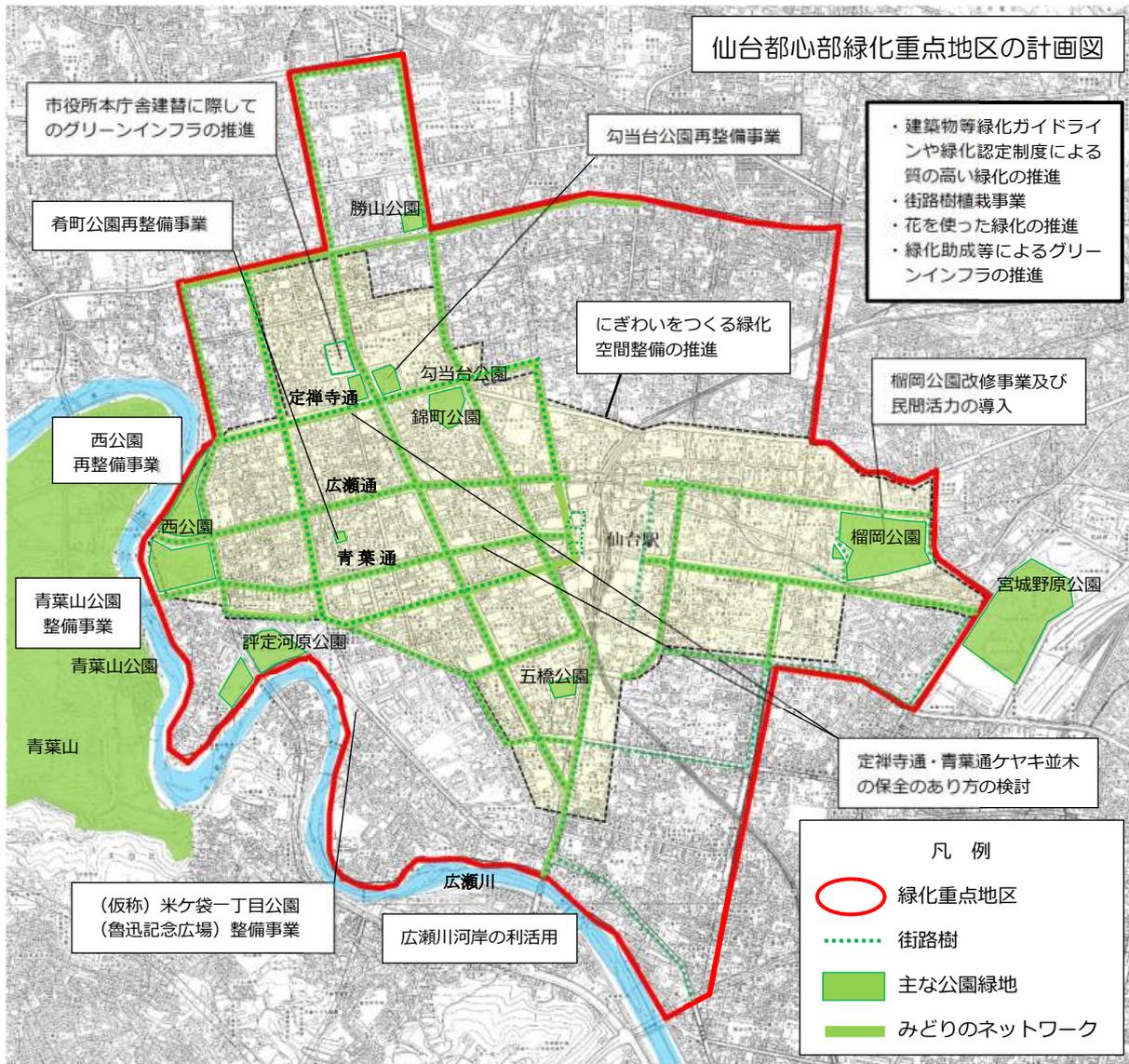
i) 地区の特性

- ・本市の商業、業務、行政の中心となっている地区であり、青葉通、定禅寺通、広瀬川、西公園、勾当台公園、榴岡公園など、仙台を代表するみどりが分布しています。地区内の緑被率は14.2%（令和元年度）であり、街路樹の生育や敷地内の緑化などにより、平成20年度より比較して2.5%向上しています。榴岡公園などの大きな公園がある一方、街区公園などの身近な公園が不足している地域もあります。
- ・都心部みどりの回廊の主要な10路線について、人の目線で見える緑の量として緑視率を計測していますが、緑視率の平均は31.7%（平成26年度調査）となっており、平成20年度より比較して4.9%向上しています。青葉通と定禅寺通は、みどりが豊かである一方、国道48号線など、比較的みどりの少ない道路もあります。

ii) 緑化計画の方針

みどりによる「杜の都・仙台」のシンボルエリア形成

- ・みどりのネットワークを形成する主要路線を中心に、適切な管理・整備による街路樹の充実を図るとともに、沿道の民有地での中・高木による^{せつどうぶりよつか}接道部緑化を推進することで、みどりの軸を充実させます。
- ・みどりの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの空間や、飲食やイベントの開催など都市のにぎわいを創出する空間として活用を図ります。
- ・市役所本庁舎の建替えに際しては、グリーンインフラの推進等により豊かで機能的な緑化空間を検討します。
- ・公園が不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。
- ・都市再生特別地区や総合設計制度等において、みどりの多機能性を生かした質の高い緑化を誘導します。また、市民緑地認定制度の活用促進により、市民が憩うことのできる新たな緑のオープンスペースの創出を図ります。
- ・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。



2) あすと長町緑化重点地区【約82ha】（平成20年3月指定）

この地区は、仙台都市圏南部の広域拠点の形成を目指した土地区画整理事業による都市基盤整備が完了し、都市機能の集積が進んでいる地区です。みどり豊かで魅力ある街並みの形成のため、「地区計画」と連携して、緑化を推進します。

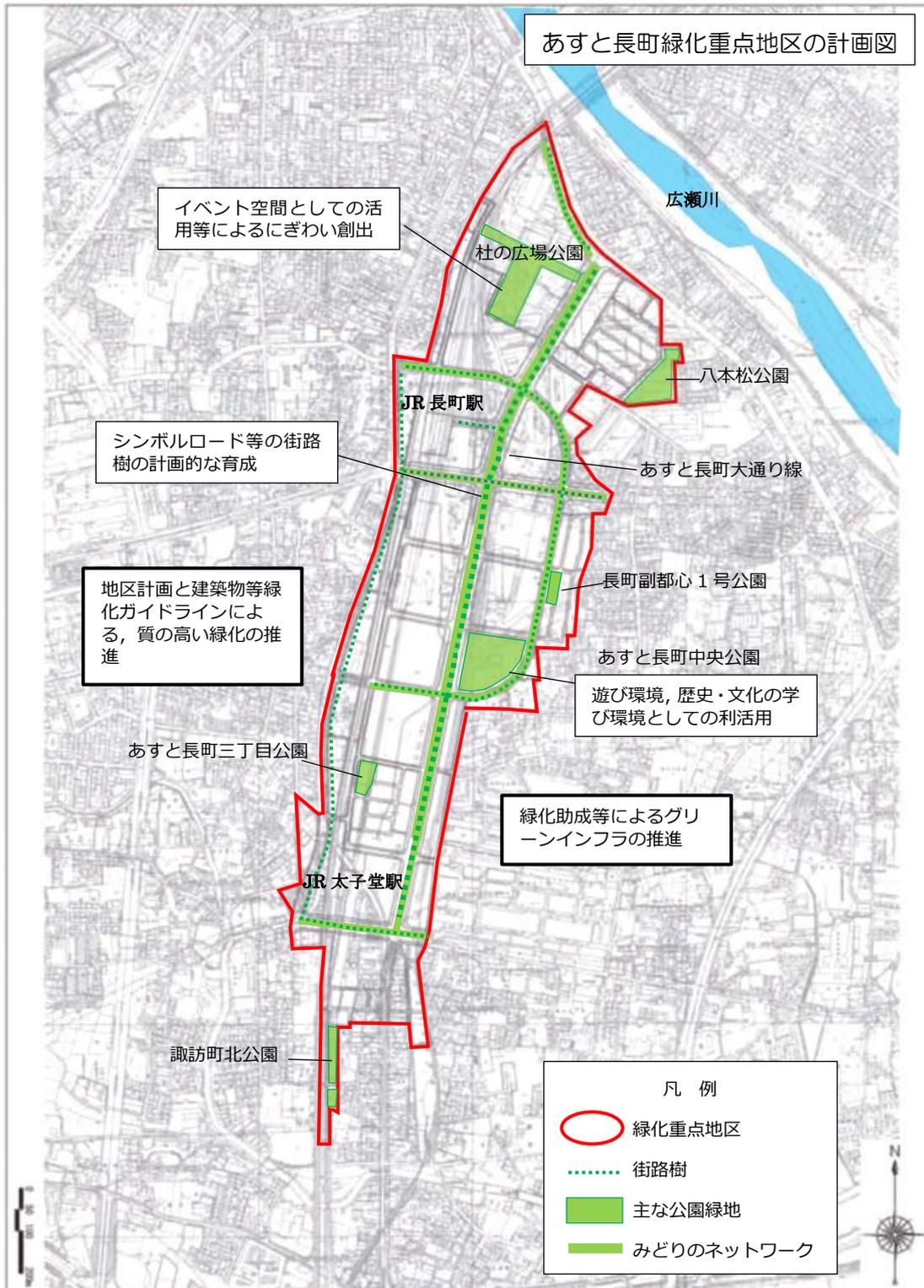
i) 地区の特性

- ・都市基盤整備が完了し、市立病院や大型商業施設により都市機能の集積が進んでいますが、地区内の緑被率は9.8%（令和元年度）と低くなっています。
- ・商業、近隣商業地域については、都市緑地法に基づく地区計画等緑化率条例により、敷地内の緑化率の最低限度を定めた地区もあり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。

ii) 緑化計画の方針

人の集いと回遊を促すみどりによるにぎわう広域拠点づくり

- ・みどりの拠点となるあすと長町中央公園や杜の広場などのオープンスペースを憩いの場やイベント空間として活用します。
- ・地区のシンボルロードである「あすと長町大通り線」を中心に街路樹を育成するとともに、オープンスペースをつなぐみどりのネットワークを形成します。
- ・私有地においては、地区計画等緑化率条例による10%の緑化率の確保や接道部の緑化に加え、建築物等緑化ガイドラインによる質の高い緑化の推奨をすることで、質・量ともに優れた緑化を推進します。



3) 卸町緑化重点地区【約143ha】（平成27年12月指定）

この地区は卸売業を基幹としていますが，地下鉄東西線の開通を契機に多様な都市機能が複合した新たなまちづくりが進められており，地域特性に応じた魅力あるみどりの創出が必要となります。地区で定めた「みんなでつくるまちづくりルール（地区計画）」等と連携して，緑化を推進します。

i) 地区の特性

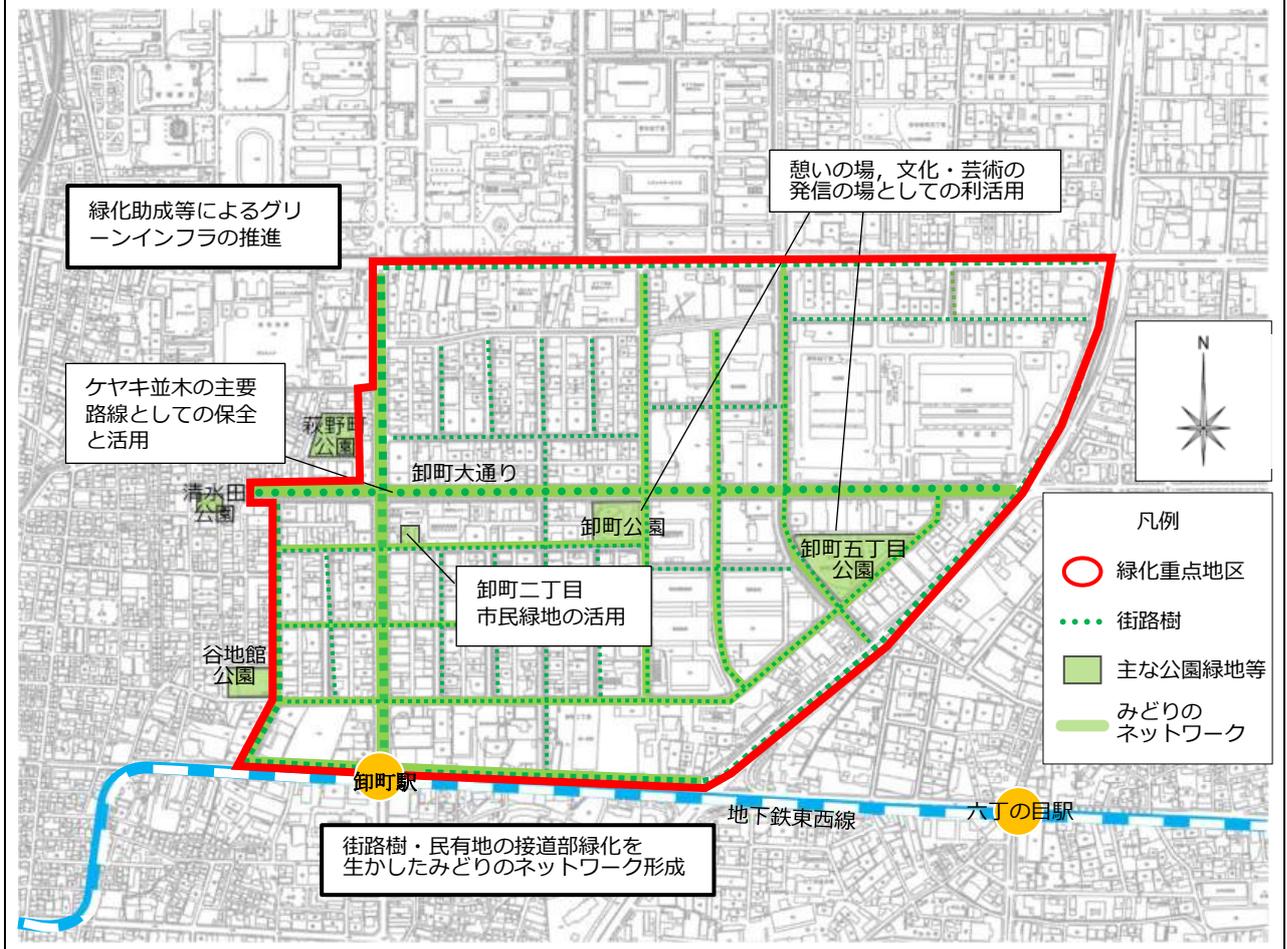
- ・本地区は，高度な産業活動拠点としての機能に加え，演劇や音楽などの文化，レクリエーション機能の立地や居住機能の充実など複合的な機能集積を図る地区ですが，卸町大通りや東の杜大通りのケヤキ並木といった地区内の街路樹や公園，市民緑地の他にまとまったみどりがほとんど認められず，地区内の緑被率は11.5%（令和元年度）と低くなっています。
- ・本市で初めて市民緑地契約を締結した卸町二丁目緑地があり，また地区計画を定めケヤキ並木を生かした潤いのある魅力的な景観形成に取り組むなど，みどりを意識した，市民自らの手によるまちづくりへの意識が高い地区です。

ii) 緑化計画の方針

卸・住・文化・芸術を彩るみどりあふれる卸町地区

- ・ケヤキ並木の保全を図るとともに，シンボル路線として適切な維持管理をします。
- ・卸町大通りや東の杜大通りを主軸として，卸町駅から公園や緑地をつなぐみどりのネットワークを形成し，民有地の^{せつどうぶりよつか}接道部緑化によりこれを補完することで，地区全体ににぎわいと彩りのあるみどりを創出します。
- ・卸町公園や卸町五丁目公園などについて，地区の憩いの場や地域活動，また文化・芸術活動の発信拠点など，多様な生活や活動の場として活用します。
- ・卸町二丁目市民緑地を地区の財産として次世代に継承すると共に，地区のイベントや文化・芸術活動の拠点として活用します。

卸町緑化重点地区の計画図



4) 泉中央緑化重点地区【約146ha】（令和2年3月指定）

この地区は、仙台都市圏北部の広域拠点となる地区であり、商業・業務施設により都市機能が集積しています。今後、地区内の低未利用地等への新たな都市機能の集積が見込まれることや、土地区画整理事業の開始から40年が経過し、建物の更新時期に入ってくることから、さらなるにぎわい創出を図るとともに、回遊性あるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた魅力あるみどりの創出をします。

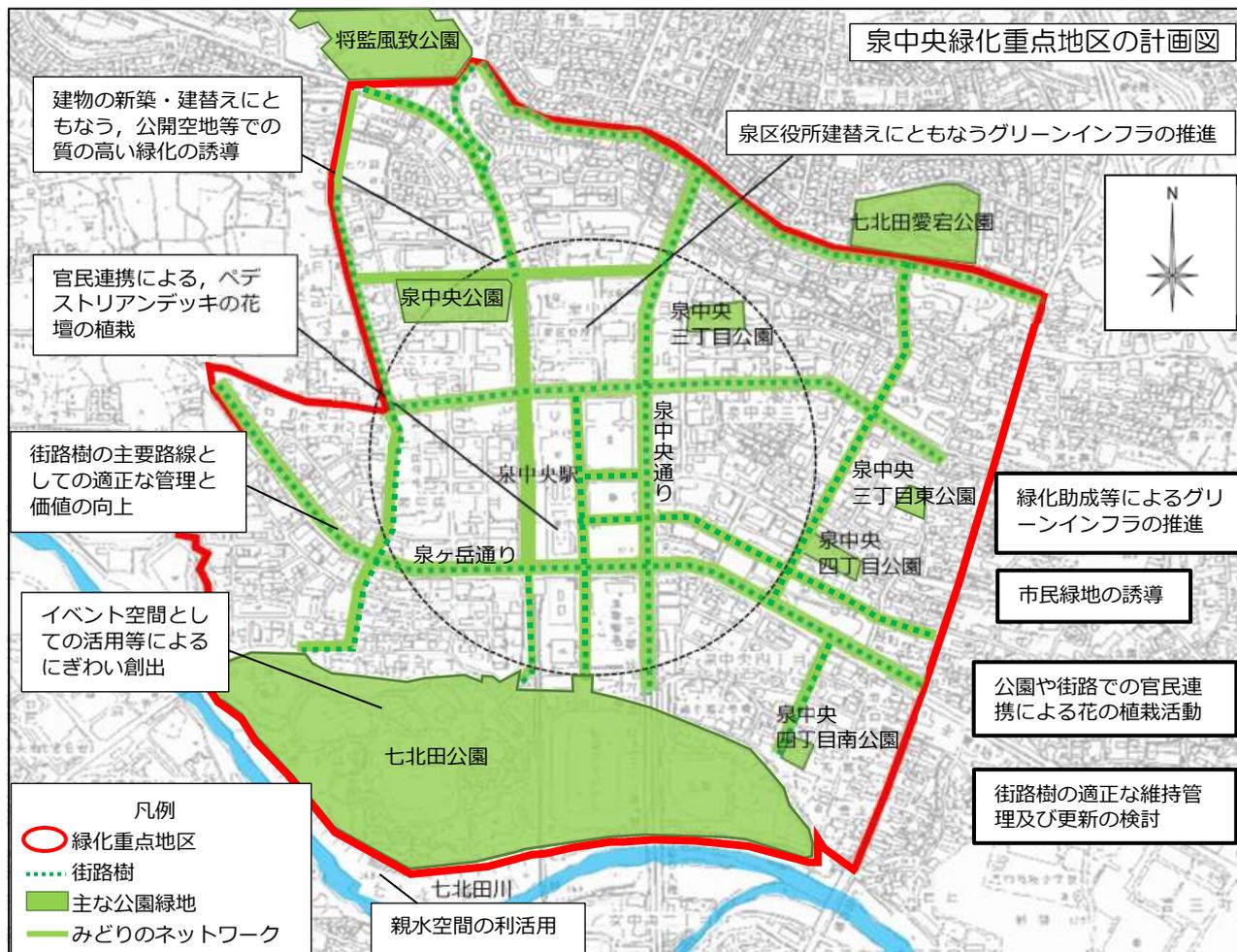
i) 地区の特性

- ・本地区は広域拠点として今後も都市機能の集積が進む地区ですが、まとまったみどりは泉中央公園と泉区役所以外には認められず、地区内の緑被率は13.4%（令和元年度）となっています（七北田公園を除く）。
- ・泉中央駅ペDESTリアンデッキを中心とした花壇整備により駅周辺に彩りを与えているほか、地区内及び地区周辺において様々な主体による花の植栽活動が盛んであり、緑化の推進に対する意識が高い地区です。
- ・地区の南部には七北田川沿いに総合公園の七北田公園が整備されており、仙台スタジアムや広大な芝生広場、大型遊具などのレクリエーション施設が設けられ、多くの方に利用されています。また地区の北部には地域住民に親しまれる将監風致公園と七北田愛宕公園が隣接し、まとまったみどりを有するなど、地区の周辺は豊かな自然環境に恵まれています。

ii) 緑化計画の方針

豊かなみどり資源を生かした、地域の交流を深めるみどりのしかけづくり

- ・街路樹や公園などのみどりを適切に維持管理するとともに、必要に応じて街路樹の更新を図ることで市街地と七北田川とを結ぶ緑と水のネットワーク形成を図ります。
- ・緑と水のネットワークを拡充するみどりの拠点として、総合設計制度や市民緑地認定制度等を活用した、民有地での新たなみどりのオープンスペースの創出を推進します。
- ・建築物の緑化や、泉区役所をはじめとした建築物の建替えに合わせた透水性舗装や^{あめにお}雨庭の設置等によりグリーンインフラを推進し、快適な都市環境の形成を図ります。
- ・駅前空間を中心として、官民連携による花壇整備を進めるほか、接道部の緑化を推進することで、歩いて楽しい歩行空間の形成を目指します。



(2) 市街地等における建築物等の緑化の推進

仙台市基本計画の理念にある”The Greenest City” SENDAI の実現へ向け、建築物等の緑化については杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化計画制度の運用による緑化面積の確保に加え、今後は緑化の質に着目し、次のとおり「質の高い緑化」を推進します。

① 建築物等緑化ガイドラインによる推奨

建築物等緑化ガイドラインを策定し、質の高い緑化の具体的な手法等を示すことで、緑化計画制度の運用に際して質の高い緑化を推奨します。

② 緑化計画制度の見直しの検討

緑化計画制度において、緑化の質に関する基準や緑化面積算定方法等の見直しを検討し、質の高い緑化への誘導を図ります。

③ 質の高い緑化の誘導

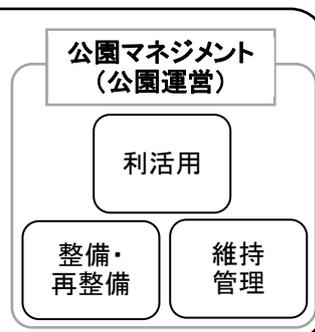
緑化の質を点数化する評価基準の運用や、優良緑化を評価する認定制度の導入により、質の高い緑化への誘導を図ります。

3 都市公園に関すること

(1) 「公園マネジメント」の推進

<公園マネジメントの定義>

公園を都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点に立った計画的な整備・管理を行うことで、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能をより有効に活用することで、都市の魅力を向上させる公園運営活動を推進する



<公園マネジメントの目的>

- ・公園の有効活用により、都市の魅力を向上させること
- ・公園の適切な整備・管理により、公園の価値を維持向上させること

公園マネジメントを推進するため、基本的な考え方を次のとおり設定し、具体的な取組みを展開していきます。

<考え方1> 都市のにぎわい創出～仙台ブランドを発信するにぎわいのある公園づくり～

(主な対象公園：中心部や地下鉄沿線の公園，総合公園・広域公園等)

- ・まちの中心部や地下鉄沿線において、多様なイベント開催や公園資源の活用等により、仙台文化の発信やまちのにぎわいを創出する公園づくりを行います。
- ・仙台の歴史や文化及び青葉山や広瀬川などの自然を生かし、観光拠点ともなる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を進め、新たな価値を創造する公園運営管理を行います。

<考え方2> 地域コミュニティの醸成～地域の交流を育むみんなの公園づくり～

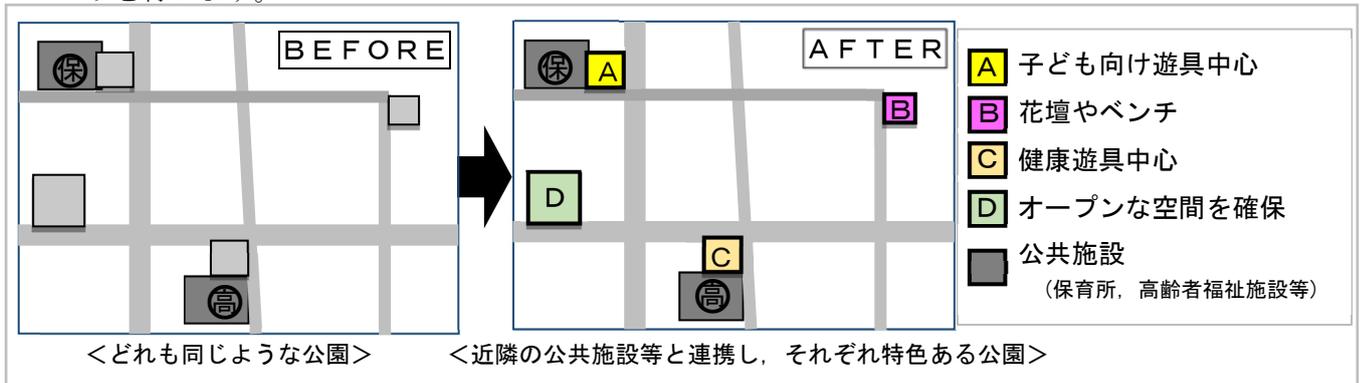
(主な対象公園：街区公園，近隣公園，地区公園，河川公園等)

- ・子育て世代，高齢者，若者などの多様な市民ニーズを捉え，身近な公園となる街区公園においては，地域の顔となるような，特色を生かした公園づくり*を行います。
- ・規模の大きな公園においては，機能を集積し，多様な利用ができる公園づくりを行います。
- ・多様な主体との連携を図り，地域ごとの柔軟な公園運営管理を行います。

※地域の特色ある公園づくりのイメージ

公園施設の老朽化対策とともに、周辺住民の人口構成の変化や地域ニーズ等に応じ、小規模な公園では複数の公園で機能を分担するなど、それぞれに特色のある公園づくりを行います（119 ページ「複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方」参照）。

また、公園に近接する保育所や高齢者福祉施設等の社会福祉施設とも連携した公園づくりを行います。



図一〇〇：機能分担による整備のイメージ図

複数の街区公園で機能分担を行う際の基本的な考え方

再整備にあたり、複数の公園で機能分担を行う際には、次の考え方に基づいて行います。

○街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、複数の街区公園で機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

街区公園が有する機能と広さの目安				
種 類	機 能	防災・環境・景観・ 休養機能等	子育て・健康づくり・ コミュニティ形成・地域の防 災拠点機能等	運動・にぎわい 創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 m ² 以上	○	○	○	○
中規模の街区公園 概ね 1,000 m ² ～ 2,500 m ²	○	○	○	—
小規模の街区公園 概ね 1,000 m ² 未満	○	○	△ ※一部の機能を確保	—

○検討の対象地域

- ・小学校区を検討の単位とします。
- ・小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し、互いに誘致圏が重なって存在する場合に、機能分担を検討することとします。

○機能分担の考え方

- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の公園において機能特化を検討します。
- ・対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

○事業の進め方

- ・今後、対象地域を選定し、機能分担に係る事業計画を策定した上で、順次再整備を進めることとします。
- ・事業実施に当たっては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- ・整備完了後には、機能分担による再整備効果を測定・評価し、随時事業手法の見直しを行います。

〈考え方3〉 自然との共生～まちと自然をつなげる身近な杜づくり～

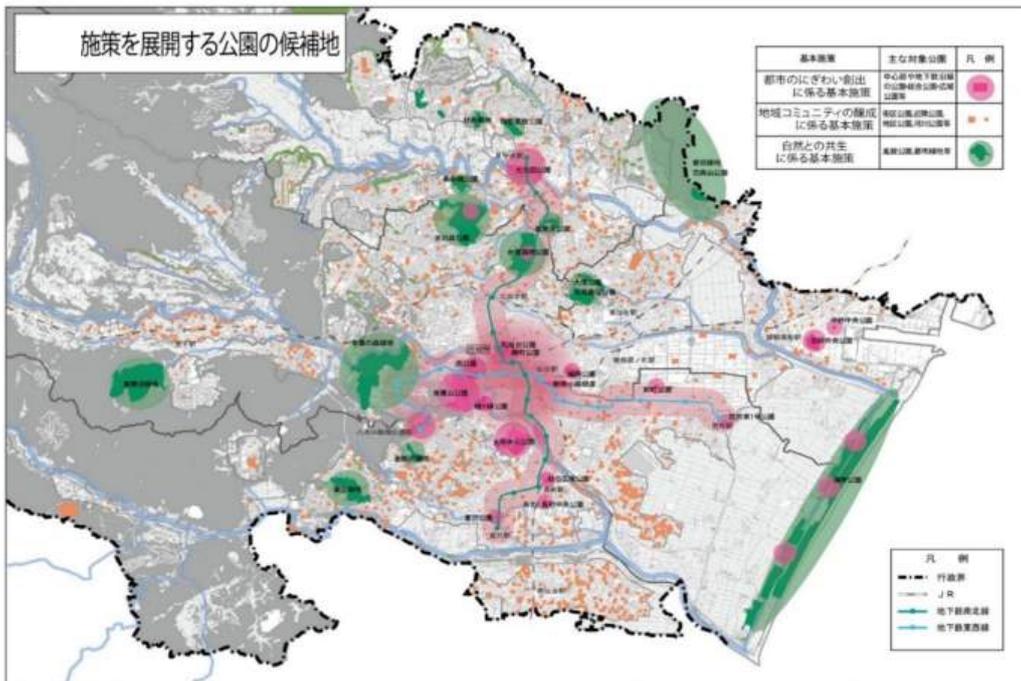
(主な対象公園：風致公園，都市緑地等)

- ・都市部の緑地のネットワークや地域生態系に配慮した緑地管理を行い，生物多様性の保全に努めます。
- ・緑地が市街地に隣接するという立地特性を生かし，自然を学び・遊ぶ公園づくりを行います。
- ・市民活動団体や民間事業者など，様々な団体との連携を強化し，多くの市民が参加できる緑地の保全と利活用を進めます。

〈考え方4〉 施設マネジメントの推進～誰もが安全に安心して利用できる公園づくり

(対象公園：全公園)

- ・公園施設総合改修計画に基づく施設マネジメントを行うことにより，持続可能な公園経営に取り組めます。
- ・公平な公園サービスの提供や，防災の観点から，公園空白地の解消に向けた取組みを進めます。
- ・誰もが安心して公園が利用できるよう，公園施設のバリアフリー化や，ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・公園緑地の整備を通じ，みどりの有する多様な機能を引き出し，効果的・効率的にグリーンインフラを推進することにより，付加価値の高い公園づくりを進めます。
- ・市民，市民活動団体，民間事業者など，みんなが公園づくりに関わる機会を創出し，みんなが愛着を持てる公園づくりを行います。



図一〇〇：施策を展開する公園の候補地

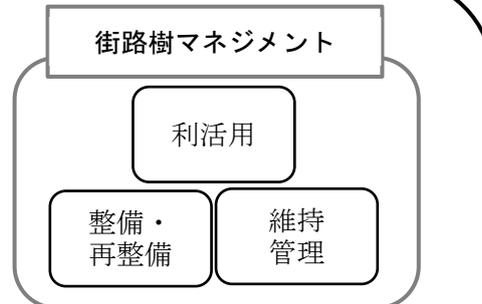
4 街路樹に関すること

(1) 「街路樹マネジメント」の推進

<街路樹マネジメントの定義>

街路樹の適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効活用することで、都市の魅力を向上させる活動。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、街路樹の適正な維持管理を行いながら、街路樹が持つ多様な機能を有効に活用することで、市民が街路樹に愛着を深め、本市に住んでいることを誇りと思えるように、また、来訪者にとっては何度でも訪れたいような都市であるよう、街路樹による「杜の都」の魅力の向上を推進します。



<考え方1> 都市資源としての積極的な活用

街路樹を都市資源として積極的に活用することにより、街路樹が持つ多機能性を発揮させることで、都市空間の質の向上やにぎわいの創出を図るとともに、みどり美しい杜の都の街路樹の魅力を内外に発信する。

<考え方2> 適正な街路樹管理の推進

根上がりによる舗装等の道路施設の破損や根の侵入、落葉の堆積による下水道管等の排水施設の詰まり、基準不適合箇所を解消を図る安全対策を進めるとともに、これらの予防に資する新技術の導入やこれまで蓄積されたデータの活用等により、財政制約に対応した質・量ともに適正な街路樹管理を行います。

また、適正な街路樹管理及び都市資源として積極的な利活用を図るために、都心部や住宅地等の地域特性や土壌や道路空間等の植栽環境に応じた街路樹整備（再整備）を推進します。

（『街路樹管理による道路空間の安全確保』における更新・撤去の検討項目と再整備（整備）等の留意事項」は122ページ参照）

（『総合的な街路樹管理計画』における路線ごとの管理目標の考え方」は123ページ参照）

<考え方3> 街路樹管理体制の充実

管理業務の委託方法の見直しの検討や剪定技術の向上・継承、様々なパートナーとの連携等、街路樹管理における体制や仕組み等の改善を図ることで、街路樹の質を向上させます。

「街路樹管理による道路空間の安全確保」における
更新・撤去の検討項目と再整備(整備)等の留意事項

ア. 更新・撤去の検討項目

路線ごとの管理状態を踏まえ、以下に該当する場合、更新・撤去等の改修方法を検討します。対象路線の選定及びその路線での改修方法の決定に際しては、地域との調整を十分に図り、優先順位をつけながら進めていきます。

<更新を検討する主な項目>

- ①樹木が大径木化し、植栽空間(生育空間)が明らかに狭く、また、歩行空間が確保できない場合
- ②著しい根上がりが発生している場合
- ③樹木の樹勢不良や枯損木、不健全木(樹木医の専門診断による)が相当数ある場合、もしくは今後発生すると予想される場合 等

<撤去を検討する主な項目>

- ①基準に適合しない場合
 - a.交差点、横断歩道、自転車横断帯、乗入れ施設などの付近で見通しを妨げている場合
 - b.住宅地などで幅員 3.0m未満の歩道に植栽されている場合
 - c.植栽間隔が狭く、間引きをしても周囲の緑量や景観に大きな影響がない場合
- ②信号、街路灯、電柱、道路標識、監視カメラ等に近接し過ぎている場合
- ③歩道上に複数列植栽がなされ、沿道にある公園や樹林地と生育空間が競合し、撤去しても、緑量や景観に大きな影響がない場合 等

※対象樹木は低木、中木、高木とする。また、a,bは「仙台市歩道等設計基準」、cは「仙台市街路樹マニュアル」に拠る。

イ. 再整備(更新・補植)、整備(新植)の留意事項

再整備あるいは整備について、従来のような緑量の確保に偏重した方法を採用すると、将来樹木が成長した際に、再び、現在生じている問題を引き起こしてしまう可能性があります。今後は、道路空間や地域特性などに応じた樹種の選定や、新しい技術や材料の導入などにより樹木の生育に適した植栽環境(伸長する根に対応した防根シートや特殊な基盤、大きさに余裕がある植樹柵、樹冠^{じゅかん}を拡大させることができる空間など)を整備することで、樹木の良好な成長を促し道路空間の安全を確保するとともに、質の向上を図ることが重要です。

「総合的な街路樹管理計画」における 路線ごとの管理目標の考え方

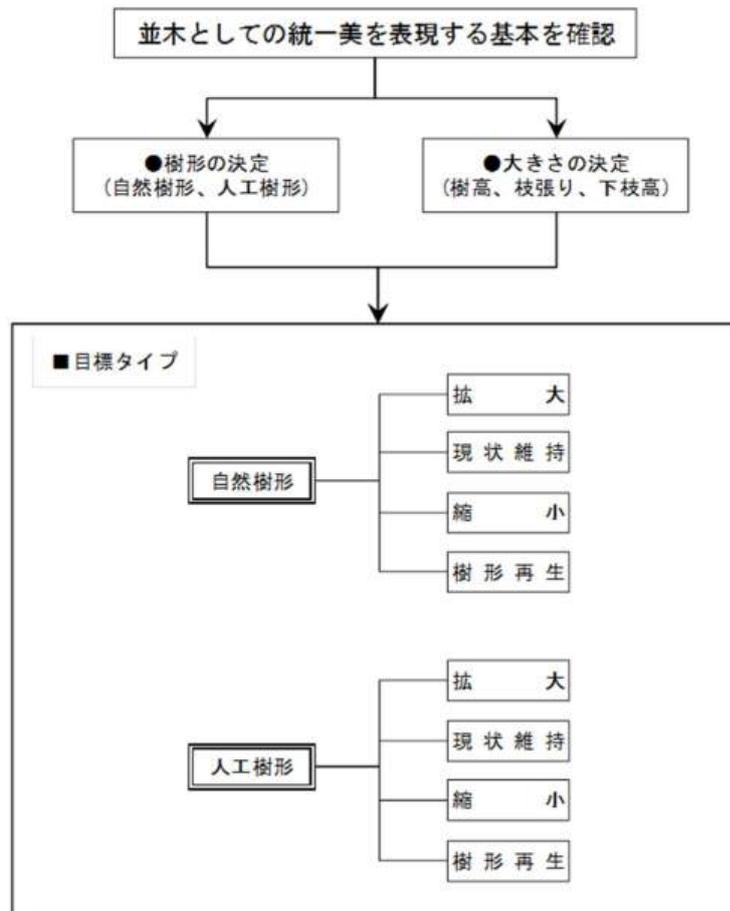
1. 管理目標タイプの設定

並木としての統一美を表現することを基本とし、街路樹の「樹形」と「大きさ」の管理の目標タイプを設定します。

「樹形」では、樹種ごとの特性を考慮した上で、自然樹形で維持するか、人工樹形として管理していくのか決定します。また、管理適正の評価により、現況樹形が大きく乱れている場合は、樹形再生も検討します。

「大きさ」では、空間適正の評価結果をもとに、空間に余裕がある場合は拡大、既に空間に適正な大きさになっている場合は現状維持、空間に対して大きくなりすぎている場合は縮小とし、目標樹形の具体的な樹高、枝張り、下枝高を決定します。

なお、同一路線内で大きく成長している個体や若木が補植されてまだ小さい個体等大きさがそれぞれ異なっているのが混在している場合は、目標として定めた大きさに、個々の大きさを照らし合わせ、個体ごとに「拡大」、「現状維持」、「縮小」、「樹形再生」のタイプを設定します。



図一〇〇：目標像タイプの設定

表—〇〇：目標タイプ別剪定方針

目標タイプ		剪定方針及び留意点
自然樹形	拡大タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然樹形を維持しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。 ・ 「枝抜き剪定」を基本に、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、平行枝、立枝等切除すべき枝を中心に間引く。 ・ 将来樹形(最終目標)を考慮しながら、早い段階で樹形づくりをはじめることが重要である。それによって、大きくなってから強剪定によって樹形を乱すことを回避する。この場合は、「切り返し剪定」を基本とする。
	現状維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然樹形で大きさを現状維持していく。 ・ 「切り返し剪定」を基本に、自然樹形の柔らかさを維持する。 ・ 適切な切り返し剪定が行われないと自然樹形を維持できないので、切り詰め剪定にならないよう留意する必要がある。
	縮小タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然樹形を維持しながらコンパクトに縮小する。(自然相似形) ・ 「切り返し剪定」と「枝おろし剪定」を基本に、樹形を縮小しながら自然樹形を維持する。 ・ 太枝を剪定する手法をとることになるため、切り口からの腐れの侵入を回避する措置が必要である。(防腐剤の塗布等)
	樹形再生タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の乱れた樹形を自然樹形に再生する。 ・ 「切り返し剪定」や「切り詰め剪定」等を組み合わせて、将来の樹形再生過程を考慮しながら比較的大きな剪定を行う。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。) ・ 乱れた樹形を強剪定によって再生し自然樹形を取り戻すために、3～5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。 ・ 瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用する。
人工樹形	拡大タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形に管理しながら樹形を拡大し、ボリュームアップを図る。 ・ 樹形づくりの際に、枝葉を伐りすぎて樹形を縮小しすぎないように留意する。
	現状維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、樹形を現状維持でコントロールする。 ・ 現状維持の剪定を続けていくため、剪定による瘤を生じやすいので、その回避が必要である。
	縮小タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形でコンパクトに縮小する。(大きな切り口には防腐剤塗布を要す。) ・ 切り口から翌年小枝が多く発生するので、それを整理する管理を予足しておく必要がある。
	樹形再生タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「切り詰め剪定」を基本に、人工樹形で樹形を再生させる。 ・ 3～5ヶ年程度の管理計画を作成し、計画的に管理を実施する必要がある。 ・ その他は同上。 ・ 瘤取り作業を含む場合は、このタイプを適用。

(1)管理適正の評価

管理適正の評価は、「並木の管理」と「樹木の管理」の2つの視点で行います。並木の管理では、樹形の同形・同大、枝葉密度の同ボリューム等により、統一美の表現を評価します。樹木の管理では、樹冠のバランスと形態美、剪定手法の状況について評価します。また、樹種によって、望ましい剪定手法で管理されているかについても評価します。

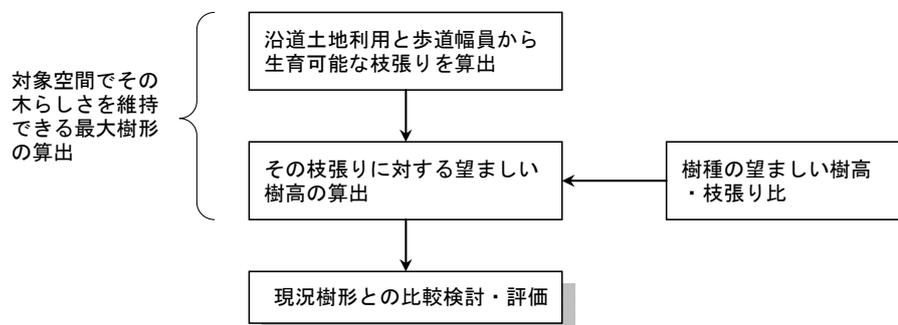
表—〇〇：管理適性の評価の視点と具体評価項目

評価の視点		評価の具体項目
並木の管理	統一性が表現されているか	樹形が統一されているか(同形か)
		樹高、枝張り、枝下高が統一されているか(同大か)
		枝葉密度のボリュームは統一されているか
樹木の管理	樹冠のバランスがよく、美性(形態美)が表現されているか	樹種の持つ個性(特徴, らしさ)が発揮されているか
		樹種の持つ個性に応じた剪定手法が取られているか
	剪定の基本が守られているか	瘤がないか
		切り残さずに切り返されているか
		頂部優性が意識されているか

P. 29～33 出典：「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書(平成11年)」
文章について一部加筆

(2)空間適正の評価

空間適正の評価は、環境条件(主に空間条件)と現在の樹木の形状からその木らしさが感じられる樹形を考慮しながら街路樹の納まり具合をみることとなります。具体的には、対象空間において、対象樹種がその木らしい樹形(望ましい樹高と枝張りのバランス)を維持できる最大の大きさと現在の大きさを比較検討します。



図—〇〇：空間適正の評価

①沿道土地利用に合わせた生育可能な枝張り値

沿道土地利用の違いによって、クリアランス(樹冠と沿道建築物との間隔)に対する要望は異なるため、沿道土地利用毎にクリアランスを定め、下図を参考に生育が可能な枝張りを算出します。

1)枝張り 沿道土地利用と歩道幅員からの生育可能な枝張りの算出

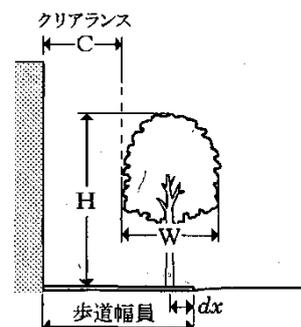
算出式:枝張り=(歩道幅員-dx-C)×2

dx:路肩から幹中心までの距離

C:クリアランス(樹冠と道路境界(沿道建築物)との間隔)(表一〇〇:沿道土地利用とクリアランスの関係)参照)

表一〇〇:沿道土地利用とクリアランスの関係

沿道土地利用分類	クリアランス
オープンスペース, 公共施設	C=0m
ビル街	C=0.5m
商店街	C=1.5m
住宅街	C=0.5m
その他(工場等)	C=0m



2)樹高 生育可能な枝張りに対する望ましい樹高の算出

算出式:樹高=枝張り÷枝張り比(表一〇〇:「樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比」参照)

②生育可能な枝張りに対する望ましい樹高(最大樹高)

樹種によって樹形はそれぞれ異なるが、樹形タイプ毎の標準的な樹形における枝張り値と樹高の比率から設定された、目安となる望ましい樹高・枝張り比を参考にして、当該路線における生育可能な最大樹高を算出します。

表一〇〇:樹形タイプ別の望ましい樹高・枝張り比

樹形タイプ区分	「東京都街路樹マスタープラン検討委員会報告書」(東京都建設局)	「道路緑化計画・植栽施工・管理技術指針」(建設省九州地方建設局)	望ましい樹高・枝張り比(目安)
円錐型	イチヨウ, メタセコイア	0.2	0.3~0.4
卵円型	プラタナス, ユリノキ, カツラ, アオギリ, クロガネモチ, シラカシ, コブシ, シンジュ, トウカエデ, モミジバフウ, ハクウンボク, ハナミズキ, ヒメシャラ, ヤマモモ	0.4	0.4~0.7
球型	クスノキ, アキニレ, エンジュ, マテバシイ	0.5	0.5~0.7
盃型	ケヤキ, トチノキ, ヤマボウシ, ソメイヨシノ	0.6	0.5~0.7 1.0(ソメイヨシノ)
枝垂れ型	シダレヤナギ		0.7

③補正

信号, 街路灯, 電柱, 道路標識, 監視カメラ, 架空線等の有無や地域要望等の特性を考慮し, 1), 2)で算出された大きさを適宜補正します。

(3)シンボル路線の設定

各区中心部などで良好な景観を形成し、地域住民から親しみを持たれているような街路樹がある路線について、「シンボル路線」と位置付け、計画的な更新の実施や樹木剪定の頻度にメリハリをつけて維持管理の質を向上させ、景観の更なる向上や良好な道路空間の創出により利活用の促進などを図ることで、街路樹を通じて地域の魅力向上に取り組めます。



写真協力：(公財)仙台市公園緑地協会
(左上, 左下, 右下)

第4章 計画の進行管理

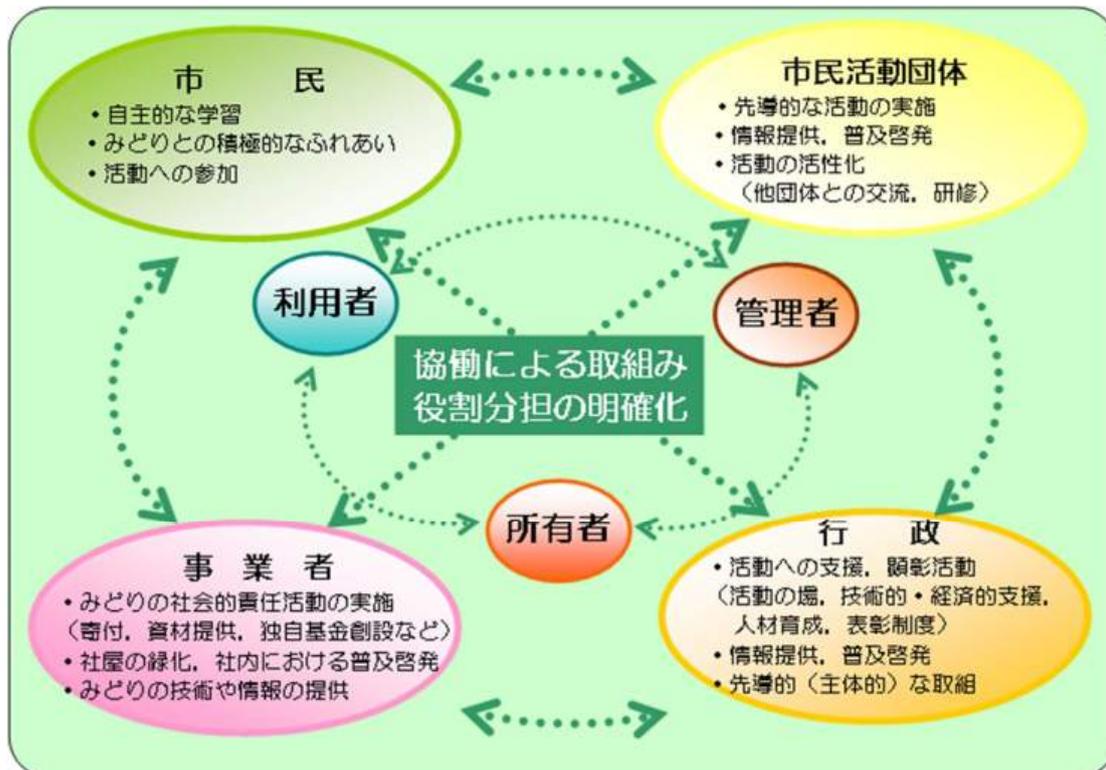
1 推進体制

(1) 市民、市民活動団体、事業者、行政の取組みの基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者、行政が目標を共有化し、それぞれが所有者、利用者、管理者としての役割を担い、連携し、持続的に取組んでいく必要があります。

みどりのまちづくりに関わる各主体の基本的な取組みは次のとおりです。

- 市民
 - 自主的な学習、みどりとふれあいや活動への積極的な参加。
 - 土地の所有者は、緑地の保全や緑化。
- 市民活動団体
 - 先導的な活動の実施。みどりの情報提供、普及啓発。活動の活性化。
- 事業者
 - みどりの社会的責任活動の実施。社屋の緑化。社内における普及啓発。みどりの技術や情報の提供。
- 行政
 - 市民活動団体の活動支援。企業のみどりの社会的責任活動との連携。みどりの顕彰活動。みどりの情報提供、普及啓発。先導的なみどりの取組み。



図一〇〇：各主体の役割分担の概念図

(2) 第三者機関や市民による評価

本計画に掲げる施策や事業を着実に推進するために、百年の杜推進部をはじめ市内の各局・区が率先して施策・事業に取り組んでいくとともに、その実施状況や成果指標の達成状況について定期的に点検・評価を行い、杜の都の環境をつくる審議会に報告します。

また、それらの点検・評価結果についてはホームページなどでも公開し、広く市民と共有するとともに、定期的にみどりの市民意識調査を実施することにより、評価を行います。

(3) 庁内連携の強化

本計画の掲げる理念を実現していくためには、庁内各局が連携し、共通の意識をもって施策展開を図っていく必要があります。そのため新規に施策を実施する際など、適宜連絡調整会議を開催し、効率的で効果的な施策・事業展開が図れるよう調整します。

(4) 関係機関との連携

国有林や県有林、仙台港の港湾緑地や宮城野原公園などの公園緑地、名取川や広瀬川、七北田川など、国・県が管理するみどりは、本市においても貴重なみどりとなっています。また、国の施設や大学、駅などの公共空間も、みどり豊かな空間を形成する上で欠かせないものとなっています。そのため、奥山、里山、市街地、田園、海岸の各エリアにおいて、これら国・県、公益企業などの関係機関と十分に連携を図りながら、本計画を推進します。

また、(公財) 仙台市公園緑地協会は、都市公園の管理運営やみどりの普及啓発において、重要な役割を担っています。本協会と連携し、市民ニーズに応じたソフト事業などを展開します。

2 進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の PDCA サイクルを導入します (図一〇〇)。評価は、毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度 (令和 7 年度) には、成果指標として設定する「計画全体の指標」(表一〇〇) 及び「5つの基本方針ごとの指標」(表一〇〇) の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査等を実施し、中間見直しを行います。

計画期間は 10 年間 (令和 12 年度まで) としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、施策・事業、目標・指標、重点プロジェクトなどを見直すこととします。

(1) 計画全体の指標

本計画を推進していく中で、全体の目標となる指標

表一〇〇：計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1 ^{※1}	市域全域の緑被率 (「仙台市緑の分布調査」からの引用)	78.4%	維持・向上
指標2 ^{※1}	都市計画区域内の 都市公園等 ^{※2} の市民一人当たり面積	18.6 m ²	20 m ²
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度 ^{※3} (「施策目標に関する市民意識調査」からの引用)	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度 ^{※4} (「みどりの市民意識調査」からの引用)	34.7%	現在より向上

※1 指標 1, 2 の設定について

指標 1, 2 は前計画では「みどりの量に関する目標」として設定されていたものです。自然が持つ多様な機能を活用していくためには、ストックの適正な維持管理によるみどりの質の向上に加えて、緑地の保全や公園空白地の解消、街路樹植栽や民有地緑化によるネットワークの維持・形成などにより、引き続きみどりの量の充足等にも取り組んでいく必要があります。前計画に引き続き、これらの指標を設定することでみどりの量の向上を図ります。

※2 「都市公園等」で対象となるみどり

- ① 都市公園
- ② 都市公園を除く公共施設で次に掲げる施設

屋外運動場を有する運動施設、墓園、児童遊園、港湾緑地、文化財関係施設、生涯学習関係施設

①指標 1 について

5年に1度実施する「仙台市緑の分布調査」結果を使用します。

②指標 2 について

年度ごとにその前年度に公告あるいは供用が開始された都市公園及び対象となる公共施設の数量、人口動態（その年の4月1日時点の住民基本台帳の数値を参照する）を把握し、算出する。

③指標 3 について

毎年実施する「施策目標に関する市民意識調査」結果（百年の杜づくりを評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）市民の割合）を使用します。

④指標 4 について

5年に1度実施する「みどりの市民意識調査結果」結果（身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合）を使用します。

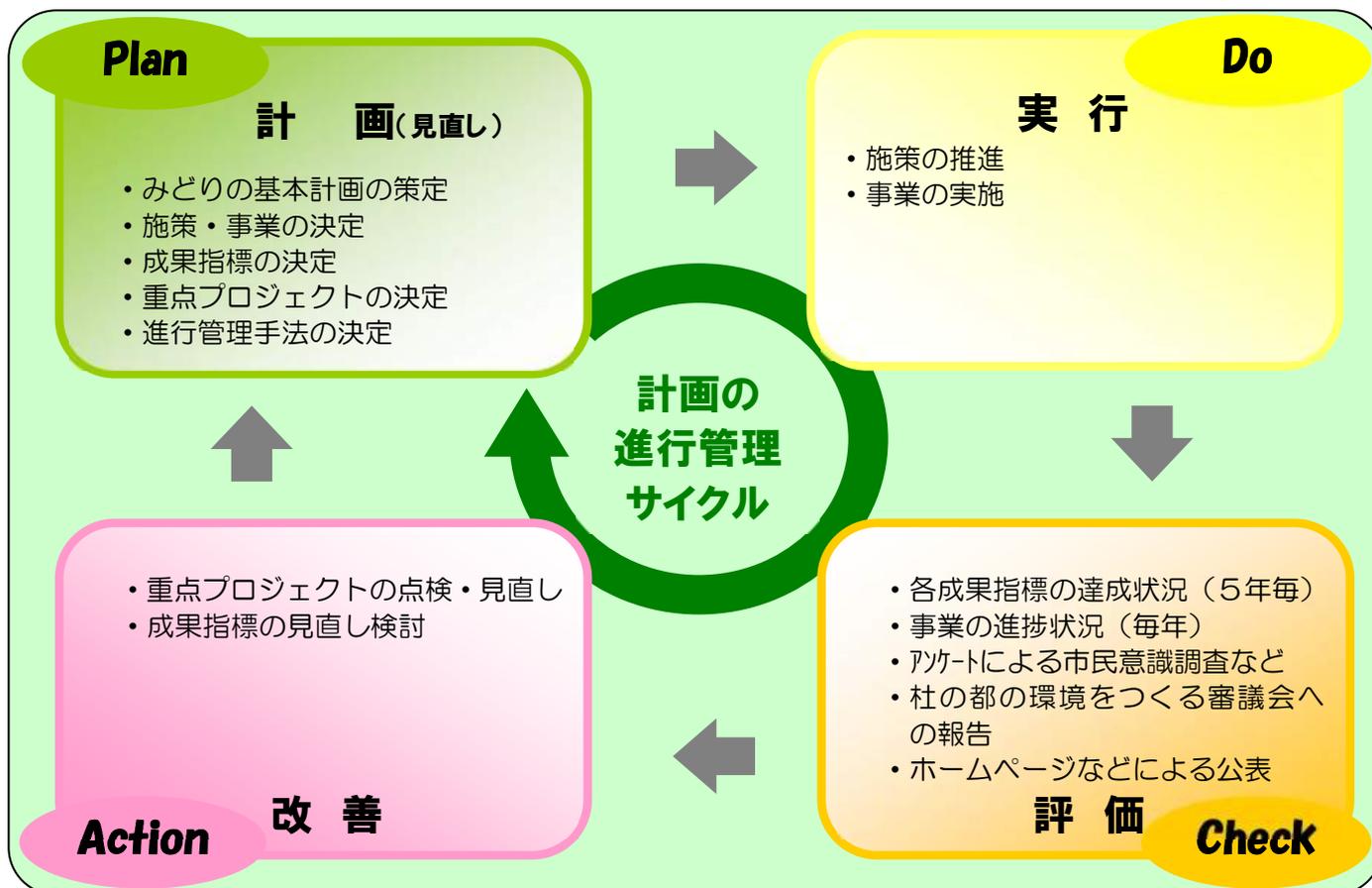
(2) 5つの基本方針ごとの指標

各方針において計画期間内に重点化する事業・取組みに対して、達成状況を確認するための指標

表—〇〇：5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1 (みどりと共生するまち)	公園緑地等における浸透施設整備による雨水の浸透量(1時間当たり)	—	R12までの10年間で 1,500 m ³
	身近な生きもの(9種)の認識度*	ツバメ 75.2% ほか	全ての種で 現在より向上
方針2 (みどりで選ばれるまち)	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12までの10年間で 4か所
	都心部の①緑被率・②平均緑視率	①14.2% ②31.7%	現在より向上
方針3 (みどりを誇りするまち)	街路樹の再生(更新路線数)	—	R12までの10年間で 10路線実施
	仙台ならではのみどりを活用した(名木・古木めぐりなど)イベント開催件数	10回/年	10回/年 以上
方針4 (みどりとともに人が育つまち)	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合(みどりの市民意識調査)	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358 団体	1,460 団体
方針5 (みどりを大切に するまち)	公園施設改修件数	—	R12までの10年間で 延べ 1,200 公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12までの10年間で 延べ 2,000 人

※アンケート調査により、ツバメやセミなど9種の身近な生きものについて、過去1年間に見た・鳴き声を聞いたと回答する市民の割合を把握するもの。アンケートは中学1年生とその家族(計3,500人程度)を対象としている。



図一〇〇：計画の進行管理サイクルの概念図

參考資料

1 計画策定に関する市民意見

対象	調査概要	方法と期間	意見等の内容
市民等	[実施機関]仙台市 [概要]みどりの市民意識調査	[実施方法]郵送アンケート [実施期間]令和元年9月5日～ 令和元年9月27日 [対象者数] 市民5,000名	・「杜の都」という言葉について ・これから先の仙台市のみどりのまちづくりについて ・グリーンインフラについて など
	[実施機関]仙台市 [概要]仙台市居住経験者アンケート	[実施方法]webアンケート [実施期間]令和2年10月26日～ 令和2年10月27日 [対象者数] 市外居住者400名	・「杜の都」を代表するみどり ・仙台市にもっとあった方がいいと思う身近なみどり など
事業者	[実施機関]仙台市 [概要]企業アンケート	[実施方法]webアンケート [実施期間]令和2年11月24日～ 令和2年11月30日 [対象者数] 企業208社	・仙台市で企業又は進出する際のみどりの魅力について ・企業活動に対する仙台市のみどりの寄与について など

2 計画策定の経過

(1) 杜の都の環境をつくる審議会名簿

■第24期（令和元年10月 1日～令和3年9月30日）

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究所 教授【環境造園デザイン学】
板橋 恵子	ラジオパーソナリティ【放送文化・防災】
内海 一富	一般社団法人 宮城県造園建設業協会 会長【造園】
遠藤 智栄	地域社会デザイン・ラボ 代表【まちづくり・人材育成・協働／市民参画】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
小嶋 秀是	宮城県樹木医会【樹木診断・造林学】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園(ランドスケーププランニング・デザイン)】
佐藤 靖祥	仙台弁護士会【弁護士】
◎中静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長【植物生態学】
平塚 明	岩手県立大学 名誉教授【植物生態学】
※福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
○舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
米倉 正子	特定非営利活動法人 冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク 事務局【教育】
渡邊 浩文	東北工業大学 副学長／建築学部 教授【工学・建築学・環境工学】

◎会長，○副会長，※臨時委員 (敬称略・五十音順)

臨時委員の福岡委員は令和2年2月25日～令和3年 月 日まで

(2) 杜の都の環境をつくる審議会専門部会（「仙台市みどりの基本計画」改定検討部会）名簿

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究所 教授【環境造園デザイン学】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 特任講師【都市デザイン】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園(ランドスケーププランニング・デザイン)】
福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
◎舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
渡邊 浩文	東北工業大学 副学長／建築学部 教授【工学・建築学・環境工学】

◎部会長 (敬称略・五十音順)

福岡委員は令和2年3月3日に就任

(3) 杜の都の環境をつくる審議会及び専門部会開催経過

会 議 名	開 催 日 時	内 容
第 84 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和元年 11 月 25 日	・ 諮問 ・ 「仙台市みどりの基本計画」改定の趣旨 ・ 改定スケジュール、専門部会の設置
第 1 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 1 月 23 日	・ 現「仙台市みどりの基本計画」の振り返り等
第 2 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 3 月 6 日	・ 次期計画の方向性等（案） ・ 都心部におけるグリーンインフラに係る施策・取組み（案）
第 85 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 3 月 25 日	・ 改定検討状況の報告
第 3 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 7 月 13 日	・ 次期計画の骨子（案） ・ 都心部以外におけるグリーンインフラに係る施策・取組み（案）
第 86 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 8 月 24 日	・ 改定検討状況の報告
第 4 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 9 月 7 日	・ 次期計画の骨子（修正案） ・ 次期計画の重点的な取組み（案）
第 5 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 12 月 18 日	・ 次期計画中間案（素案）
第 87 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 12 月 21 日	・ 次期計画中間案（素案）の報告
第 6 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 3 年 1 月 18 日	・ 次期計画中間案（修正案）
第 88 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 3 年 1 月 28 日	・ 次期計画中間案

3 用語集

- あ -

あめにわ 雨庭

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

いぐね 居久根

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹木のこと。一般的には「くね」といい、地境を意味する。樹木はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪の防止に役立っている。かつては、建築材、燃料、食料の調達など、生活に深いかかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

イノベーション

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略語。一般的には道路や鉄道，上下水道，電力網，通信網，港湾，空港，治水施設などの公共的・公益的な設備や施設，構造物などをいう。

エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため，野生生物の生息地等の自然地域を緑地などの空間でつないだ生態系のネットワーク。

エコ ディーアールアール Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災）

生態系が持つ多様な機能を活用して，災害によるリスクを低減させること。例えば，森林の適切な整備による土砂災害の防止や，海岸林による津波災害の軽減，水田等の農地による洪水緩和等が挙げられる。

エスディージェー SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた，令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため，「誰一人取り残さない」を理念とし，地球規模の課題である貧困や飢餓，エネルギー，気候変動等に関する 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを掲げている。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、住民・事業者・権利者等が主体となって、地域資源を生かしたまちづくりや地域課題の解決等に継続的に取り組むまちづくりの手法。

オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物に覆われていない土地の総称。また、都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

屋上緑化

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

- か -

開発行為

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。都市計画法により、市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については、市長の許可を受ける必要がある。

河川愛護会

河川や水辺施設の環境を良好に保ち、市民が快適にふれあい、親しむことができるように、自発的・日常的清掃活動を行う地域団体。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

企業の社会的責任（CSR）

企業は社会的な存在であり、自社の利益を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。CSRはCorporate Social Responsibilityの頭文字。

気候変動

大気の平均状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因（温室効果ガスの増加、森林破壊など）のほか自然的要因（地球自転軸の傾きの変動、太陽活動の変化、火山噴火など）もある。

協働

市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、または補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むこと。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）。

グリーンビルディング

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

景観計画

区域と方針、景観形成上の制限内容や景観重要公共施設の整備方針などを定める景観行政を進める基本的な計画。本市では、「杜の都」の特性を生かした魅力的な景観形成の推進を目的として平成 21 年(2009 年)に仙台市「杜の都」景観計画を策定した。

公園愛護協力会

公園ごとに組織され、街区公園の除草清掃、遊具施設の点検通報活動、園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組む、地域コミュニティづくりに貢献している市民団体。

公園空白地

街区公園の標準誘致距離である半径 250m の範囲に都市公園がない地域。

公開空地

建築基準法五十九条の二に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

- さ -

再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出せず、国内で生産でき、安全性の高い低炭素の国産エネルギー源をいい、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど多様な種類がある。

里山

都市の身近にあり、燃料・肥料・食料・生活資材の調達など様々な人間の働きかけを通じて環境

が形成されてきた雑木林・アカマツ林などの二次林，スギやヒノキの植林などで構成される低山や丘陵。

市街化区域

市街化を促進する区域として，都市計画で定める区域。既成市街地と概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

施設マネジメント

将来にわたって持続可能な都市運営を行うため，経営的な視点から施設を効果的・効率的に活用し，管理する活動。

施設緑地

都市公園，公共施設緑地，民間施設緑地のこと。都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地に区分される。公共施設緑地とは，都市公園以外の公有地，または公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。民間施設緑地は，民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

指定管理者制度

従来，地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について，株式会社を初めとした企業・NPO法人など様々な団体に包括的にゆだねることができる制度。仙台市では，平成16年(2004年)度から導入している。

樹冠

樹木の上部についている枝と葉の集まり。

水源・地下水涵養

森林の土壌が，雨水を浸透・貯留することにより，河川へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに，川の流量を安定させる機能のこと。また，雨水が森林の土壌を通過することにより，水質が浄化される機能のこと。

ストック

在庫品。手持ちの品。ある時点で存在する資源。

生態系

ある地域に存在する全ての生物と，非生物的環境（大気・水・土壌・光など）を，食物連鎖等の関係により，とらえたまとまり。生態系内では，生物間や生物－非生物間の相互作用により，バランスのとれた状態となっている。

生物多様性

自然の豊かさを表しており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの階層がある。各階層で種類の数やその量のバランスなどにより評価される。

仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）

仙台市環境基本条例第8条に基づく環境基本計画として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるもの。

仙台防災枠組2015-2030

平成27年(2015年)3月に、国連が主催し、仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文書。令和12年(2030年)までの国際的な防災の取組み指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したのが特徴。

総合設計制度

建築基準法第59条に基づき、敷地内に一般に公開された広場や緑地などの空地を確保する良好な建築計画に対して、容積率や高さ制限などの緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る制度。

- た -

多自然川づくり

瀬や淵の保全・再生、植生・自然石を利用した護岸の整備など生物の良好な生育環境に配慮し、併せて自然景観を整備・保全する取組み。

多層緑化

敷地内の緑化のうち、高木・中木などと低木、地被類、花壇などを組み合わせて行う植栽。みどり豊かな都市環境の形成において、効果的で質の高い緑化として推奨している。

地域制緑地

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地等、一定の地域を指定して定められているもの。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書によると、過去100年間に地上気温が0.74℃上昇し、世界の氷河が融けて先端が後退するなど、既に世界中で様々な影響が現れていることが分っている。

地区計画

各地区の特性に応じたきめの細かい環境整備を行うために、地区住民などの合意のもとに都市計画として定める計画。計画内容としては、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザイン、垣や柵の構造などを定めるもののほか、一定の条件の下に容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

地区計画等緑化率条例制度

都市緑地法第 39 条に基づき、良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画等において、建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築等に関する制限として定めることのできる制度。

（施設の）長寿命化

建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、改修などにより耐用年数の延長を図ること。

適応策

既に起こりつつある又はこれから起こりうる気候変動による影響にあらかじめ備え、被害の防止や軽減を図るための対策のこと。農作物の高温対策、水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等が挙げられる。

都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能を総称したもの。

都市計画区域

都市計画法第 5 条に基づき、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。本市の都市計画区域は 5 市 5 町 1 村からなる「仙塩広域都市計画区域」として宮城県により指定されている。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として昭和 31 年(1956 年)に制定された法律。

都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定められた地域。

都市緑地法

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺等が急速に都市において減少することに鑑み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。平成 16 年(2004 年)に「都市緑地保全法」が改正され創設。既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地域」の制度や市街地の緑化を推進する「緑化地域」の制度等が拡充された。平成 29 年(2017 年)に改正された。

土地区画整理事業

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するように、区画形質の変更を行う事業。

土地利用調整制度

郊外部において開発事業を実施しようとする事業者が、土地利用方針との整合性を確保した計画を作成するとともに、土地利用調整手続の実施を通して開発事業計画を公表し、市民意見や市長意見に配慮した計画を検討することにより、郊外部における適正な土地利用を誘導する制度。

- な -

二酸化炭素

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

- は -

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio(生物)」と「Mass(量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

PFI

従来、国な地方公共団体が自ら行ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営を、民間の資本・経営能力・技術的能力を活用して行う社会資本整備の手法。仙台市における PFI の事例としては、新天文台や新野村学校給食センター、新高砂学校給食センターが挙げられる。

ヒートアイランド現象

都市部でのエネルギー消費量の増加や緑地の減少、ビルなどの構造物が熱をため込むこと、道路

がアスファルトやコンクリートで固められているために、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起こる、都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。

ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する「バイオ：Bio」と場所を意味する「トープ：Tope」から作られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間のこと。「自然」を「緑」だけでなく「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、現存する環境を保全あるいは修復、創造していく場合に、人間と生きものが共存できる場づくり、空間づくりを意図した用語。

東日本大震災

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 14 時 46 分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近で発生した、深さ約 24km を震源とする地震。マグニチュードは、昭和 27 年(1952 年)のカムチャッカ地震と同じ 9.0 で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査所 (USGS) によれば、1900 年以降、世界で 4 番目の規模。

広瀬川創生プラン

平成 16 年(2004 年)に市民 NPO、国県関係機関、企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプラン。平成 27 年(2015 年)3 月に改定された。

広瀬川の清流を守る条例

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和 49 年(1974 年)に制定された。河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定している。

風致地区

都市内の樹林地、丘陵、渓谷、水辺などのすぐれた自然的景観を形成している地区や、歴史的な人文景勝地について、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められる地区。

プレーパーク

既成の道具を置かず、子どもたちが工夫して、遊びを作り出すようにしている遊び場。子どもの安全確保のために指導員等を置くこともある。

防災環境都市

仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営むことができる、持続可能な

魅力あるまちづくりを国内外に発信し、都市の価値を高めていくための取組みを進めている。

- ま -

緑の活動団体

杜の都の環境をつくる条例第34条に基づき、認定された市民団体。本市では認定された団体に対し、緑に関する情報や活動支援などを行っている。

杜の都の環境をつくる条例

緑の保全や創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に昭和48年(1973年)に制定された条例。保存緑地や保存樹木の指定及び建築行為等における緑化基準などを定めている。

- や -

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた林。一般には農家に防風などの目的で設置され、季節風の強い地域に多く見られる。本市においては、東部の農地に分布するものは居久根^{いぐね}と呼ばれる。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

- ら -

流域治水

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興の3点により、河川の流域のあらゆる関係者の協働のもと、ハード・ソフト一体的かつ多層的に行う治水対策。

緑視率

人の視線からみた範囲のうちみどりの占める割合。緑被率と比較して、人が視覚的に緑の状況を実感できる指標であり、みどりが豊かと感じる緑視率は30%程度といわれる。

緑被地

樹林地や公園等の芝生、ススキ・ササ等の草地、水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面のこと。

緑被率

緑被地面積が対象区域全体面積に占める割合を表したもの。

緑化計画制度

杜の都の環境をつくる条例第 29 条に基づき、1,000 m²以上の土地または敷地において建築行為を行う場合には、あらかじめ当該建築行為に係る土地または建築物敷地内についての緑化に関する計画書（緑化計画書）を提出し、市長の認定を受けることを義務づけている制度。

緑化重点地区

都市緑地法第 4 条に基づき定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。本市では 4 地区（仙台都心部地区、あすと長町地区、卸町地区、泉中央地区）指定している。